

令和2年度

包括外部監査結果報告書

公園に関する財務事務の執行について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 山田 文禎

金沢市議会議長 久保 洋子 様
金 沢 市 長 山野 之義 様
金沢市監査委員 林 充男 様
金沢市監査委員 中村 哲郎 様
金沢市監査委員 高岩 勝人 様
金沢市監査委員 清水 邦彦 様

令和3年3月24日
金沢市包括外部監査人
山田 文禎

地方自治法第252条の27第2項に定める、令和2年4月1日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第252条の37第5項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の方法	1
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	監査人補助者	2
8	利害関係	2
9	監査の結果と意見	2
10	その他	2
第2	監査対象の概要	3
1	金沢市の緑を取り巻く現況	3
2	金沢市の緑を取り巻く動向	5
3	金沢市の人口及び土地利用、市民意識	8
4	第2次計画における緑のまちづくりと課題	9
5	金沢市緑のまちづくり計画の概要	11
6	監査対象事業の選択方針	14
7	組織	25
第3	外部監査の結果	26
第1章	総論	26
1	施策の推進体制	26
2	計画の進行管理	27
3	金沢市地域防災計画における公園緑地等の位置づけ	29

第2章 各論	31
1 街路樹等雪吊り魅力向上事業費	31
2 緑あふれる都市づくり事業費	34
3 街路樹維持管理費	39
4 公共施設緑化事業費	43
5 緑豊かなまちづくり促進事業費	46
6 森の都金沢緑化基金費	50
7 緑の少年団活動支援費	54
8 緑と花の活動員事業費	58
9 金沢市緑のまちづくり審議会経費	61
10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助	64
11 樹木害虫防除事業費補助	67
12 公共施設等樹木害虫防除事業費	70
13 保存樹適正管理事業費	73
14 城北市民運動公園整備事業費	78
15 卯辰山公園開設 100 年魅力向上事業費	82
16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費	86
17 卯辰山公園眺望景観創出事業費	88
18 西部緑道整備事業費	91
19 既設公園整備（リニューアル等）事業費	94
20 公園施設整備事業費	97
21 歩けるまちの休憩空間創出事業費	104
22 児童遊園整備補助	106
23 公園愛護費	112
24 公園維持管理費	118
25 公園保守管理費	126
指摘事項・意見一覧	149

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

公園に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが改修や更新の時期を迎えている。

公園においても、遊具等の改修や更新、植生の養育維持に支出が見込まれており、計画的かつ持続可能な施設管理が求められている。

また、緑が有する多面的な機能を市民の重要な社会基盤（グリーンインフラ）と捉える動きが広がっており、金沢市では、「金沢市緑のまちづくり計画」を策定し、「緑の柔軟な活用」及び「市民協働をはじめとする公民連携の推進」を新たな視点として掲げ、市民とともに、緑の魅力と質を高める施策を展開している。

加えて、公園は大雨時の雨水貯留や大雪時の排雪場としての活用のほか、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所など、防災・減災の機能を発揮することが求められている。

このような状況を鑑みて、公園に係る財務事務を精査し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

（1）監査の視点

監査の視点は以下のとおりである。

- ①財務事務の執行が関係する法令・条例等に基づいて適正に行われているか。
- ②契約（請負、委託）に係る事務が適正に行われているか。
- ③事務事業の執行（公園事業に関連して策定された整備計画等の進捗状況）が適正かつ効果的・効率的に行われているか。
- ④補助金の支出が関係法令等に準拠して適正に行われているか。
- ⑤公園事業に関する資産の取得、管理、処分が適正に行われているか。

（2）主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- ①担当課の組織、人員、財務等の概要について、担当課への質問及び関連文書の閲覧を実施した。
- ②財務事務の執行について、金沢市緑のまちづくり計画の進捗状況に留意しつつ、担当課への質問及び関連する帳簿、証拠資料等の関連文書の閲覧を実施した。
- ③監査対象事業の状況を把握するため、現地視察を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として令和元年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

令和2年6月11日から令和3年3月19日まで

7 監査人補助者

田嶋 隆大（公認会計士、税理士）

木戸 正裕（公認会計士、税理士）

深澤 智士（公認会計士）

大屋 貴裕（税理士）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見

監査の結果については、合規性、効率性等の観点から、是正が必要と思われるものについては【指摘事項】、組織及び運営の合理化等に資するものについては【意見】と記載した。

10 その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。
また、文中に数値を引用した場合にも、端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 金沢市の緑を取り巻く現況

金沢市の緑を取り巻く現況については、以下の基礎的自然条件、社会条件が大きく影響している。

(1) 基礎的自然条件

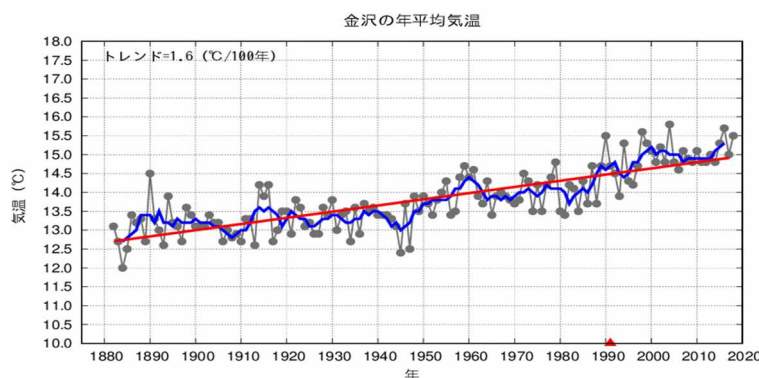
金沢市の地勢は、北西は日本海に面し、南西から南東にかけて白山山系の奈良岳(1,644m)、大門山(1,571m)から医王山(939m)の山岳地帯となり、白山市から富山県南砺市、小矢部市に接している。これから北に向かって北部加賀丘陵となって傾斜し、丘陵地の先端から金沢平野が広がり、その中を犀川(34.5km)、浅野川(28.9km)、森下川(23.6km)などの河川が日本海や河北潟に流れ、河口には金沢港が形成されている。市街地は丘陵部から平野部にかけて展開し、平野の西部で白山市と野々市市に接し、東部から北部にかけて津幡町と内灘町に接している。

金沢市の総面積は、468.6km²であり、うち都市計画区域は249.8km²(市街化区域99.9km²、市街化調整区域149.9km²)、林野面積は281.4km²である。東西の距離は23.3km、南北の距離は37.3kmであり、海岸線の長さは9.2kmである。

金沢市の気候は、年平均気温15.5度、年間降水量2,765.5mm、年間降水日数(日降水量が1.0mm以上の日の合計)185日、年間雪日数59日、平均湿度69%、日照時間1,880.7時間であり、冬の降雪をはじめ年間を通じて降水量が比較的多く、日照時間が少ない日本海側気候である。

金沢市の地形は、北西部一帯の平野部と南東部一帯の台地・丘陵・山地部に区分される。平野部は、海岸線に沿って幅約7kmの範囲の大部分が標高10m未満であり、南西側は手取川扇状地から北東側の河北潟に至り、北西側は標高30m未満の低い砂丘を介して日本海に接している。台地・丘陵・山地部のうち、平野部に近い標高ほぼ200mのところは台地・丘陵部で、その南西から南にかけては次第に標高が高くなる山地部が県境まで続き、その丘陵部の中で戸室山とキゴ山が孤立丘を形成している。海岸部の砂丘は、均一な中粒砂で構成されており、河北潟干拓地から大野川沿いにかけて埋立地と金沢港口に隣接する埋立地は、人工改変地である。

【金沢市の自然状況】



(出典：気候変化レポート2018～関東甲信・北陸・東海地方～(東京管区气象台))

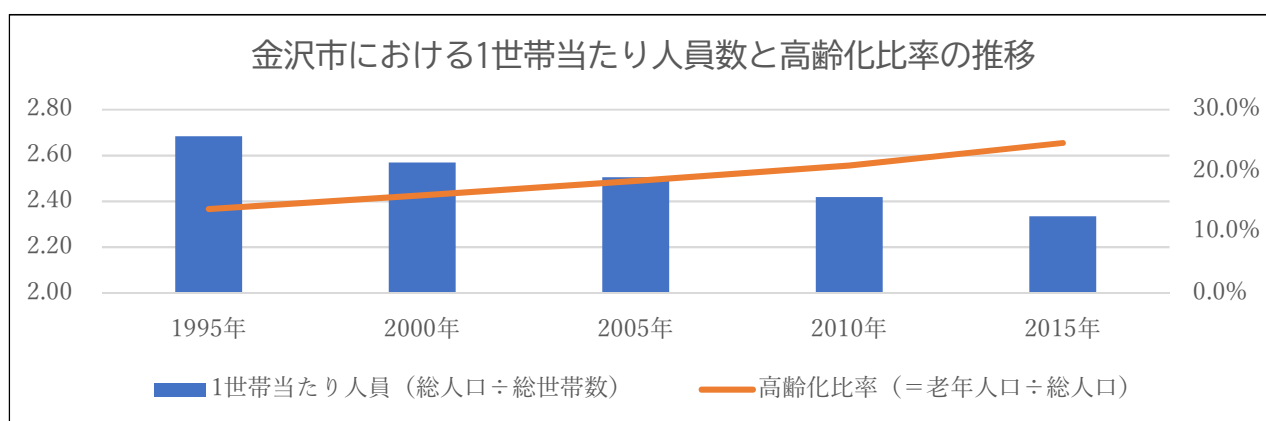
金沢市において、年平均気温は100年あたり約1.6°Cの割合で上昇している。金沢地方气象台によると、地球温暖化が最も進行する場合、21世紀末には現在より約4°C上昇し、現在の鹿児島市と同程度になると予測されている。今後、気温の上昇とともに大規模な豪雨災害が想定されることから、平常時からの防災対策が必要である。

(2) 社会条件

金沢市の人口は、直近の平成 27 年国勢調査によれば、約 46 万 5 千人、約 19 万 9 千世帯であった。人口動態の推移を見ると、自然動態は減少傾向にある反面、社会動態は増加傾向であり、自然動態の減少を社会動態が補う状況である。

高齢人口比率は、過去 2 回の国勢調査と比較し、急激に上昇する一方、15 歳未満の年少人口及び 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は減少傾向にあり、約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えている。

また、1 世帯当たりの人員は 2.3 人と過去最低となっており、今後も核家族化や少子化、高齢者の単身世帯の増加により、1 世帯当たりの人員は減少すると想定される。



(出典：総務省統計局 調査統計室)

高齢化比率の推移は、公園利用のニーズを変化させ、今後の公園管理に対して非常に大きな影響を及ぼす可能性がある。

2 金沢市の緑を取り巻く動向

(1) 社会情勢の動向及び関連する法改正等

①人口減少及び少子高齢化の進行と集約都市の形成

全国的に、人口減少社会を見据えた段階的な都市構造の再構築等の必要性が高まっている。

金沢市では、平成 29 年に「金沢市集約都市形成計画」を策定し、成熟都市の実現を目指す方針を示した。これに基づいて、緑が有する多面的な機能を積極的に活用し、緑とオープンスペースに対する市民の様々なニーズに応える仕組みや体制づくりが求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成 26 年 8 月 都市再生特別措置法の改正（国）
- ・平成 29 年 3 月 金沢市集約都市形成計画^(※)の策定

※金沢市集約都市形成計画

平成 26 年に改正された都市再生計画特別措置法の立地適正計画に相当する金沢市の計画であり、長期的な視点から金沢市の持続的発展が可能となる都市構造の段階的な再構築の考え方を示した都市の集約化に関する総合計画である。

②環境問題や自然災害に対する安全安心なまちづくり意識の高まり

森林や公園緑地等の緑は、大気や水質の浄化作用等のほか、雨水浸透や土砂流出の抑止など、防災・減災機能を有している。

これら自然や緑が持つグリーンインフラとしての機能を積極的に活用し、地球環境にやさしく、まちの安全安心を持続的に確保する視点がより重視されてきている。

【関連する法改正等】

- ・平成 28 年 5 月 地球温暖化対策計画の策定（国）
- ・平成 28 年 5 月 国土強靱化アクションプラン 2016 の策定（国）

③公共インフラの老朽化の進行

全国的に、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが、改修や更新の時期を迎えている。

公園緑地においても、今後、既存施設の改修や更新に係る費用の増加、繁茂しすぎた植栽や寿命を迎えつつある植栽の更新等が見込まれており、計画的かつ持続的な施設管理が求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成 25 年 11 月 インフラ長寿命化基本計画の策定（国）
- ・平成 30 年 10 月 公園施設長寿命化計画^(※)策定指針（案）改定版公表（国）

※公園施設長寿命化計画

老朽化が進む公園施設について、利用者の安全確保対策の強化、修繕・更新費用の平準化を図る観点を踏まえ、施設ごとに計画的な維持管理方針を定め、施設ごとの修繕・更新の予定時期や内容等を取りまとめた計画である。

④価値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化

近年、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいるが、画一的な公園施設や厳しい公園ルールが今なお多く存在するとともに、老朽化等による魅力の低下が顕在化している。

今後の公園緑地には、これからの時代に対応した公共空間としての役割や機能向上、生活の質を高める魅力ある空間づくりが求められている。

⑤ICT・AI技術の進展

ICT（情報通信技術）の進歩とともに、多様なサービスを享受することができるようになり、さらに人の活動を支援するAI（人工知能）技術が急速に普及し始めている。

今後、地方自治体においても、これらの技術を活用した公共施設の品質管理や維持管理、利便性や安全性の向上を図ることが求められている。

⑥持続可能な開発目標（SDGs）の達成にむけた取組

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年に向けた持続可能な開発目標が設定された。

自治体等においても、各種計画の策定や改定においてSDGs精神を反映し、進捗管理制度や手法の確立、多様な主体の連携による目標達成等が求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成27年9月 持続可能な開発のための2030アジェンダ（国連）の採択

⑦多様な主体の連携による総合的なまちづくりの必要性

従来型の取組だけではなく、新しい公共のかたちを模索し、多様な主体（市民、事業者関係団体等）との連携を推進していく必要がある。

そのためには、既存の公共空間に市民の知恵や活力を取り入れ、限られた資源を賢く使う総合的なまちづくりの視点が求められている。

【関連する法改正等】

- ・平成26年3月 金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の改正（金沢市）

(2) 緑を取り巻く法制度や仕組みの改正等

以下4つの項目について、法制度や仕組みが改正等されている。

①生物多様性の保全

平成22年10月に「生物多様性条約締結国会議(COP10)」で合意された愛知ターゲットや、平成24年9月に策定された国の「生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現にむけたロードマップ～」において、生物多様性の保全及び持続可能な利用、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略が示された。

②緑とオープンスペース政策の転換

平成28年5月に『「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書』を国土交通省が公表し、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する新たなステージへ移行すべきとの方針が示された。

また、新たなステージで重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことが示された。

ここでオープンスペースとは、都市計画で、心理的な潤いを人々にもたらし、また、防災上の役割を負う永続的な空地(くうち)をいい、ストック効果とは、整備された社会資本(社会インフラ)が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果を意味する。

③都市農業の振興

平成28年5月に都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」が策定され、「都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針」、「都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」が示された。

④都市緑地法等の一部改正

平成29年6月に都市緑地法等の一部が改正され、「都市公園の再生・活性化」、「緑地・広場の創出」、「都市農地の保全・活用」に関する法整備が行われたことで、都市公園の管理方針とともに「緑地」の定義に農地が含まれることが明確化され、市区町村が策定する「緑の基本計画」には、生産緑地のほか都市農地の保全の方針を記載できることとなった。

3 金沢市の人口及び土地利用、市民意識

金沢市の人口は、今後減少が進むと予測されており、特にまちなかにおける年少人口の減少と老年人口の増加が顕著である。

また、平成 27 年の北陸新幹線開業による交流人口の急激な増加に伴い、金沢駅周辺や都心軸沿いの開発が進む一方、まちなか区域では、多く残存する「金澤町家」が年間約 100 棟取り壊されるとともに、低未利用地（平面駐車場、工事中の土地、未利用地など）の面積が増加している。

さらに、金沢外環状道路（海側幹線）周辺を中心に市街化等が進み、農地をはじめとした緑の土地利用が減少している。

住まい周辺の生活環境に対する満足度については、平成 29 年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果によると、「満足」及び「ほぼ満足」を合わせた割合は、「公園・緑地の整備状況」で 42.1%、「自然・緑の豊かさ」で 48.0%と、他の生活環境に対する満足度よりも比較的高い状況である。

【住まい周辺の生活環境に対する満足度（市全体）】

満足度が高いもの（上位 4 項目）		満足が低いもの（下位 4 項目）	
買い物の便利さ	54.0%	観光客と住民との調和	9.2%
自然・緑の豊かさ	48.0%	災害に対する備え	11.1%
医療環境	47.3%	福祉施設の整備状況	17.4%
公園・緑地の整備状況	42.1%	通学路の安全対策	20.0%

（出典：平成 29 年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果）

また、市民が公園緑地に求めている役割としては、近年の大規模な自然災害の発生状況もあり、「災害時の避難場所等の防災拠点」が 36.3%と最も高く、次いで「緑や花等自然の豊かさ」、「運動や憩い・休養等健康増進の場」、「子供の遊びや運動の場」となっており、公園緑地に対するニーズの多様化がうかがえる。

【金沢市をもっとよくするために公園緑地が担うべき役割】

回答が多い上位 4 項目	
災害時の避難場所等の防災拠点	36.3%
緑や花等自然の豊かさ	30.2%
運動や憩い・休養等健康増進の場	29.6%
子供の遊びや運動の場	27.3%

（出典：平成 29 年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果）

4 第2次計画における緑のまちづくりと課題

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、自治体が将来に向けた緑地の保全や緑化の推進に関する目標や施策等を定める法定計画である。

金沢市では、平成10年にはじめて「金沢市緑の基本計画」を策定し、平成21年には金沢らしさと快適で潤いのある都市の形成を目指し、第2次計画として「緑の保全と活用」「緑の創出」「緑のネットワーク」「緑化活動の推進」の4本の柱を定め、様々な施策を展開してきた。

(1) 第2次計画における緑のまちづくりと課題

①緑の保全と活用

ア 特徴的な地形の緑の保全

金沢の地形が生み出した緑は、地区や区域等の指定や技術的・財政的支援等により、保全されている。特に、金沢の特徴的な緑である斜面緑地については、約843haを保全区域に指定し、高木緑化や巨木適正管理、保全活動に係る助成に取り組んできたが、所有者が管理できない土地や、高齢化により管理が行き届かない農林地も見られる。

イ 歴史文化を反映した緑の保全

また、金沢市は、金沢城公園や兼六園をはじめ、歴史文化を反映した緑を有しており、適切な維持管理や保存樹・景観樹の指定等により、その魅力や価値を保全してきたが、近年では所有者の世代交代に伴い、維持管理に関わる近隣トラブル等を背景とした保存樹解除を求める声上がるなど、保全にむけた課題も生じている。

②緑の創出

ア 公園緑地の整備

金沢市の公園緑地は、平成30年時点で842箇所、623.0haが整備されており、平成20年と比較し、89箇所、約70ha増加したことで、一人当たりの都市公園面積は約2㎡増加し、中核市平均を約3㎡上回っている。

イ 緑の充足状況

地域制緑地の分布、都市計画区域内の緑の充足状況は9割を超えており、おおむね充足しているが、藩政期からの都市構造が残るまちなか区域やミニ宅地開発が集中的に進んだ郊外の一部では、身近に公園が存在しない地区が存在する。

ウ 公園緑地の設置からの経過年数と維持管理

設置から30年以上経過した公園緑地が全体の約半数を占めており、遊戯施設や休養施設の老朽化が進んでいる。

また、地域の公園愛護団体等と連携しながら、公園緑地の適切な維持管理に取り組んできたが、管理が十分に行き届いていない公園緑地が一部見られる。また、公園緑地だけでなく街路樹の維持管理費も年々増加傾向にあり、平成20年度と平成29年度を比較すると約1.76倍に増加した。

③緑のネットワーク

ア 大規模拠点の整備

大規模な総合公園として、平成 23 年に大乘寺丘陵公園が全面開園したほか、卯辰山公園では「四百年の森」の拡張や「眺望の丘」の整備など、ネットワークの拠点としての機能強化が進んだ。

イ 街路樹の整備

市が管理する街路樹は、幹線道路を中心として総延長約 256 k m（図上計測値）が整備されており、高木 28,420 本、低木 453,000 本が植栽されているが、植栽から長年経過し、巨木化した街路樹による歩道部の根上り現象をはじめ、樹勢に衰えがある樹木や街路樹の連続性が途切れている区間が存在している。

また、海側の平野部では、西部緑道の延伸など、金沢市内を流下する犀川や浅野川、台地、丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成が進んでいる。

④緑化活動の推進

ア 緑を守り育てる担い手

平成 29 年度時点で、金沢市内各地域で花いっぱい運動に取り組んでいる団体数は 311 団体あり、市民緑化ボランティア団体「かなざわ緑と花の会」は、7 グループで構成され、活動員数は 138 名が在籍し、ともに近年は、ほぼ横ばいの傾向である。

公園緑地を守り育てる公園愛護団体や公園等里親団体の団体数は、年々増加傾向にあり、それに伴い、維持管理を促進するための管理奨励金も増加している。

イ 緑化イベント

「緑を育て金沢を美しくする会」主催の緑化イベントは、年間約 50 回開催されており、緑化活動の普及に取り組んでいる。

毎年、秋に開催されている緑花フェスティバルは、約 1 万人の来訪者があるが、イベント企画内容の定型化や参加者の固定化が見られる。

【緑花フェスティバル】



5 金沢市緑のまちづくり計画の概要

(1) 計画の位置づけと対象

金沢市緑のまちづくり計画（以下、「緑のまちづくり計画」という。）は、第2次計画の「金沢市緑の基本計画」策定後約10年が経過し、社会情勢の変化と国の整備方針が新たに展開される中で、これまで進めてきた取組を踏まえ、新たな時代を見据えた課題解決にむけて、総合的な緑のまちづくりを進めるために第3次計画として策定されたものである。

緑のまちづくり計画は、国の「都市緑化法」と「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」に基づき、金沢市の上位計画である「世界の「交流拠点都市金沢」をめざして」や「金沢市都市計画マスタープラン」及び国、県、市の関連計画等との整合を図り、今後の金沢市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画である。

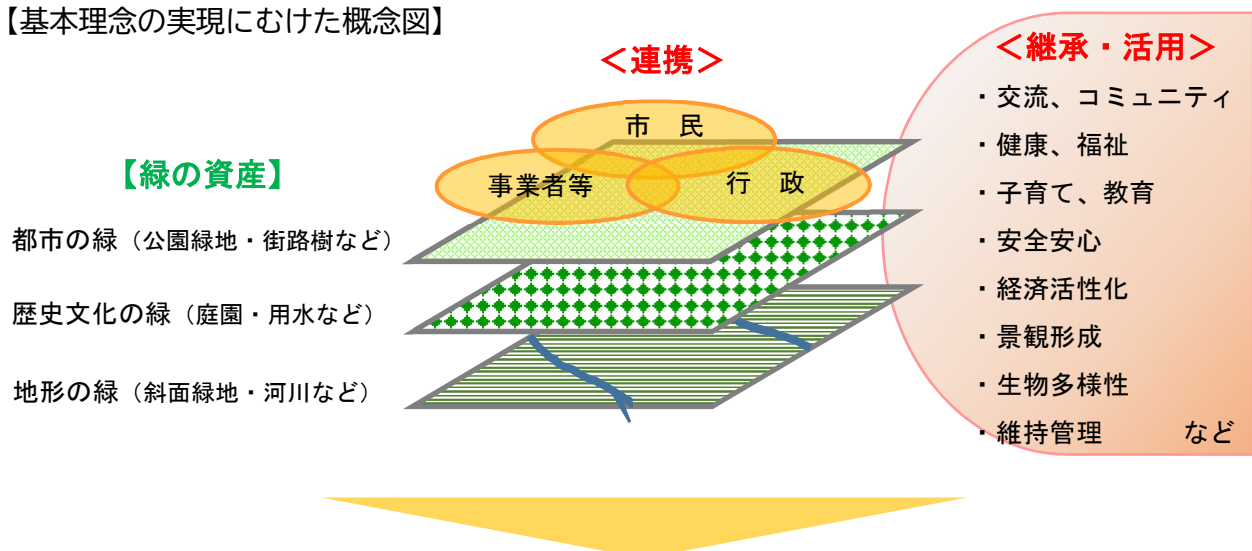
緑のまちづくり計画の対象区域は都市計画区域内であり、その期間は令和元年度から令和10年度までの10年間である。

(2) 計画の基本理念と実現に向けた視点

金沢市の緑は、「地形が生み出した緑」を基盤とし、「歴史文化を反映した緑」と公園緑地、街路樹等の「都市の緑」とが重層性をなすことから、計画の基本理念を『豊かな緑の重層都市金沢～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～』として掲げる。これを実現するため、以下の3つの視点を設定し、その施策を展開している。

- 視点1：貴重な緑を守りながら良好なかたちとして承継する
- 視点2：多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進める
- 視点3：緑のまちづくり活動において多様な主体との連携を進める

【基本理念の実現にむけた概念図】



継承・活用・連携の視点により、**緑の資産**の**価値**を高め、**次の世代に引き継ぐ**

(3) 計画の基本方針と施策

計画では、上記の視点から導かれる基本方針を柱とし、それぞれの基本方針の実施に必要な施策を講ずる。

【視点1】貴重な緑を守りながら良好なカタチとして承継する



基本方針1：金沢の暮らしと営みが育んだ緑を守り、引き継ぐ【承継】

金沢市には犀川・浅野川、卯辰山丘陵・小立野台地・寺町台地等の「地形が生み出した緑」を基盤として、これまで受け継がれてきた社寺林、町家の庭等の「歴史文化を反映した緑」、公園緑地や街路樹等の「都市の緑」が重層性をなしており、そのような貴重な緑を良好な形で後世に引き継ぐために、都市の緑の効率的な維持管理や計画的な更新に取り組むほか、保全策の周知徹底や助成制度の適切な運用によって、歴史文化の緑や特色ある地形の緑の継承を図るということである。具体的な実施施策としては、都市の緑の維持管理の推進、地域のシンボルとなる緑の継承、特色ある地形の緑の継承が挙げられる。

【視点2】多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進める



基本方針2：金沢の多様な緑を活かし、魅力と質を高める【活用】

緑は景観的な活用だけではなく、非常時の避難場所等、多機能的な活用が期待されていることから、金沢市のまちづくりにおける緑の活用の可能性を探り、新たな価値を生む緑の空間を創出するとともに、防災機能の強化等にも取り組み、また、水と緑のネットワーク形成をさらに進めるほか、地域主体の緑のマネジメント体制の整備、地形が織りなす緑の利活用等、金沢の緑の魅力を高めるよう活用を図るということである。具体的な実施施策としては、新たな価値を生む緑空間の創出、魅力ある水と緑のネットワークの形成、地域の特徴的な緑の魅力の向上、市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実、地域特性に応じた緑のマネジメントの推進、魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用が挙げられる。

【視点3】緑のまちづくり活動において多様な主体との連携を進める

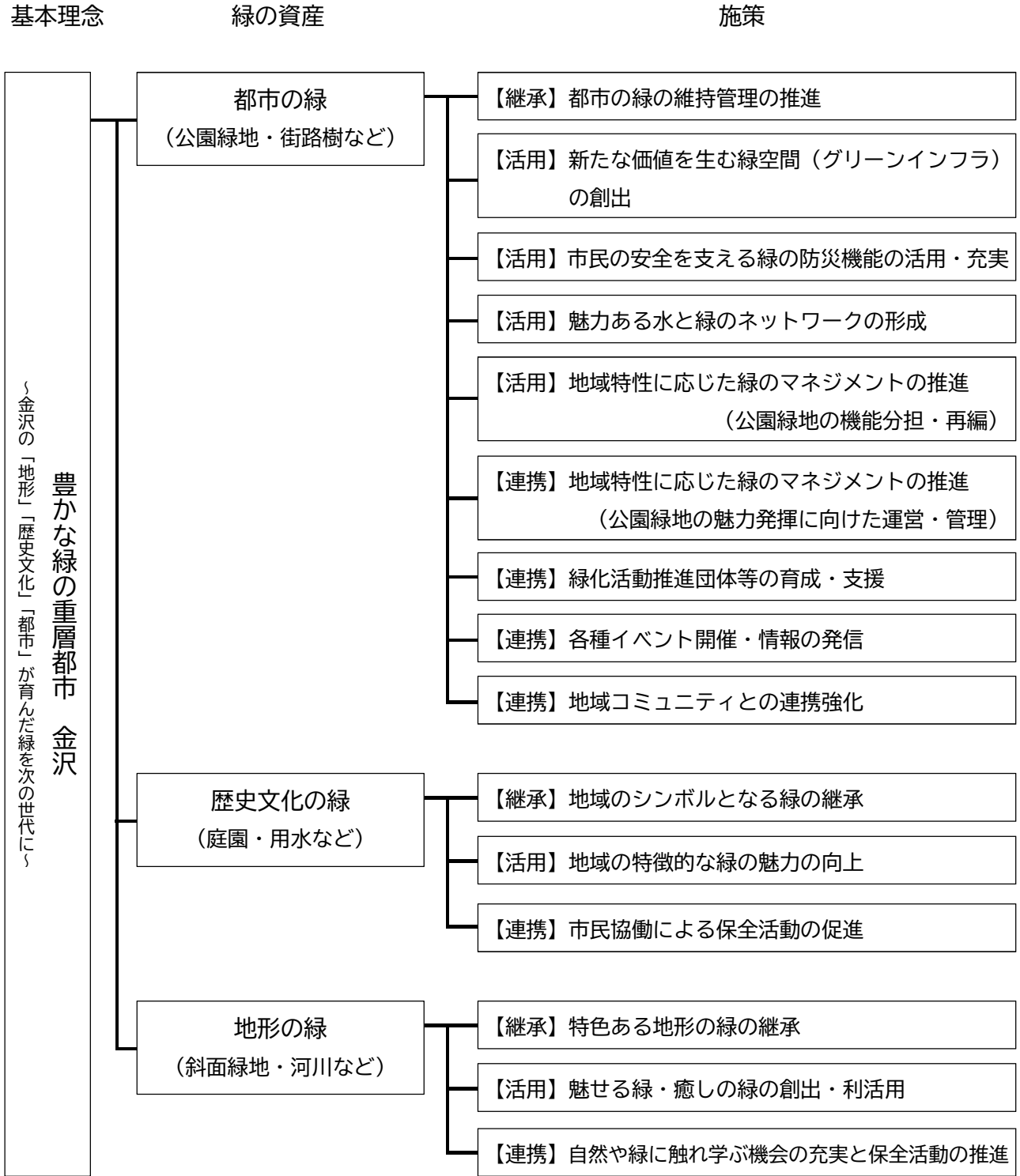


基本方針3：金沢の緑のまちを支える人を育み、つなげる【連携】

金沢市の重層性ある緑を使いこなし、次世代に継承するために、地域や利用者とのコミュニケーションを通じた管理運用が必要となる中、これまでの取組では運営が困難となることが想定され、多様な主体との連携も不可欠となることから、緑のまちづくりへの市民や事業者等の参画を促すことやイベントの開催等により、市民の緑に対する意識向上を図り、団体間の交流を促進し、新たな担い手の育成や支援に向けた取組を進めるということである。具体的な実施施策としては、地域特性に応じた緑のマネジメントの推進、各種イベントの開催・情報の発信、市民協働による保全活動の促進、緑化活動団体等の育成・支援、地域コミュニティとの連携強化、自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進が挙げられる。

(4) 施策の体系

基本理念及び緑の資産を踏まえた施策の体系は、以下のとおりである。



6 監査対象事業の選択方針

(1) 監査対象事業一覧

緑のまちづくり計画を立案、推進する緑と花の課が所管する全事業から、緑のまちづくり計画に
関係する緑化推進費と公園費の事業を抽出し、監査対象とした。

事業名			対象緑地	当初予算 (千円)	
緑 化 推 進 費	公共緑化推進費	1	街路樹等雪吊り魅力向上事業費	都市公園、街路樹	36,000
		2	緑あふれる都市づくり事業費	街路樹	15,000
		3	街路樹維持管理費	街路樹	207,400
		4	公共施設緑化事業費	都市公園、公共施設緑地	69,400
		5	緑豊かなまちづくり促進事業費	都市公園、民間施設緑地、法による地域	2,000
	民有地緑化推進費	6	森の都金沢緑化基金費	民間施設緑地	11,875
	緑のまちづくり 推進費	7	緑の少年団活動支援費	公共施設緑地、 民間施設緑地	120
		8	緑と花の活動員事業費	公共施設緑地、 民間施設緑地	200
		9	金沢市緑のまちづくり審議会経費	全て	148
	緑化啓発普及費	10	緑を育て金沢を美しくする会事業費補助	公共施設緑地、 民間施設緑地	19,000
	樹木害虫防除事 業費	11	樹木害虫防除事業費補助	民間施設緑地	3,600
		12	公共施設等樹木害虫防除事業費	都市公園、公共施設緑地	34,393
	保存樹等適正管 理事業費	13	保存樹等適正管理事業費	民間施設緑地	7,710
公 園 費	公園新設改良費	14	城北市民運動公園整備事業費	都市公園	177,000
		15	卯辰山公園開園 100 年魅力向上事業費	都市公園	54,000
		16	卯辰山公園夜の彩り創出事業費	都市公園	10,000
		17	卯辰山眺望景観創出事業費	都市公園	20,000
		18	西部緑道整備事業費	都市公園	153,900
	既設公園整備事 業費	19	既設公園整備（リニューアル等）事業費	都市公園	133,800
		20	公園施設整備事業費	都市公園	98,000
		21	歩けるまちの休憩空間創出事業費	都市公園	17,000
	児童遊園整備費 補助	22	児童遊園整備費補助	民間施設緑地	2,100
	公園維持管理費	23	公園愛護費	都市公園	15,070
		24	公園維持管理費	都市公園	111,257
		25	公園保守管理費	都市公園	359,640

(2) 公園緑地の個所数と面積

事業実施対象公園は以下のように区分されている。

区分	箇所数		面積 (h a)		主な公園名
	平成 30年	増減 (※1)	平成 30年	増減	
街区公園 (※4)	454	45	104.7	8.6	
近隣公園	22	3	32.5	5.2	姉妹都市公園、鞍月中央公園、高尾中央公園、 駅西中央公園、城北中央公園、玉川公園
地区公園	2	0	6.3	0	額谷ふれあい公園、 <u>県</u> (※2) いしかわ四高記念公園
総合公園 (※5)	5	1	208.7	57.3	卯辰山公園、大乘寺丘陵公園、 <u>県</u> 金沢城公園、 <u>県</u> 北部公園、 <u>県</u> 奥卯辰山健民公園
運動公園 (※6)	3	0	72.0	5.2	金沢南総合運動公園、金沢城北市民運動公園
広域公園	1	0	42.1	0	<u>県</u> 健民海浜公園
特殊公園	6	0	52.8	0.4	外濠公園、奥卯辰山墓地公園、内川墓地公園、 こなん水辺公園、 <u>県</u> 兼六園、 <u>県</u> 本多の森公園
緑地	82	4	62.1	6.7	彦三緑地、主計町緑水苑、天神町緑地、 <u>県</u> 犀川緑地
緑道	6	2	7.4	0.1	湖陽緑道公園、上荒屋中央緑道、西部緑道、 高尾台4丁目緑道、福増町緑道
広場公園	5	0	0.4	0	香林坊にぎわい広場
都市公園計	586	55	594.0	83.5	
小公園等 (※7)	212	31	5.2	0.6	
未公示公園	44	3	23.8	-14.4	(※3)
合計	842	89	623.0	69.7	

※1 増減は平成20年との比較値である。

※2 県は石川県が管理している公園である。

※3 大乘寺丘陵公園（総合公園）の告示に伴い面積が減少している。

※4 街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供する目的とする公園である。その設置基準は、誘致距離250メートルの範囲内で1箇所当たり面積0.25h aを標準とする。

※5 総合公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園である。その設置基準は、都市規模に応じて1箇所当り面積10～50h aを標準とする。

※6 運動公園は、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園である。その設置基準は、都市規模に応じて1箇所当り面積15～75h aを標準とする。

※7 小公園は、街区公園の面積(0.25h a)以下の公園である。

(3) エリア別の緑のまちづくり方針と監査対象事業

緑のまちづくりを展開するエリアとその方針に対して、本監査対象となる事業をあてはめると以下のとおりとなる。具体的な事業名は、各論で検討される事業である。

①都市近郊の自然の豊かさを保全する（自然）エリア

当該エリアは、市街地の背景となる里山の緑が広がり、豊かな自然環境を形成している。

一方、人口減少や少子高齢化による耕作放棄地の増加や森林所有者の管理意識の低下による農林地の荒廃等が見られることから、自然の豊かさを保全し、生態系ネットワークを強化していくことが求められている。

【緑のまちづくり方針】

「里山が有する多面的な機能の発揮と生態系ネットワークの強化により次世代に引き継ぐ緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
歴史 文化	継承	地域のシンボルとなる緑の継承	保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理	保存樹・樹林等の適切な指定	13 保存樹等適正管理事業費
				管理奨励金の補助制度の適切な運用	
				保存樹・樹木カルテの作成と維持管理サポートの実施	
				維持管理方法の周知・徹底	
連携	市民協働による保全活動の促進	市民協働による歴史ある緑や用水の維持管理活動の促進	市民協働による活動の促進		
			維持管理活動の普及支援		
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	斜面緑地や丘陵地等の緑の継承	地区・区域指定や条例に基づく保全・継承	5 緑豊かなまちづくり促進事業費
				許可・事前届出制度等の的確な運用	
				竹林の拡大防止	17 卯辰山眺望景観創出事業費

				松くい虫対策の実施	11 樹木害虫防除事業費補助
				支援制度の周知・活用	5 緑豊かなまちづくり促進事業費

②緑と農の潤いを育む（緑と農）エリア

当該エリアは、田園や用水、海岸や河北潟周辺の緑と集落等の緑があいまって、地域の暮らしに潤いを与えている。

一方、農業の担い手不足等による遊休農地の拡大や維持管理が行き届かない農業用水が見られるほか、多様な開発行為が進んでいる地域が存在することから、田園や水辺の緑と集落等の緑が一体となった緑を適切に保全し、育てていくことが求められている。

【緑のまちづくり方針】

「田園や水辺の緑と集落等の緑が一体となった潤いある生活環境やゆとりある暮らしを育む緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助
					12 公共施設等樹木害虫防除事業費
	24 公園維持管理費				
	25 公園保守管理費				
			生態系ネットワークの強化	都市農地の維持・保全	
活用	魅力ある水と緑のネットワークの形成	水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	用水・惣溝沿いの緑化促進	2 緑あふれる都市づくり事業費 3 街路樹維持管理費	
歴史文化	継承	地域のシンボルとなる緑の継承	保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理	保存樹・樹林等の指定	13 保存樹等適正管理事業費
				管理奨励金の補助制度の適切な運用	
				保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施	

				維持管理の手引きの周知・徹底	
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	河川の緑の保全	犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理	
				川筋に面した民有地の緑の保全	
			海岸や河北潟周辺の緑の継承	海岸保安林（防風林）の育成	
				こなん水辺公園の管理	24 公園維持管理費
			農地・森林の多面的機能の維持	農地の保全	
活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	自然が広がる癒しの緑の利活用	農業の有効活用		
連携	自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進	多様な主体と連携した農林地保全活動の展開	地域ぐるみによる農地の保全		

③暮らしの質を高める（暮らしの質）エリア

当該エリアは、公園緑地や街路樹、民有地の緑等があいまって、良好な住環境を形成している。一方、公園樹木や街路樹の生長、公園施設の老朽化等が進み、維持管理に係る負担が増加しているとともに、少子高齢化等による空き家や空き地の増加、大地震や豪雨時における被害の軽減など、安全安心なまちづくりに向けた課題への対応が求められている。

【緑のまちづくり方針】

「緑豊かな住環境の適切な維持と緑の多面的な機能発揮により暮らしの質を高める緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の促進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助
					12 公共施設等樹木害虫防除事業費
				安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理	2 緑あふれる都市づくり事業費
					3 街路樹維持管理費

				環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理	6 森の都金沢緑化基金費 11 樹木害虫防除事業費補助 12 公共施設等樹木害虫防除事業費 24 公園維持管理費 25 公園保守管理費
活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出	公共公益施設の敷地内の緑化	4 公共施設緑化事業費	
	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	広域避難地としての公園の防災機能の強化		
			防災施設の利用 環境に配慮した公園改修	20 公園施設整備事業費	
	魅力ある水と緑のネットワークの形成	骨格をなす水と緑のネットワークづくり	西部緑道の延伸整備	18 西部緑道整備事業費	
			幹線道路沿道の豊かな緑化空間の創出	2 緑あふれる都市づくり事業費 18 西部緑道整備事業費	
連携	緑化活動推進団体等の育成・支援	緑のまちづくりの担い手の育成	将来の担い手となるボランティアの育成	8 緑と花の活動員事業費	
	地域コミュニティとの連携強化	多様な主体との連携による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及	5 緑豊かなまちづくり促進事業費 23 公園愛護費	
			公園等里親制度の見直し・団体登録の促進	5 緑豊かなまちづくり促進事業費	
歴史文化	継承 地域のシンボルとなる緑の継承	保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理	保存樹・樹林等の適切な指定 管理奨励金の補助制度の適切な運用	13 保存樹等適正管理事業費	

				保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施	
				維持管理方法の周知・徹底	

④都市の魅力を高める（都市の魅力）エリア

当該エリアは、犀川や浅野川のほか、鞍月用水等の保全用水が流れ、兼六園や金沢城公園、公園緑地や街路樹など、多様な緑が一体となり都市の魅力を高めている。

一方、保存樹・樹林等の貴重な歴史文化の緑に対する周知不足や公園緑地における市民ニーズとのミスマッチのほか、少子高齢化に伴う空き地や駐車場等の低未利用地が増加、地域コミュニティに根ざした緑のあり方など、多様な課題への対応が求められている。

【緑のまちづくり方針】

「緑の機能を効果的に組み合わせた多様な都市空間の創出により魅力を高める緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助
					12 公共施設等樹木害虫防除事業費
					24 公園維持管理費
					25 公園保守管理費
	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出	緑化空間の地域開放	19 既設公園整備（リニューアル等）事業費
					20 公園施設整備事業費
					2 緑あふれる都市づくり事業費
活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	民有地における良質な緑化の促進	住宅地の緑化促進	5 緑豊かなまちづくり促進事業費	
				事業所の緑化促進	
活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	暫定緑化空間の創出	低未利用地への市民緑地認定制度の活用		

				商店来街者利便 施設整備事業等 の活用	
		市民の安全を支 える緑の防災機 能の活用・充実	まちなか緑の防 災空間の整備・創 出	防災まちづくり 協定の締結によ る防災広場の整 備	
		魅力ある水と緑 のネットワーク の形成	水と緑のまちな か交流軸（回廊） の形成	用水・惣溝沿いの 緑化促進	2 緑あふれる都市づくり事 業費 3 街路樹維持管理費
連携	地域性に応じた 緑のマネジメン トの推進 （公園緑地の魅 力発揮にむけた 運営・管理）	民間活力等を活 かした運営・管理 と魅力あるサー ビスの提供	P a r k・P F I 制度等の活用		
		公園緑地の柔軟 な活用と利便性 向上に向けた仕 組みづくり	地域主体の緑の マネジメントの 試行		
	地域コミュニテ ィとの連携強化	多様な主体との 連携による活動 展開	花いっぱい運動 の発展促進	10 緑を育て金沢を美しくす る会事業費補助	
歴史 文化	継承	地域のシンボル となる緑の継承	市民共有の財産 としての緑の継 承促進（庭園等）	貴重な緑資産と しての文化財指 定等による継承	9 金沢市緑のまちづくり審 議会経費 13 保存樹等適正管理事業費
					活用
	連携	市民協働による 保全活動の促進	保存樹・樹林等の 価値の認識向上	保存樹・樹林ガイ ドマップ等の作 成	
保存樹・樹林等を 巡るツアー・見学 会の実施					
		市民協働による 歴史ある緑や用 水の維持管理活 動の促進	市民協働による 活動の促進		

地形	継承	特色ある地形の緑の継承	河川の緑の保全	犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理	
	活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	地形を活かした魅せる緑の創出	川筋景観としての緑の魅力向上	
			自然が広がる癒しの緑の利活用	河川を活かしたレクリエーション空間としての利活用	

⑤緑の交流拠点・水と緑のネットワーク

金沢市には、兼六園や金沢城公園をはじめ、金沢城北市民運動公園、大乘寺丘陵公園など、規模の大きな緑の交流拠点が存在する。

また、犀川や浅野川等の河川が日本海、河北潟と丘陵地を結び、西部緑道とともに水と緑のネットワークを形成する骨格が整っており、これらを構成する水と緑の資源は、生態系の有機的なつながりを育み、固有の生物多様性を生み出している。

一方、丘陵地や海岸沿い等における病害虫の発生防止、斜面緑地における土砂災害や河川緑地の豪雨災害の防止など、安全安心面からみた水と緑のネットワークの保全のほか、地形の緑を適切に維持管理し、継承していくための取組が大きな課題となっている。

また、大規模な公園や河川敷、西部緑道等における多様な利用ニーズに対応した機能やサービスの拡充と提供が求められている。

【緑のまちづくり方針】

「立地特性に応じた緑の交流拠点機能の強化とひととまち・自然をつなぐ水と緑のネットワークを形成する緑のまちづくり」

資産	視点	施策	取組	内容	具体的な事業名
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理	11 樹木害虫防除事業費補助
					12 公共施設等樹木害虫防除事業費
					24 公園維持管理費
					25 公園保守管理費
	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	卯辰山公園の魅力向上	15 卯辰山公園開園 100 年魅力向上事業費
					16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費
					17 卯辰山眺望景観創出事業費

				市民のスポーツ文化を支える運動公園の整備	14 城北市民運動公園整備事業費
				児童遊園の有効活用	22 児童遊園整備費補助
	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化		広域避難地としての公園の防災機能の強化	
	魅力ある水と緑のネットワークの形成	骨格をなす水と緑のネットワークづくり		西部緑道の延伸整備	18 西部緑道整備事業費
				水と緑のアプローチ空間づくり	
	地域特性に応じた緑のマネジメントの推進（公園緑地の機能分担・再編）	公園整備に関する制度及びあり方の見直し		「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導	
				都市計画決定された公園のあり方の検討	
				既存小公園のあり方の検討	
連携	地域特性に応じた緑のマネジメントの推進（公園緑地の魅力発揮にむけた運営・管理）	公園緑地の柔軟な活用と利便性向上にむけた仕組みづくり		地域主体の緑のマネジメントの試行	
				地域別「公園等運営管理協議会（仮称）」の設立にむけた検討	
				公園の商業利用促進と利用料金の設定	
	各種イベント開催・情報の発信	緑と花に関するイベントの充実		「緑の相談広場」の充実	10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助
				タイアップイベント・講座の開催	
				緑の観察会等の開催	
				効果的な緑化イベントの充実	10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助

		地域コミュニティとの連携強化	多様な主体との連携による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及	5 緑豊かなまちづくり促進事業費 23 公園愛護費
				公園等里親制度の見直し・団体登録の促進	5 緑豊かなまちづくり促進事業費 10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助
				花いっぱい運動の発展促進	
				ボランティア・サポート・プログラム	
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	河川の緑の保全	犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理	
			海岸や河北潟周辺の緑の継承	こなん水辺公園の管理	24 公園維持管理費
	活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	地形を活かした魅せる緑の創出	川筋景観としての緑の魅力向上	
			自然が広がる癒しの緑の利活用	丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用	15 卯辰山公園開園 100 年魅力向上事業 16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費 17 卯辰山眺望景観創出事業費
			河川を活かしたレクリエーション空間としての利活用		

7 組織

監査対象として取り上げた公園施設を所管する緑と花の課の令和2年4月1日現在における組織名、人員、分掌事務は以下のとおりである。

課等・係	人数	分掌事務
緑と花の課	課長1名 課長補佐2名	
管理係	5名	1. 公園、緑地及び街路樹等の管理に関する事項 (他課の所管に属する事項を除く。) 2. 課の庶務に関する事項 3. 他係に属しない事項
緑化推進係	4名	1. 緑の基本計画に関する事項 2. 緑化の普及及び啓発に関する事項 3. 公共施設の緑化に関する事項
施設係	8名	1. 公園及び緑地の整備事業の施行に関する事項

第3 外部監査の結果

第1章 総論

1 施策の推進体制

緑のまちづくり計画の推進にあたっては、市民や町会、関連事業者、各種団体、NPO法人、大学等のほか、審議機関、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要であることから、多様な主体との情報共有や連携協力、「連携中枢都市圏」の取組を踏まえた周辺自治体との広域連携を図りながら、各種施策を推進することとしている。

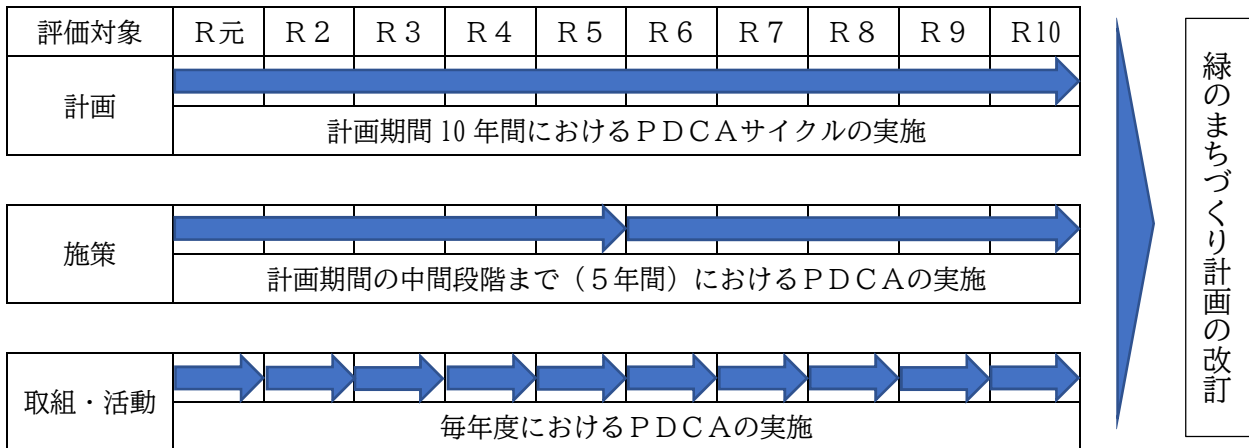
主体		役割
市民 町会 関連事業者 各種団体 NPO法人 大学 など	市民 町会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくり活動への参画、協力 ・地域の緑化、緑の保全、公園や街路樹の運営・管理等に 係る主体としての活動実施 ・緑の機能や重要性に対する理解
	関連事業者 (造園・園芸業、公園施設 業、建築設計・施工業、不動 産業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の育成や維持管理における品質の確保 ・緑の維持管理における技能の向上 ・新たな担い手の育成、確保 ・民有地緑化に関する連携協力
	緑を育て金沢を美しくする会 (公財)金沢まちづくり財団 など	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化・美化活動等の普及啓発・推進 ・緑化・美化指導員・推進員等の研修、育成 ・緑に対する理解を深める市民講座等の開催 ・緑化活動に対する支援
	NPO法人・大学 など	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働事業に関する連携協力 ・共同研究、取組の実施
審議機関	金沢市緑のまちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況に対する意見、助言 ・市民協働に係る事業の評価 ・計画の策定、施策や事業見直しに関する審議
	金沢市景観審議会 緑化推進部会 斜面緑地保全部会	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹・樹林等の指定 ・緑の保全や緑化手法等に係る指導・助言 ・緑に係る公共事業等の審議
行政	金沢市 緑と花の課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくり施策や事業の計画的な実施、調整 ・「連携中枢都市圏」構成市町との連携 ・多様な主体との連携（市民、関連事業者、各種団体、N P O法人、大学、国、県など） ・地域が主体となった活動、緑化に対する支援 ・意識向上にむけた情報発信 ・新たな緑の担い手の育成支援 (緑と花の活動員等の研修、育成)

2 計画の進行管理

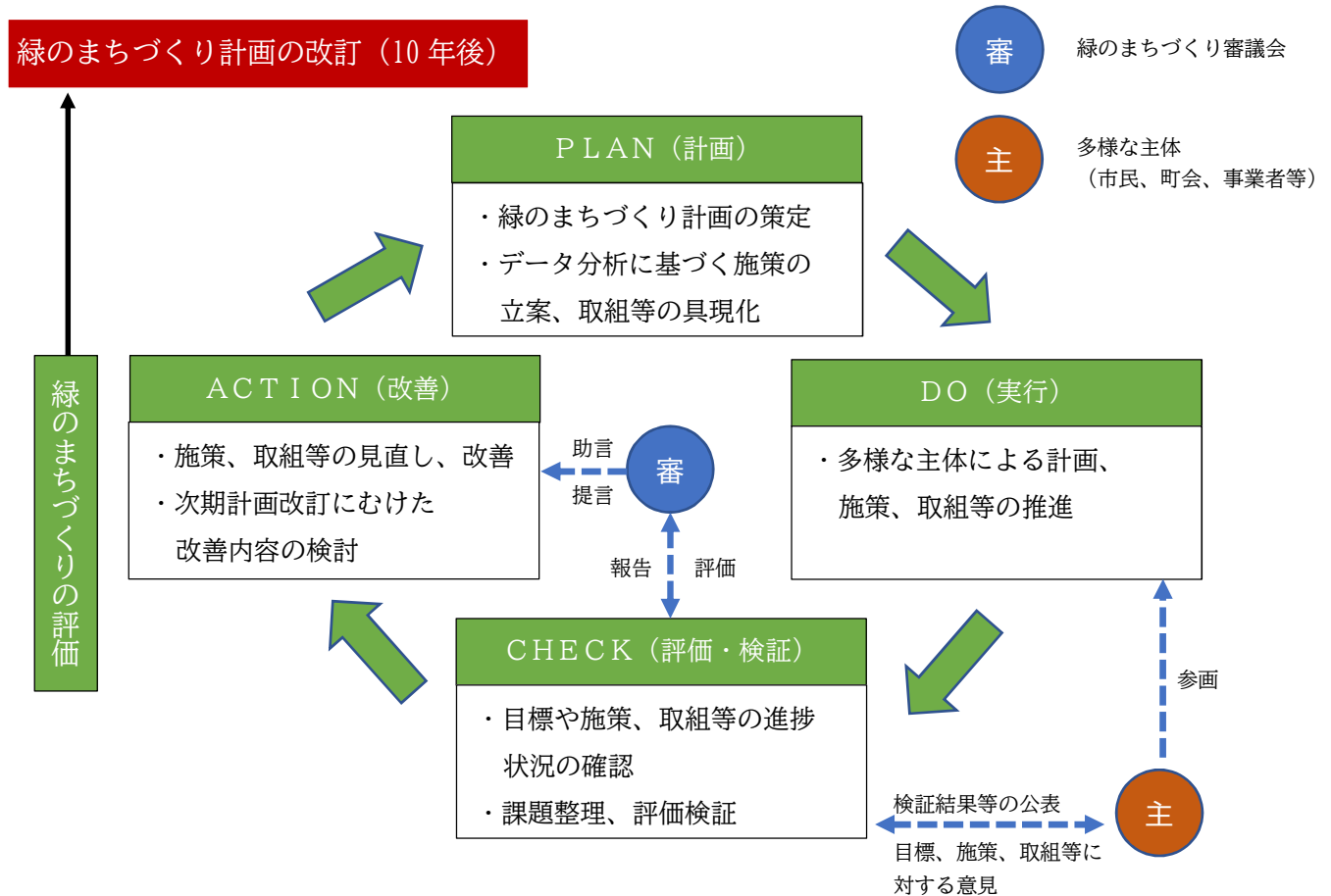
時代の変化のスピードに迅速に対応しつつ、緑のまちづくり計画を着実に推進するため、重層的なPDCAサイクルを実施することとしている。

- ・毎年度、個々の取組や活動等について実施状況を把握し、随時改善を図る。
- ・5年後には中間評価を行い、各種施策の進捗状況等を把握し、施策の見直し等を行う。
- ・計画期間最終年度（10年後）には全体評価と新たな取組等を検討し、次期計画を改訂する。

【重層的なPDCAサイクルのスケジュールと評価対象の関係】



【PDCAサイクル概要図】



緑のまちづくり計画の計画期間は令和元年度から令和10年度であることから、年度評価については、令和元年度の実施状況や活動についての評価を、令和2年度に実施することとなる。

年度評価におけるCHECK（評価・検証）フェーズの実施内容については、緑のまちづくり計画内に以下のように記載されている。

■取組等の実施状況の把握、問題点整理

- ・事業実施状況や市民要望への対応状況の把握
- ・多様な主体との連携協力状況や市民協働による活動状況の把握
- ・実施状況把握を踏まえた問題点の整理
- ・事業の進捗状況に対する評価・提言（審議会）

また、評価・検証に関する補足説明として、以下のように記載されている。

◎検証結果等の公表と市民意見の把握

年度評価や中間評価、計画改訂等のタイミングに併せ、市ホームページ等を通じて、取組や活動についての進捗状況や目標達成状況、検証結果等を市民に公表します。年度評価や中間評価については市ホームページや市民アンケート、意見交換会等を通じて意見を把握することとし、計画改訂においてはパブリックコメントを実施します。

年度評価の実施状況について担当課に確認したところ、令和元年度に実施した「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導について、緑のまちづくり審議会にて審議の上、パブリックコメント等で広く市民意見を募るとともに、新聞やホームページ等で公表しているとのことであった。

しかしながら、PDCAサイクルは、計画全体の取組や活動等について実施状況を把握し、随時改善を図るものであることから、一部の取組のみの実施では不十分である。

また、評価指標の設定が可能な取組や活動等については、適切な評価指標を設定することも必要である。

令和元年度の実施状況や活動についての進捗状況や目標達成状況、検証結果等を、金沢市ホームページ等を通じて早急に公表すべきである。

【指摘事項】

緑のまちづくり計画における令和元年度の実施状況や活動について、進捗状況や目標達成状況、検証結果等を早急に公表すべきである。

3 金沢市地域防災計画における公園緑地等の位置づけ

金沢市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における震災・風水害等の災害に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を各種災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的としている。

古い住家や人口が密集した地域を多く抱える金沢市にとって、身近な避難地での火災の延焼等を防止する公共空地の確保は緊急課題であり、都市公園事業やスポーツ施設事業等により計画的な整備を推進するとともに、防災倉庫、貯水槽、ヘリポートの設置など公園緑地等の防災機能の充実強化を進めることとしている。

(1) 公園緑地の雨水貯留機能について

公園緑地の防災機能の一つとして、大雨時の雨水貯留機能がある。

公園整備時にどの程度雨水貯留機能を検討しているか担当課に確認したところ、未舗装部分については土質による多少の差はあるものの、雨水浸透機能があることは間違いなことから、雨水浸透機能については詳細に検討していないが、舗装部分については、その面積に応じて調整池を設置するなど対応を図っているとのことであった。

公園は防災を主目的に整備されるものではないが、どの程度雨水浸透機能が期待されるかを整備時に検討することは、災害対策の面から望ましいと考える。

(2) 防災拠点広場の整備について

地域防災計画では、地震発生時は、近くの公園や空地等の一時避難場所に自主的に避難し、火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきた場合は、学校や公共施設、公園など市が指定する指定避難場所に避難することとしている。

また、災害時における避難場所だけでなく、被災地区への支援拠点として活用するほか、他の自治体からの緊急支援隊・支援物資の基地としての機能を備えた防災拠点広場を、おおむね中央、東、西、南、北の各地区に計画的に整備することとしている。

・整備済み

大和町防災拠点広場、大桑防災拠点広場、金沢南総合運動公園、安原スポーツ広場

・今後計画

金沢城北市民運動公園の整備にあわせて計画整備

金沢城北市民運動公園の整備については、各論の「14 城北市民運動公園整備事業費」で論ずることとする。

(3) 金沢市指定避難場所について

地域防災計画では、地震発生時は自主的かつ一時的に近くの公園や空地等の一時避難場所に避難するが、火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきた場合は、市が指定する指定避難場所に避難することとしている。

指定避難場所には、学校や公共施設のほか、公園が定められており、そのうち公園について、監査人が防災に係る状況を調査し、とりまとめた結果を「巻末資料1 金沢市指定避難場所（公園）一覧」に記載した。

一覧中の各項目については、以下のとおりである。

ア 防災拠点広場

災害時における避難場所だけではなく、被災地区への支援拠点として活用するほか、他の自治体からの緊急支援隊・支援物資の基地としての機能を備えた防災拠点広場に○を記載した。

イ 防災倉庫

防災倉庫の設置に係る占用許可申請がある公園に○を記載した。

ウ 排雪場

金沢市道路除雪計画書に排雪場として記載されている公園に○を記載した。

エ 調整池

金沢市水防計画に調整池として記載されている公園に○を記載した。

オ 防災広場

防災まちづくり協定を締結し、防災広場が整備されている公園に○を記載した。

カ 地震適否

地震発生時の避難場所として使用可能な公園に○を記載した。

キ 津波適否

津波発生時の避難場所として使用可能な公園（浸水想定区域外の公園）に○を記載した。

ク 洪水適否

洪水発生時の避難場所として使用可能な公園（浸水想定区域外の公園）に○を記載した。

ケ 土砂適否

土砂災害発生時の避難場所として使用可能な公園（警戒区域外の公園）に○を記載した。

第2章 各論

1 街路樹等雪吊り魅力向上事業費

(1) 概要

①事業の目的

冬の金沢で固有の景観を形成している雪吊りについて、修景を充実させ、冬季観光客へおもてなしを図るという観点から、金沢らしい「魅せる雪吊り」を実現する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
歴史文化	活用	地域の特徴的な緑の魅力の向上	歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	歴史的風致維持向上にむけた緑の維持・向上

当該事業の対象緑地は、都市公園と街路樹である。

③事業の内容

ア 雪吊り拡充（新規）

- ・街路樹雪吊り 尾山神社前通り線など 計 94 本
- ・公園雪吊り 白鳥路など 計 51 本
- ・公園雪吊り設置のための整姿剪定

イ 雪吊り継続（既存）

- ・公園雪吊り 金沢駅西広場など
- ・街路樹雪吊り 金沢駅西通り線など

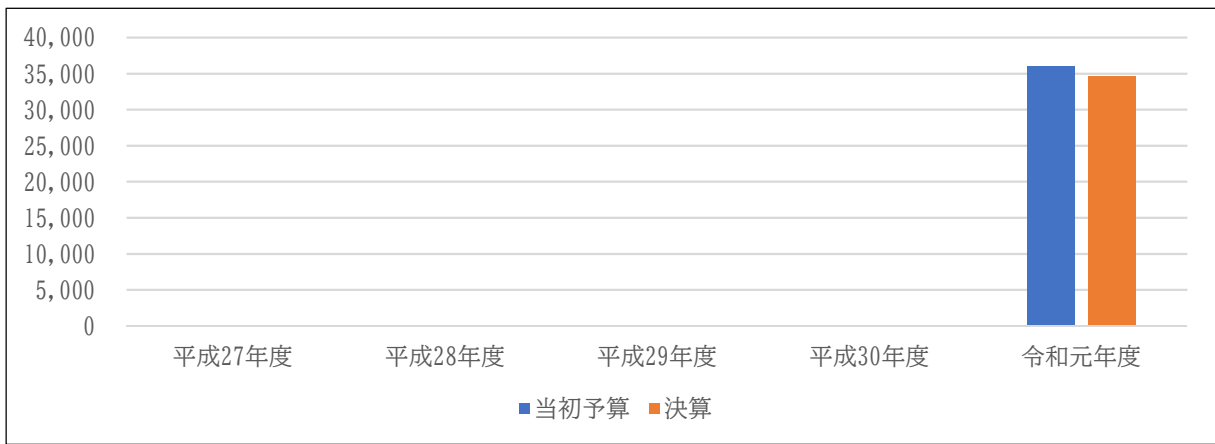
④事業対象及び選定条件

雪吊りの対象エリアは、「冬季観光客へのおもてなし」という事業目的より、主に観光客が来訪する金沢市内の中心地である。

令和元年度より新規対象地の設定や対象樹木の拡充が行われている。

⑤過去5年間の決算の状況(令和元年度開始事業)

	当初予算	決算	
	金額（千円）	契約件数	金額（千円）
令和元年度	36,000	35	34,591



(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

入札手続が法令及び規則等の定めに従って行われないリスクが想定されることから、入札手続が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料（歳出予算差引簿、支出負担行為伺書、委託設計書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳、業務工程表等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②支出の経済性と有効性について

事業目的に対する効果の検証がなされないリスクが想定されることから、本事業の目的に照らして、対象地の選定や事業効果の検証が、経済性・有効性の観点から適正に行われているか検証するため、関連資料（予算要求資料）の閲覧及び担当課への質問を行った。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度の対象エリアのうち、委託料が1,000千円を超えるエリア及び当該年度より新規に行われたエリア、当該年度より実施樹木数が拡充されたエリアを対象に確認を行った。

入札手続は、制約付き一般競争入札方式により、一部のエリアについては指名競争入札により、いずれも適正に行われていた。

また、業務の履行確認についても適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②支出の経済性と有効性について

関連資料を閲覧した結果、特記すべき事項はなかった。

なお、事業効果の検証について担当課へ質問を行ったところ、令和元年度に事業が開始されたばかりのため、具体的な検証はまだ実施していないとのことであった。

今後は、例えばアンケート等により、観光部局と連携するなどし、事業効果を検証していくことが望ましい。

【尾山神社前通り線 雪吊り（令和2年12月14日撮影）】



2 緑あふれる都市づくり事業費

(1) 概要

①事業の目的

緑あふれる都市づくり構想に基づき、庭園のようなまちづくりを推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容	
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理	
			計画的な施設更新	計画的な街路樹リニューアルの実施	
	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	民有地における良質な緑化の促進	住宅地の緑化促進	
			市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備
			魅力ある水と緑のネットワークの形成	骨格をなす水と緑のネットワークづくり	幹線道路沿道の豊かな緑化空間の創出
				水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	用水・惣溝沿いの緑化促進

当該事業の対象緑地は、街路樹である。

③事業の内容

街路樹マスタープラン^(※)に基づき、10か年計画で街路樹の更新を図るものであり、平成27年度から順次更新が行われている。

※街路樹マスタープラン

街路樹マスタープランの目的は、街路樹の安全性を高め、持続的な都市緑化植栽を可能とすることであり、そのための基本構想として、街路緑化の方針と基本計画が設定されている。

現行の街路樹マスタープランは平成26年12月に改定されており、改定にあたっては、既存街路樹の管理・更新に重点が置かれ、街路樹の「管理基本計画」や「更新基本計画」が設定されている。

街路樹マスタープランにおいて、街路樹の管理・更新に関して、「景観の向上を図ること」「市民生活の向上を図ること」「事故防止のためのリスク管理を行うこと」「維持管理費の低減を図ること」「街路樹の多様な機能を発揮すること」の課題が識別されている。

【街路樹マスタープランに基づく街路樹の更新】

(単位：千円)

路線	区間	調査・実施設計	更新実施年度	工事金額
千木・神谷内線	神谷内本町～疋田町	平成 27 年度	平成 27 年度	8,262
古府・中村線	古府～入江	平成 28 年度	平成 28 年度～ 平成 29 年度	11,051
久安線	全線	平成 28 年度	平成 28 年度～ 平成 29 年度	12,799
アカシア団地線	全線	平成 29 年度	平成 30 年度	3,352
観音堂・上辰巳線	涌波 1 丁目～ 三口新町	平成 27 年度	平成 30 年度	10,584
	三口新町～鱗町	平成 28 年度～ 平成 29 年度	令和元年度	7,975
四十万・新庄線	四十万町～ 南四十万町	平成 29 年度	令和元年度	2,453
旭町・若松線	全線	平成 29 年度	令和元年度	3,111
森山・有松線	山の上～彦三町	平成 29 年度		—
東山内灘線	東山～浅野本町	平成 29 年度		—
城北児童会館通り	全線	平成 29 年度	未定（令和 2 年 11 月 14 日時点）	—
若草・横川線	平和町～ 伏見台 1 丁目	平成 27 年度	実施見送り	—
八日市・額新保線	額新保西～ 額新保 3 丁目	平成 27 年度～ 平成 28 年度	実施見送り	—
額光が丘団地線	高尾南 3 丁目～ 光が丘 2 丁目	平成 27 年度	実施見送り	—
合計				59,589

(注) 街路樹リニューアル実施設計業務の委託費は含めていない。

平成 27 年度において、健全度調査等を経ることなく行われた複数の小額の工事
(1,000 千円未満) も含めていない。

④事業対象及び選定条件

ア 事業対象（令和元年度）

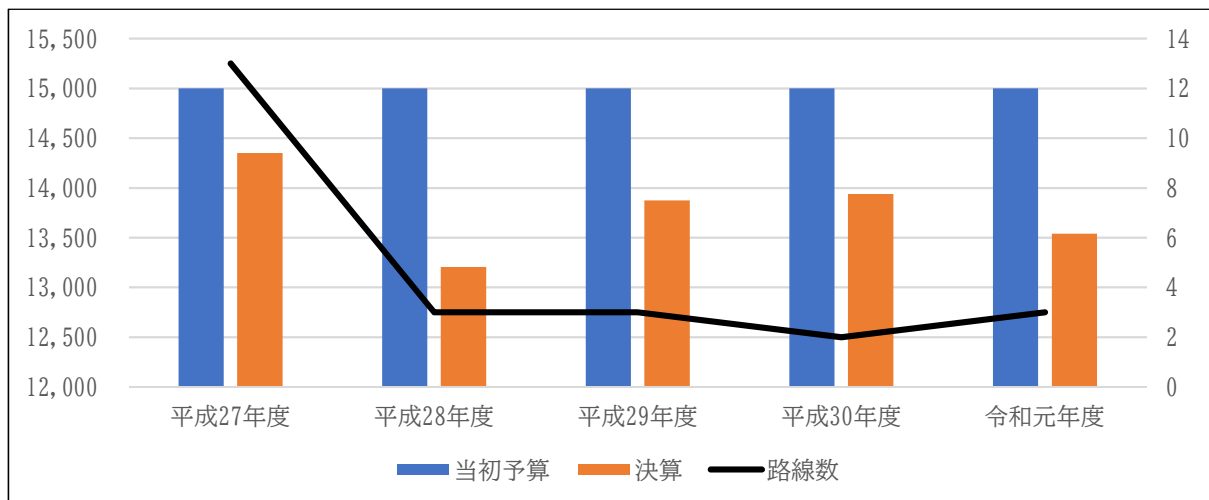
観音堂・上辰巳線、四十万・新庄線、旭町・若松線

イ 選定条件

街路樹マスタープランに基づき、現地踏査を踏まえて更新対象路線が選定されている。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	路線数	金額（千円）
平成27年度	15,000	13	14,349
平成28年度	15,000	3	13,204
平成29年度	15,000	3	13,872
平成30年度	15,000	2	13,936
令和元年度	15,000	3	13,540



平成27年度は、小額の更新工事が多かったことから路線数が多くなっている。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

入札手続が法令及び規則等の定めに従って行われないリスクが想定されることから、入札手続が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、委託設計書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②街路樹マスタープランへの準拠性について

街路樹の更新が、街路樹マスタープランに準拠することなく、短期的な視点から対症療法的に行われるリスクが想定されることから、平成27年度から令和元年度にかけて実施された街路樹の更新について、対象路線や樹木の選定等が街路樹マスタープランに準拠しているか検証するため、関連資料（歳出予算差引簿、街路樹更新計画（暫定版）、街路樹リニューアル実施設計業務委託報告書（平成27年度～平成29年度）等）の閲覧及び担当課への質問、更新された街路樹の現地視察を行った。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度に実施された街路樹更新工事全3件を対象に検証した結果、入札手続は制約付き一般競争入札方式により、いずれも適正に行われていた。また、業務の履行確認も適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②街路樹マスタープランへの準拠性について

平成27年度から令和元年度にかけて実施された街路樹の更新について、対象路線や樹種の選定等が街路樹マスタープランに準拠しているかを検証した結果、適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

ただし、街路樹の更新にあたっての樹種の決定は、必要に応じて専門家へ意見聴取した上で、担当課において行っているとのことだが、その決定過程を確認することはできなかった。

街路樹マスタープランに樹種決定過程について定められているわけではないが、後年の参考とするためにも、できるだけ樹種の決定に至った記録を残すことが望ましい。

【観音堂・上辰巳線（犀川大通り） 街路樹更新（さくら）（令和2年12月14日撮影）】



【観音堂・上辰巳線（犀川大通り） 街路樹更新（さくら）（令和2年12月14日撮影）】



3 街路樹維持管理費

(1) 概要

①事業の目的

都市空間における緑の中核をなす街路樹を健全に育成するため、専門業者に管理を委託することにより、緑豊かなまちづくりと景観形成を推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理
	活用	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備
		魅力ある水と緑のネットワークの形成	水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	用水・惣溝沿いの緑化促進

当該事業の対象緑地は、街路樹である。

③事業の内容

街路樹の剪定等の維持管理を行う。

④事業対象及び選定条件

金沢市の管轄路線等を基に金沢市内を 32 ブロックに分割し、金沢駅西広場等の 3 区画をあわせた計 35 の区画ごとに、街路樹の維持管理業務契約を業者と締結し、維持管理を行っている。

街路樹設置路線は約 256 km、高木は約 28,500 本、低木は約 453,000 本である。

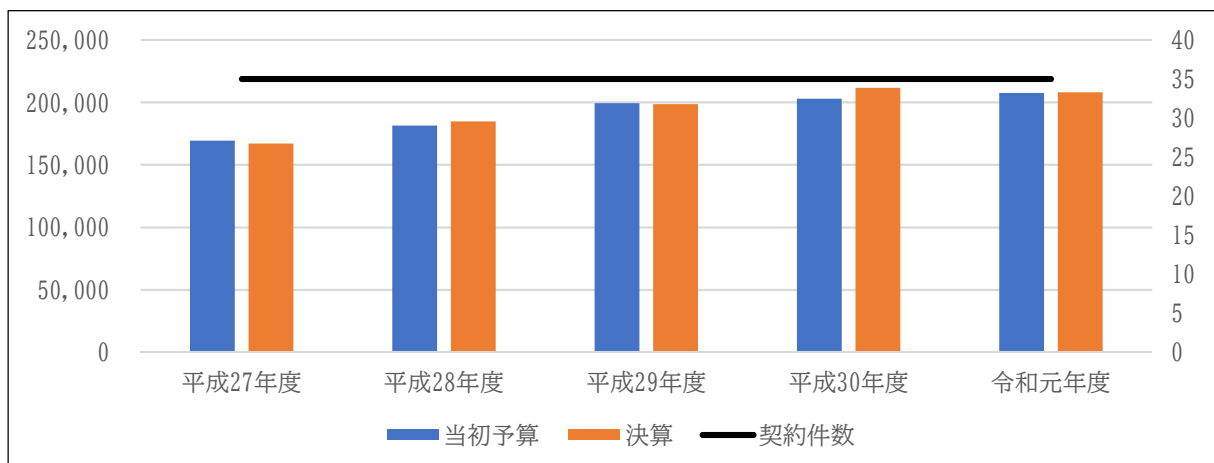
委託費は、主に除草・清掃作業費及び剪定作業費である。

剪定作業費は、樹木数量に、樹高（中低木又は高木）、幹周に応じた規格（A～D）毎に設定された作業単価を乗じて積算している。

除草・清掃作業費は、植栽面積に作業単価を乗じて積算している。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	契約件数	金額（千円）
平成 27 年度	169,253	35	166,890
平成 28 年度	181,242	35	184,720
平成 29 年度	199,340	35	198,460
平成 30 年度	202,900	35	211,686
令和元年度	207,400	35	208,086



予算額及び決算額について、主に労務単価の上昇や管理路線数の増加に伴い増加傾向にある。なお、令和元年度より、雪吊りに関連する支出は「1 街路樹等雪吊り魅力向上事業費」に計上されている。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

入札手続が法令及び規則等の定めに従って行われないリスクが想定されることから、入札手続が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料（支出負担行為何書、委託設計書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②樹木の数量管理の適正性について

樹木の数量や規格の管理が適正に行われず、委託費用が適正に算定されないリスクが想定されることから、樹木の数量が適正に管理されているか検証するため、関連資料（業務工程表（実績）、樹木管理数量表、街路樹リニューアル実施設計業務委託報告書等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

また、平成29年度に街路樹更新に際して行われた樹木の健全度評価に記載されている数量と、金沢市の管理資料の数量が整合しているか確認した。

③街路樹マスタープランへの準拠性について

より効率的な維持管理の手法についての検討が行われないまま、労務単価の上昇等の外部要因により管理コストが増大するリスクが想定されることから、街路樹マスタープランに準拠した維持管理業務が行われているか検証するため、関連資料（委託設計書、委託契約書、金沢市緑地等維持管理業務委託共通仕様書等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度の各エリアの入札手続について検証した結果、制約付き一般競争入札方式又は指名競争入札方式により、いずれも適正に行われていた。

また、業務の履行確認も適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

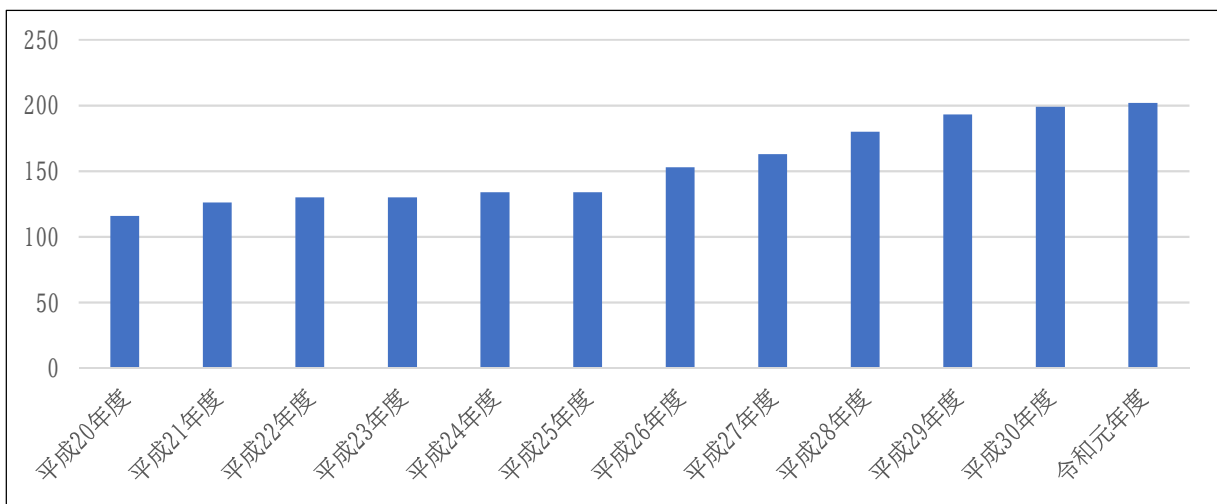
ただし、過去 12 年間の街路樹の年間維持管理費の推移からは、増加傾向が確認される。

これは、労務単価の上昇及び管理路線数の増加によるものである。

現在、金沢市が管理する街路樹は、幹線道路を中心に総延長約 256 k mが整備され、高木約 28,420 本、低木約 453,000 本が植栽されているが、今後、これらの維持管理費の上昇をいかに抑えるかが課題となるであろう。

【過去 12 年間の街路樹の年間維持管理費の推移】

(単位：百万円)



②樹木の数量管理の適正性について

樹木の数量は、「樹木管理数量表」により管理されているが、街路樹は、病害虫による枯死、台風や事故による消失等の外部要因により、短期間で頻繁に変動することから、適時に更新を行っておらず、維持管理業務の受託事業者からの報告に基づき、次年度に反映させる方法が採用されている。

この点、「金沢市緑地等維持管理業務委託共通仕様書」の「共通編」【4】②によれば、「業務箇所の状況（樹木の生育状況や施設の状況）を報告すること。」とされており、異常があった場合は「異常箇所報告書」により報告することとなる。

受託事業者による数量の差異に関する報告がなされているか検証するため、受託事業者からの報告書を閲覧したが、書面にて数量の差異が報告されている事例はほとんど発見できなかった。

また、平成 29 年度に行われた街路樹リニューアル実施設計業務委託報告書に記載されている現状調査の結果と、「樹木管理数量表」の数量及び規格を比較したところ、いくつかの路線にて差異が発見された。当該差異については、受託事業者の報告漏れと考えられるものもあった。

委託料の積算に影響することから、街路樹の数量の差異について受託事業者から確実に報告させるよう、徹底する必要がある。

【意見】

街路樹維持管理業務委託における街路樹の数量について、設計数量と現場の数量に差異がある場合の報告を受託事業者に徹底させる必要がある。

③街路樹マスタープランへの準拠性について

街路樹マスタープランでは、街路樹の管理に関して、健全度調査と処置の方針が示されている。

この点、担当課に健全度調査の実施状況について検証したところ、本事業における日常点検として異常時の報告を受けているほか、「2 緑あふれる都市づくり事業費」の中で、対象路線・区間について詳細な健全度調査を行っているとのことであった。

そのため、全街路樹を対象とした定期的な点検は行われていないのが現状であるが、一方、街路樹マスタープランでは、街路樹の適正な維持のため、全街路樹を対象に3～5年を目安に定期点検を実施するものとされていることから、街路樹マスタープランに沿った定期点検を実施する必要がある。

【意見】

全街路樹を対象とした点検は、街路樹マスタープランで示されている3～5年に一度を目安に実施する必要がある。

【旭町 街路樹 剪定後（令和2年12月14日撮影）】



4 公共施設緑化事業費

(1) 概要

①事業の目的

公園、市有庭園、広場、道路などの公共施設における樹木等の適正な維持管理のため、公園緑化や街路樹緑化事業、樹木の剪定、街路樹の不要支柱の撤去等を実施することで、緑のまちづくりを推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	生態系ネットワークの強化	公共施設における郷土種樹木の植栽
	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出	公共公益施設の敷地内の緑化

当該事業の対象緑地は、都市公園と公共施設緑地である。

③事業の内容

公園、広場、道路等の公共施設の緑化を推進する。

ア 枯木、損木や支障枝の撤去工事、植栽工事等

- ・公園緑化事業
- ・街路緑化事業
- ・その他公共施設緑化事業
- ・公園・街路樹等臨時剪定（藤棚剪定）

イ 都心軸沿道緑化事業

- ・金沢駅～片町間をプランターで飾花する。

ウ その他

- ・次世代につなぐ郷土の森づくり事業（後継木の育成）
- ・名木の森づくり事業（民有地名木の公共施設での再活用）

④事業対象及び選定条件

ア 対象案件

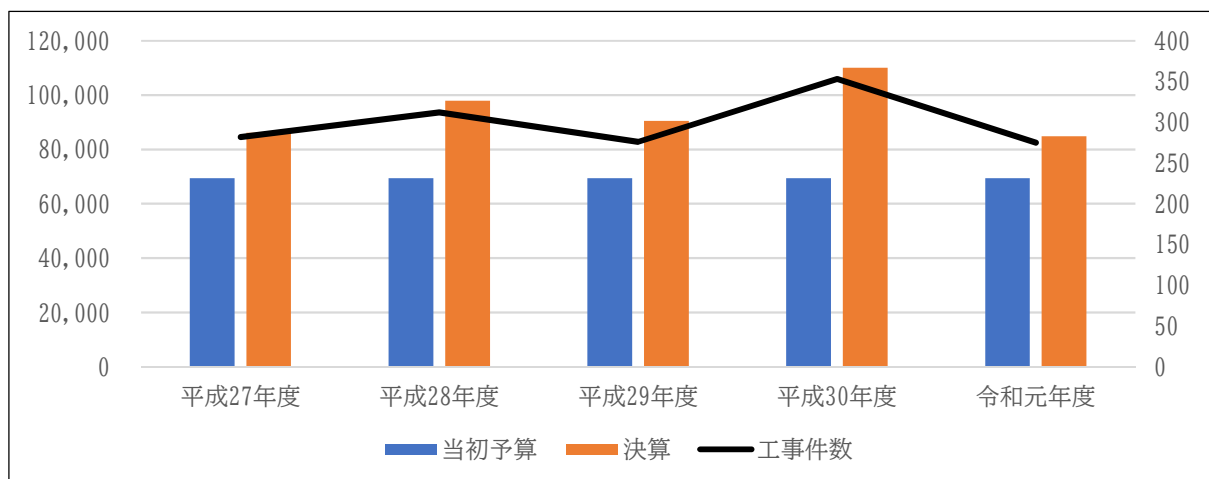
枯枝、支障枝等

イ 選定条件

主に要望等があったもの

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	工事件数	金額（千円）
平成27年度	69,400	282件	86,141
平成28年度	69,400	312件	97,919
平成29年度	69,400	276件	90,473
平成30年度	69,400	353件	110,023
令和元年度	69,400	275件	84,822



平成30年度については、豪雪により倒木処理等の件数が増加したことから、決算額が大きくなっている。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

財務事務が法令等の定めに従って行われていないリスクが想定されることから、財務事務が適正に行われているか、また、業務の履行確認が適正に行われているか検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、見積書、入札関連資料、委託契約書、工事写真台帳等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②支出の経済性・有効性について

支出の経済性・有効性についての検討が十分に行われないリスクが想定されることから、主に担当課への質問により検証した。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

令和元年度の小額工事のうち、公園・街路樹等臨時剪定（藤棚剪定）については、競争見積に基づく随意契約によって行われており、受託事業者の選定を含む財務事務は適正に行われていた。

その他の小額工事については、すべて簡易小額工事（予定価格が50万円未満の工事）であり、財務事務は適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②支出の経済性・有効性について

予算額と決算額の差額について担当課に質問したところ、当該事業は、自然災害や自然繁茂により民有地へ侵入した支障枝や支障木の撤去工事が大半であり、市民等からの要望への対応を図るものであることから、予算要求段階で必要額を積算することが困難であり、執行段階で必要に応じて補正予算を編成する等の運用が行われているとのことであった。

よって、特記すべき事項はなかった。

【涌波中央公園 枯木伐採（令和2年12月14日撮影）】



5 緑豊かなまちづくり促進事業費

(1) 概要

①事業の目的

地域住民や企業等と連携し、金沢市内の公園や緑道等に苗木を植樹することで、市民協働による緑化活動や公園管理を推進するほか、まちなかの緑化や地球温暖化の抑制を促進するため、民間施設の屋上や壁面の緑化事業を支援する。

また、金沢固有の景観である河岸段丘斜面における緑地保全活動を支援する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	民有地における良質な緑化の促進	事業所の緑化促進
	連携	地域コミュニティとの連携強化	多様な主体との連携による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及 公園等里親制度の見直し・団体登録の促進
地形	継承	特色ある地形の緑の承継	斜面緑地や丘陵地等の緑の承継	地区・区域指定や条例に基づく保全・承継
				支援制度の周知・活用

当該事業の対象緑地は、都市公園、民間施設緑地、法による地域である。

③事業の内容

ア 緑のまちづくり市民協働推進費

公園愛護団体等が、公園等において新たに植樹をする場合に、苗木や資材等を提供する。

- ・新規公園、リニューアル公園での植樹
- ・卯辰山公園、西部緑道等の整備推進区域での植樹
- ・地元公園での緑化啓発のための植樹

イ 屋上等緑化事業費補助

金沢市中心市街地の民間建築物の屋上、壁面の緑化事業に対して、造成経費・植栽経費の助成を行う。

ウ 河岸段丘等保全事業費

特別緑地保全地区（平成8年～平成14年指定）の土地所有者に対して、当該土地に係る緑地の適正な管理を条件に、管理奨励金を交付する。

④補助対象及び補助条件

ア 緑のまちづくり市民協働推進費

i 対象案件

公園愛護団体、里親団体

ii 選定条件

公園等において新たに植樹をする場合

イ 屋上等緑化事業費補助

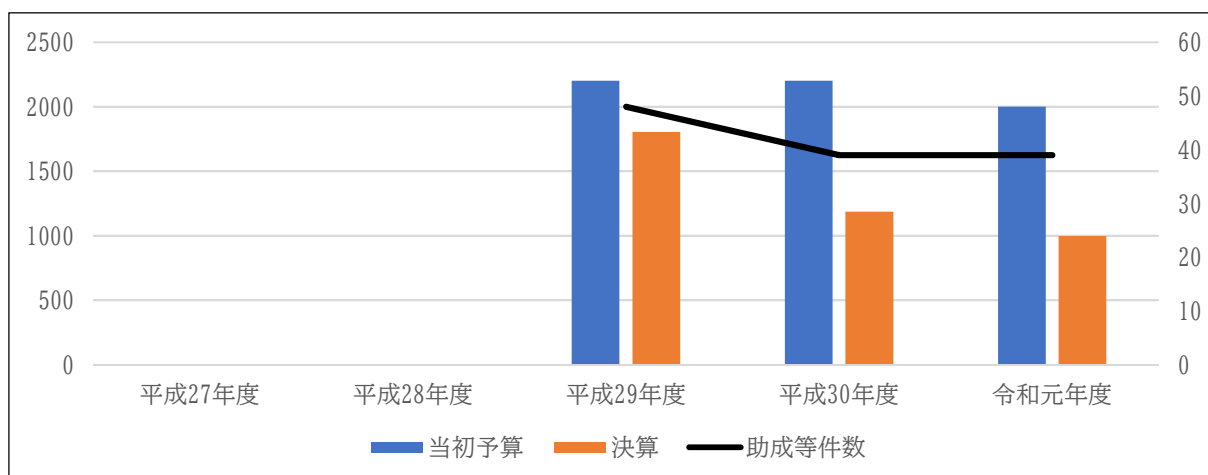
区分	緑化面積要件	助成基準額	助成率	上限額
屋上緑化	3 m ² 以上	50 千円/m ²	50%	500 千円
壁面緑化	3 m ² 以上	5 千円/m ²	50%	500 千円

ウ 河岸段丘等保全事業費

対象地 地積合計	奨励金額の 算定方法	申請件数 (令和元年度)	奨励金合計 (令和元年度)
3.3 h a	30 円/m ²	40 件	996 千円

⑤過去5年間の決算の状況（平成29年度開始事業）

	当初予算	決算	
	金額（千円）	助成等件数	金額（千円）
平成29年度	2,200	48	1,803
平成30年度	2,200	39	1,186
令和元年度	2,000	39	997



平成28年度までは、公益財団法人金沢まちづくり財団（以下、「まちづくり財団」という。）が実施していた。

(2) 監査手続

①事業の有効性について

制度の利用が促進されず、事業目的が達成されないリスクが想定されることから、制度の有効活用に向けた取り組みがなされているか検証するため、「緑のまちづくり市民協働推進費」及び「屋上等緑化事業費補助」を対象に、過去5年間の支出実績を確認し、交付要綱等の関連資料（歳出予算差引簿、金沢市屋上等緑化助成金交付要綱等）を閲覧した。

②支出の経済性・有効性について

支出の経済性・有効性についての検討が十分に行われないうリスクが想定されることから、交付申請から金額の算定、交付決定に係る事務が関係法令等に従い適正に行われているか検証するため、「河岸段丘等保全事業費」を対象に、令和元年度の奨励金交付に係る関連資料（歳出予算差引簿、金沢市特別緑地保全地区管理奨励金交付要綱、支出負担行為伺書、奨励金交付申請書等）を閲覧した。

また、対象地を視察し、奨励金交付の要件とされている緑地の適正な管理が行われているか検証した。

(3) 監査結果

①事業の有効性について（「緑のまちづくり市民協働推進費」「屋上等緑化事業費補助」）

過去5年間の対象事業の交付実績は以下のとおりである。

	緑のまちづくり市民協働推進費		屋上等緑化事業費補助	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成27年度	—	—	—	—
平成28年度	—	—	—	—
平成29年度	1	189	—	—
平成30年度	1	189	1	500
令和元年度	—	—	—	—

制度の利用件数が極めて少なく、公園や金沢市中心市街地の緑化活動推進という事業目的が達成されているとは言い難い状況である。予算に限りがあるが、これらの利用件数は事業の成果指標の一つとして考えられるだろう。

また、屋上等緑化事業については、金沢市のホームページ等で制度内容について周知を図っているものの、緑のまちづくり市民協働推進費については、ホームページや案内文書等の制度内容を周知するための媒体が確認できなかった。担当課によれば、関係団体からの問合せに応じて対応するとのことであり、消極的な対応にとどまっている。

制度の利用促進に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

【意見】

緑のまちづくり市民協働推進費及び屋上等緑化事業費補助について、利用が極めて少ないことから、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

②支出の経済性・有効性について（「河岸段丘等保全事業費」）

都市緑地法の規定により金沢市が定めた「特別緑地保全地区^(※)」における緑地の適正な保全及び緑化の推進を図るため、特別緑地保全地区内の土地の所有者で、当該土地に係る緑地を適正に管理している者に対し、特別緑地保全地区管理奨励金を交付するものである。

※特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的な価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る地区である。

金沢市では、犀川、浅野川沿いに形成されている河岸段丘斜面緑地を守り育てるために、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定している。

特別緑地保全地区において、建築物等の建築や宅地の造成、木竹の伐採等の行為を行う場合には、事前に「都市緑地法」に基づく許可が必要であり、当該奨励金は、清掃、除草、病中駆除、剪定等の管理が交付対象となっている。

緑地の管理の内容については、管理者から金沢市への奨励金交付申請の際に報告されており、担当課においても現地調査を行っている。

監査人において対象緑地を視察したところ、一部について、除草や剪定等が十分ではないと感じるところがあった。管理が不十分であれば、景観や周辺的生活環境への影響、防災上の懸念等が発生するおそれもあることから、管理者全体の注意を促すためにも、特別緑地保全地区の適正な管理について、適宜実施するよう管理者へ働きかける必要がある。

【意見】

特別緑地保全地区における除草や剪定等の適正な管理について、適宜実施するよう管理者へ働きかける必要がある。

【河岸段丘等保全事業費対象地区の一つ（令和2年12月14日撮影）】



6 森の都金沢緑化基金費

(1) 概要

①事業の目的

森の都金沢の緑化を推進するため、まちづくり財団の緑化基金事業の一部を助成するとともに、民有地の緑化を推進するための原資として民間からの寄附分を積立金として交付する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
	連携	緑化活動推進団体等の育成・支援	緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実	まちづくり財団や民間企業との連携

当該事業の対象緑地は、民間施設緑地である。

③事業の内容

ア 緑化基金事業費補助金

まちづくり財団に、緑化基金事業の一部を助成する。

イ 緑化基金積立支出交付金

まちづくり財団に、民間からの寄附分を積立金として交付する。

④補助対象及び補助条件

ア 補助対象

まちづくり財団

イ 補助条件

i 緑化基金事業費補助金

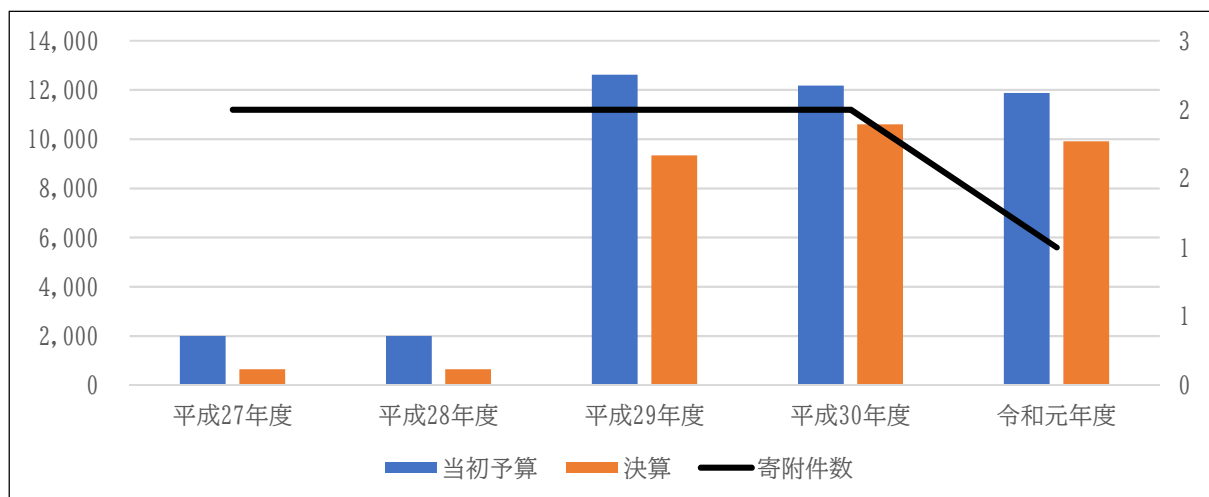
緑化推進のための事業を実施すること。

ii 緑化基金積立支出交付金

民間から寄附があった場合

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	寄附件数	金額（千円）
平成27年度	2,000	2	650
平成28年度	2,000	2	650
平成29年度	12,613	2	9,335
平成30年度	12,169	2	10,603
令和元年度	11,875	1	9,907



平成29年度から予算額が増加した理由は、当該年度から「森の都金沢緑化基金事業補助金」の交付を開始したことによる。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

補助金の交付が法令及び規則等の定めに従って行われないリスクが想定されることから、補助金の交付が適正に行われているか検証するため、関連資料（概算払精算調書、決裁伺書（決裁日令和2年3月31日）、補助金確定通知書、補助金額減額変更支出負担行為伺書、補助金減額変更交付決定通知書、補助事業変更承認申請書）を閲覧した。

また、補助事業の内容及び実績報告に対する審査方法を確認するとともに、補助金額の確定手順を確認し、確定に要した資料（まちづくり財団が提示した積算）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②事業の経済性・効率性について

本事業はまちづくり財団への補助事業であるが、補助事業の効率性等の検証がなされずに漫然と支出が継続されるリスクが想定されることから、本事業の目的に照らして、補助金が効果的に用いられているかについて、補助対象への関与や実績報告の内容について検証した。

具体的には、補助対象への指導や監督がどのようになされているかについて確認するとともに、事業評価のフィードバックが行われているかについて検証した。また、補助事業として特に重要なイベントである緑花フェスティバルについて、運営及び費用負担等の資料を閲覧した。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

補助金額の算定にあたっては、まちづくり財団から事業ごとの積算の提出があり、過年度の実績等と照らし合わせて検討した上で、担当課において財政当局への予算要求がなされている。

財務事務が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②事業の経済性・効率性について

当該補助事業は、平成 28 年度までは、民間から緑化事業のために受けた寄付金を財団基金に積み立てるという予算のみが計上されていたが、平成 29 年度からは、緑化事業に対する事業費補助金（以下、「事業費補助金」という。）が新規に予算化されたものである。

令和元年度における事業費補助金（9,407 千円）の内訳は、緑花フェスティバル関連事業費（3,338 千円、35.5%）、緑化助成事業（2,140 千円、22.7%）、記念樹券（1,622 千円、17.2%）、緑化管理人件費（1,951 千円、20.7%）、管理費（355 千円、3.8%）である。

なかでも大きな割合を占める緑花フェスティバルは、緑あふれるまちづくりを促進することを目的に、年に一度、これまでに金沢市内の公園や広場等において、令和元年度までに 32 回開催されてきた。

開催主体は、緑と花の課、まちづくり財団及び緑を育て金沢を美しくする会である。

このように緑花フェスティバルは、緑のまちづくり計画における「金沢の緑のまちを支える人を育み、つなげる」（基本方針 3）のために不可欠なイベントであり、市民や事業者等との連携のための重要な取り組みの一つとして位置づけられる。

過去 5 年間の緑花フェスティバルの会場及び入場者数等は、以下のとおりである。

年度	開催日	会場	入場者数（人）
平成 27 年度	10 月 17 日（土）～18 日（日）	玉川公園	7,000
平成 28 年度	10 月 15 日（土）～16 日（日）	玉川公園	8,500
平成 29 年度	10 月 14 日（土）～15 日（日）	庁舎前広場	10,000
平成 30 年度	10 月 20 日（土）～21 日（日）	庁舎前広場	10,000
令和元年度	10 月 20 日（日） ^(※)	あめるんパーク前広場	4,000

※令和元年度より 1 日開催に変更した。

本事業において、入場者数は成果指標の一つとして考えられるだろう。

令和元年度の入場者数は 4,000 人と、平成 30 年度の 10,000 人から減少しているが、これは開催日を 2 日から 1 日に変更したことが大きく影響していると考えられる。

今後も、入場者数の増加につながる取り組みが求められるだろう。

また、市は緑花フェスティバル会場において、入場者へのアンケート調査も実施している。

【令和元年度アンケート調査結果（抜粋）】

調査方法：緑花フェスティバルのスタンプラリー参加者に記入を依頼し、その場で回収
回収数：190枚

質問	回答項目	令和元年度	平成30年度
緑花フェスティバルの参加回数	初めて	54%	38%
	2回目	17%	22%
	3回目	17%	22%
	ほぼ毎回	11%	18%
緑花フェスティバル全体について	良かった	51%	53%
	まあまあ良かった	35%	32%
	ふつう	11%	10%
	余り良くなかった	2%	2%
	悪かった	0%	0%
	不明（未回答）	2%	3%

緑花フェスティバルの参加回数について、令和元年度は「初めて」が5割を超えていた。

これは、会場を庁舎前広場からあめるんパーク前広場に変更したことから、初めて参加する割合が増加したと考えられる。

また、「良かった」と「まあまあ良かった」があわせて8割を超えており、おおむね好評であると考えられる。

7 緑の少年団活動支援費

(1) 概要

①事業の目的

次代を担う子供達が、地域において自ら緑のまちづくりに関する各種活動に取り組み、緑豊かな環境の大切さを学び、率先して緑のまちづくりの推進に参加できるように、場を提供するとともに、活動費の一部を助成する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	連携	緑化活動推進団体等の育成・支援	緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実	「緑の少年団」の活動活性化

当該事業の対象緑地は、公共施設緑地、民間施設緑地である。

③事業の内容

緑の少年団の主たる以下3つの活動を支援する。

ア 学習活動

- ・森林・樹木に関する知識・技術の学習・植物・地形地質に関する学習
- ・自然愛護に関する学習

イ 野外活動

- ・地域緑化のための植樹・花苗植え・緑化施設の見学、植物観察会の実施
- ・緑の週間・その他関係行事の実施

ウ 奉仕活動

- ・地域環境の美化・清掃・緑の募金活動への参加・協力
- ・緑化関係行事への参加・協力、自然愛護の呼びかけ

支援内容は以下のとおりである。

ア 奨励金（1団体につき年間上限3万円）

団体からの申請に基づき、「緑の少年団」として認定し、上記活動に係る必要経費を交付する。

イ ボランティア若しくは講師の派遣

要望があれば、活動を行う際に、指導するボランティア若しくは講師を派遣する。

④補助対象及び補助条件

ア 補助対象

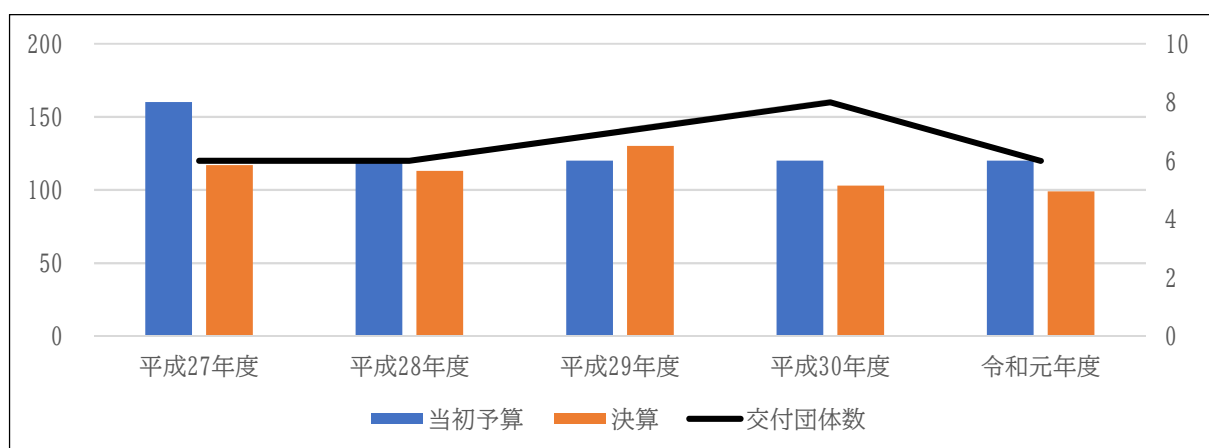
市長が認定した緑の少年団

イ 補助条件

緑化・美化活動に要する経費に相当する額以内の金額
(1団体につき年間上限3万円)

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額(千円)	交付団体数	金額(千円)
平成27年度	160	6	117
平成28年度	120	6	113
平成29年度	120	7	130
平成30年度	120	8	103
令和元年度	120	6	99



(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

奨励金交付手続が適正に行われているか検証するため、関連資料(金沢市緑の少年団奨励金交付要綱、歳出予算差引簿、支出負担行為伺書、奨励金交付決定通知書、奨励金交付申請書及び添付書類)を閲覧した。

また、金沢市緑の少年団奨励金交付要綱に規定されている対象団体の認定について、団体一覧及び認定までの手順を確認した。

②事業の経済性・効率性について

事業効果の検証がなされず、申請団体が固定化するリスクが想定されることから、奨励金が効果的に用いられているかについて、交付団体への関与や実績報告の内容を検証した。

また、交付団体が固定化していないかについて、過去3年分の支出負担行為伺書を確認するとともに、奨励金の支出効果の検証やフィードバックが行われているかについて調査した。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

奨励金交付手続が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②事業の経済性・効率性について

奨励金の金額は小額ではあるが、緑のまちづくり計画を進める上で不可欠な「担い手育成施策」に該当するものであり、その重要性からすると、効果的に用いられているかについての検証は必要である。

以下は、登録団体と過去3年間の交付金額である。

(単位：円)

団体名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	松ヶ枝少年団	30,000	30,000	30,000
2	長町地区少年連盟	17,540	—	1,074
3	千坂少年連盟	30,000	28,650	28,043
4	六二親和会野菊子ども会	7,692	1,011	—
5	湯涌少年連盟	17,396	21,889	20,953
6	金沢市花園児童館	18,810	10,242	8,974
7	若松町子ども会	—	7,300	9,950
8	太陽が丘ひまわり子ども会	—	—	—
9	弥生少年連盟	—	—	—
10	西校下少年連盟協議会	—	—	—
11	浅野川中学校生徒会	—	—	—
12	押野地区少年連盟協議会	—	—	—
13	三馬校区子ども会連合会	—	—	—
14	旭町下町たけのこ子ども会	—	—	—
消 ^(※)	天神緑の少年団	8,274	4,023	—
合計金額		129,712	103,115	98,994
合計件数		7	7	6

※天神緑の少年団は解散したため脱退扱いとなった。

表を見ると、奨励金の交付団体は過去3年間ほぼ固定しており、登録団体の約半数は過去3年間交付がないことから、一部の団体の利用にとどまっている。

また、少子高齢化が進展し、15歳以下の若年層が減少しているが、金沢市内の校下数からすると14団体という数は若干物足りなく、貴重な次世代を担う若年層にとって緑と触れ合う機会は非常に重要であることから、登録団体数は事業の成果指標の一つとして考えられるだろう。

登録団体数の増加及び活動の活性化に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

【意見】

緑の少年団について、登録団体数の増加及び活動の活性化に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

8 緑と花の活動員事業費

(1) 概要

①事業の目的

金沢市との協働により、緑と花のあふれる金沢のまちづくりのための緑化活動を推進し、地域緑化の担い手を育成する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	連携	緑化活動推進団体等の育成・支援	緑のまちづくりの担い手の育成	将来の担い手となるボランティアの育成

当該事業の対象緑地は、公共施設緑地、民間施設緑地である。

③事業の内容

ア かなざわ緑と花の会スキルアップ研修

緑、花や公園に関するテーマで研修を実施する。

※令和元年度に予定していた「兼六園早春の花めぐり」は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み中止した。

イ 樹木銘板筆耕

希望があった小学校の敷地内樹木に、児童とともに銘板を付ける取組を実施する。

(令和元年度実績) 十一屋・浅野川・西南部・四十万の各小学校

④対象案件と選定条件

ア 対象案件

緑と花のあふれる金沢のまちづくりのための緑化活動

イ 選定条件

緑と花の活動員^(※)としての活動であること。

※緑と花の活動員

金沢市との協働による緑化活動を実践する「緑化ボランティア」であり、令和2年度は、119名が活動を行っている。

樹木活動や地域緑花等のグループにそれぞれ分かれ、自主的に活動を行なっている。

・樹木活動グループ

小学校等樹木への名札付け、保存樹調査・点検などを実施する。

・地域緑花グループ

公共的な場所での花苗の植栽・管理、施設・地域と連携した緑花事業の実施（協力）などを実施する。

- ・緑花イベントグループ

市主催イベントへの参画（協力）や、緑と花のまちづくりにおいて地域の主体となるリーダーを養成するための研修等を実施する。

- ・花壇づくり講座

各公園、沿道等に適した花を使ってデザインを紹介し、管理方法や植え付け作業を実習として学ぶ。

- ・球根植え付け講座

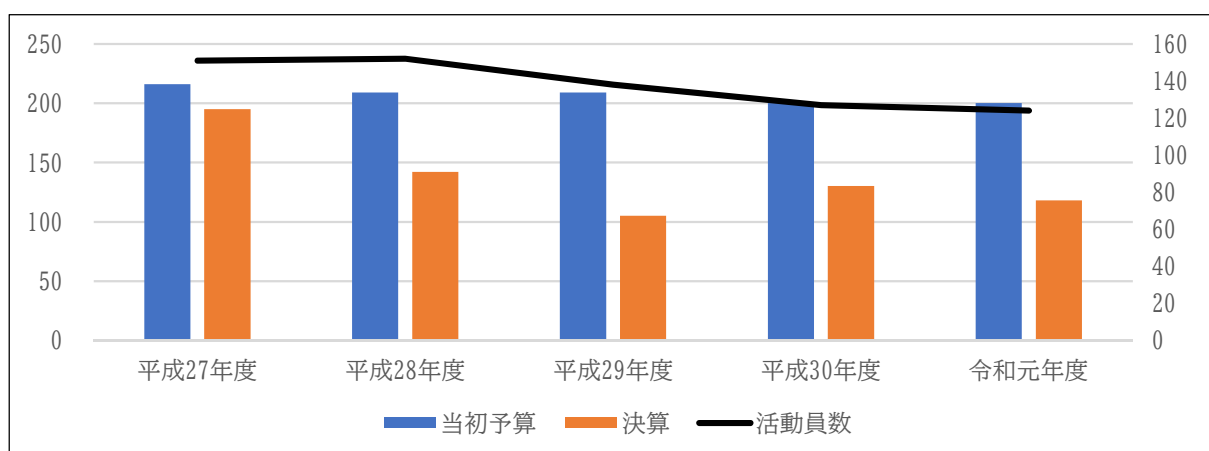
球根の知識を深め、花壇への取り入れ方を学習する。

- ・樹木講座

公園の樹木や山野草についての特徴を学び、知識を高める。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	活動員数	金額（千円）
平成27年度	216	151	195
平成28年度	209	152	142
平成29年度	209	138	105
平成30年度	200	127	130
令和元年度	200	124	118



活動員数が減少傾向にある。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

財務事務が適正に行われているか検証するため、関連資料（歳出予算差引簿、支出負担行為何書、奨励金交付決定通知書、奨励金交付申請書及び添付書類）を閲覧した。

②事業の経済性・効率性について

本事業の目的に照らして、支出事業費用が効果的に用いられているか検証するため、過去3年分の支出負担行為何書を確認するとともに、支出効果について、効果の検証やフィードバックが行われているかについて調査した。

また、緑と花の活動員の減少による担い手の負担増大や、活動の存続に向けての施策が検討されているかについて確認した。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

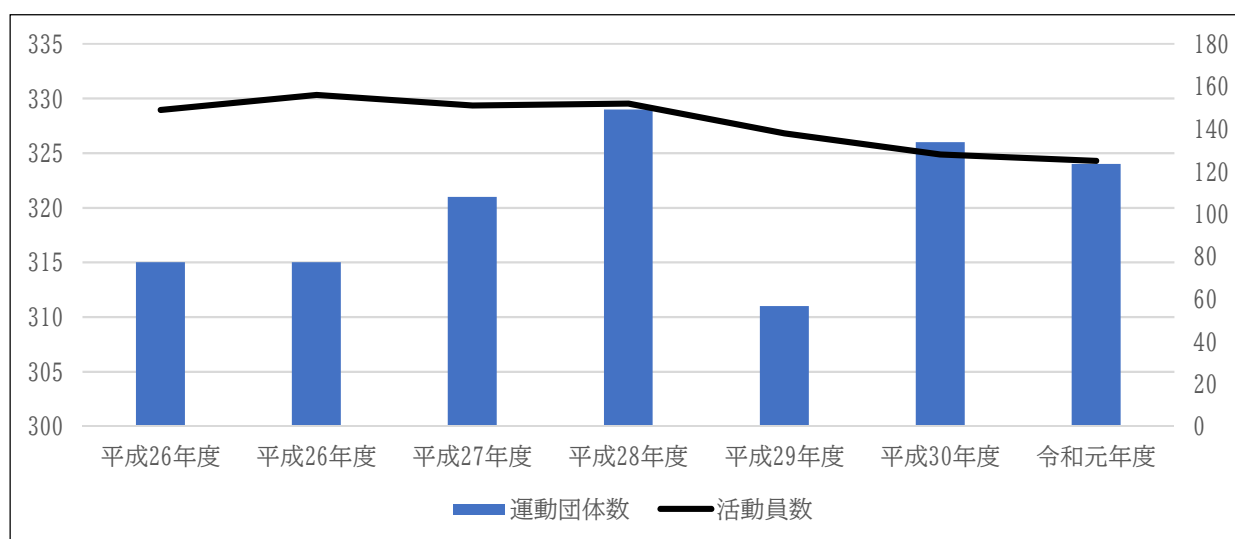
財務事務が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②事業の経済性・効率性について

過去3年分の支出を精査したところ、支出内容は、小学校の樹木に取り付ける名札取り付けに要する費用であり、特記すべき事項はなかった。

一方、過去7年間の緑と花の活動員数の推移を確認したところ、減少傾向であった。

【花いっぱい運動団体数及びかなざわ緑と花の活動員数の推移】



背景として、人口減少をはじめとする社会構造の変化に伴い、子供と地域の世話人の数が共に減少したことが原因として考えられるが、市民協働の視点から、ボランティアによる地域緑化は必要不可欠であり、緑と花の活動員数は事業の成果指標の一つとして考えられるだろう。

活動員数の増加及び活動の活性化に向けて、活動内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

【意見】

かなざわ緑と花の会について、活動員数の増加及び活動の活性化に向けて、活動内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。

9 金沢市緑のまちづくり審議会経費

(1) 概要

①事業の目的

緑のまちづくりに関する事項について、有識者等により構成される審議会へ諮問する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
歴史 文化	継承	地域のシンボルとなる緑の承継	市民共有の財産としての緑の承継促進（庭園等）	貴重な緑資産としての文化財指定等による継承

③事業の内容

緑のまちづくり計画の策定や保存樹等の指定等、緑のまちづくりに関する事項について、金沢市緑のまちづくり審議会^(※)による審議を行う。

※金沢市緑のまちづくり審議会

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例第 29 条に規定された審議会であり、緑のまちづくりに関する事項について市長の諮問に応ずるほか、緑のまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例（抜粋）

第 29 条 緑のまちづくりを推進するため、金沢市緑のまちづくり審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

第 30 条 審議会は、この条例に規定する事項その他の緑のまちづくりに関する事項について市長の諮問に応ずるほか、緑のまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

第 31 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、緑のまちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

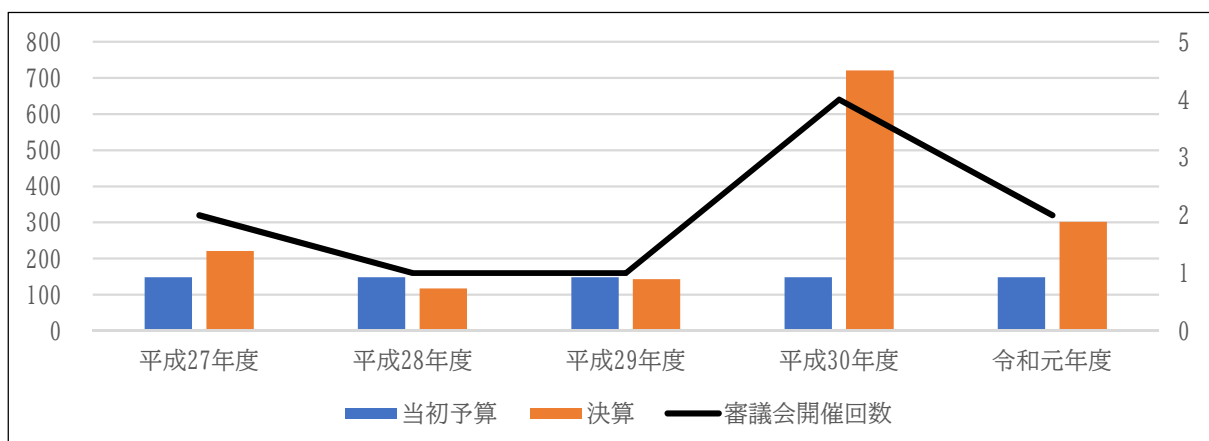
条例に規定する緑のまちづくりに関する事項としては、

- ・ 緑のまちづくり計画の策定（同第 6 条第 3 項）
- ・ 保存緑地の指定（同第 13 条第 2 項）
- ・ 保存樹等の指定（同第 16 条第 2 項）

がある。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	審議会開催回数	金額（千円）
平成27年度	148	2	221
平成28年度	148	1	117
平成29年度	148	1	143
平成30年度	148	4	720
令和元年度	148	2	301



審議会開催回数が増えている理由は、その年の案件の数により、開催回数が増えるためである。

平成30年度については、緑のまちづくり計画の更新検討の年であったため、例年より開催回数が増えたものである。

(2) 監査手続

①財務事務の適正性について

報酬の支払事務が適正に行われないリスクが想定されることから、支出負担行為が適正に執行されているか検証するため、関連資料（歳出予算差引簿、令和元年度予算要求単価（市共通））を閲覧した。

また、報酬支払の根拠について担当課へ質問を行った。

(3) 監査結果

①財務事務の適正性について

支出負担行為が適正に執行されているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

しかし、緑のまちづくり計画では、時代の変化のスピードに迅速に対応しつつ、緑のまちづくり計画を着実に推進するため、重層的なPDCAサイクルを実施することとしており、年度評価や中間評価、計画改訂時において、各種データ分析を踏まえた検証結果を緑のまちづくり審議会へ報告し、結果に対する助言や提言を受け、適宜、見直しを行う旨記載されている。

緑のまちづくり審議会への報告状況について担当課に確認したところ、令和元年度に実施した「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導について、緑のまちづくり審議会にて審議の上、パブリックコメント等で広く市民意見を募るとともに、新聞やホームページ等で公表しているとのことであった。

しかしながら、PDCAサイクルは、計画全体の取組や活動等について実施状況を把握し、随時改善を図るものであることから、一部の取組のみの実施では不十分である。

緑のまちづくり計画を着実に推進するため、緑のまちづくり計画の進捗状況について、緑のまちづくり審議会へ報告を行い、結果に対する助言や提言を受ける必要がある。

【意見】

緑のまちづくり計画の進捗状況について、緑のまちづくり審議会へ報告を行い、結果に対する助言や提言を受ける必要がある。

10 緑を育て金沢を美しくする会事業費補助

(1) 概要

①事業の目的

各種市民団体で構成される「緑を育て金沢を美しくする会^(※)」が実施する緑化推進運動に対して補助金を交付し、市民協働による緑化美化活動を推進する。

※緑を育て金沢を美しくする会

発足の経緯について、金沢市のホームページで以下のように紹介されている。

「昭和49年6月、金沢市定例第2回議会において「緑の都市宣言」が採決されました。この宣言を受けて金沢市は、緑化推進要綱を制定し、緑と花のまちづくりを提唱しました。

この間、失われゆく金沢の自然を守り、清潔で美しいまちづくりを進め、“森の都金沢”の名に恥じないようにしようとの市民各層の気運が高まり、市民の参加なくして、緑と花のまちづくりはあり得ないとの観点から、緑化推進市民運動の母体として「緑を育て金沢を美しくする会」が発足しました。

緑を育て金沢を美しくする会の目的は、市民の緑化意識を高め、市民ぐるみで緑と花のまちづくりに努めるとともに、公德心を涵養して、金沢を清潔で美しいまちにする運動を推進することとされている（会則2条）。

組織は、この会の趣旨に賛同する市民及び市民の各種団体をもって組織され、役員は、会長、副会長、運営委員、監事が定められている。（会則5条）。

設置機関としては、総会、運営委員会等がある。（会則8条・9条）。

事務局は緑と花の課に置かれ、事務局長と職員が会長から委嘱される。

【緑を育て金沢を美しくする会会則（抜粋）】

第2条 この会は、市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみで緑と花のまちづくりにつとめるとともに、公德心を涵養して、金沢を清潔で美しいまちにする運動を推進することを目的とする。

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監 事 2 名

第7条 この会に顧問、参与を置くことができる。

第8条 総会は、全会員をもって構成し、本会の議決機関とする。

2 総会は、毎年1回開くものとする。

第9条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員及び事務局長をもって構成し、次のことを行う。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	連携	各種イベント開催・情報の発信	緑と花に関するイベントの充実	「緑の相談広場」の充実 効果的な緑化イベントの充実
		地域コミュニティとの連携強化	多様な主体との連携による活動展開	花いっぱい運動の発展促進
地形		自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進	自然や緑を体験・学習する機会づくり	自然や緑を体験する機会の創出

当該事業の対象緑地は、公共施設緑地及び民間施設緑地である。

③事業の内容

ア 普及啓発事業

- ・写真コンテスト、緑の写生会・花いっぱい大賞、緑化・美化功労賞表彰式等
- ・緑化・美化指導員及び推進員の活動支援

イ 花いっぱい事業

- ・緑の相談広場、花と緑の出前講座
- ・花苗配布（市民公共花壇、商店街花壇、モデル地区花壇）
- ・金沢マラソン関係（沿道飾花・応援プランター）

④補助対象及び補助条件

ア 補助対象

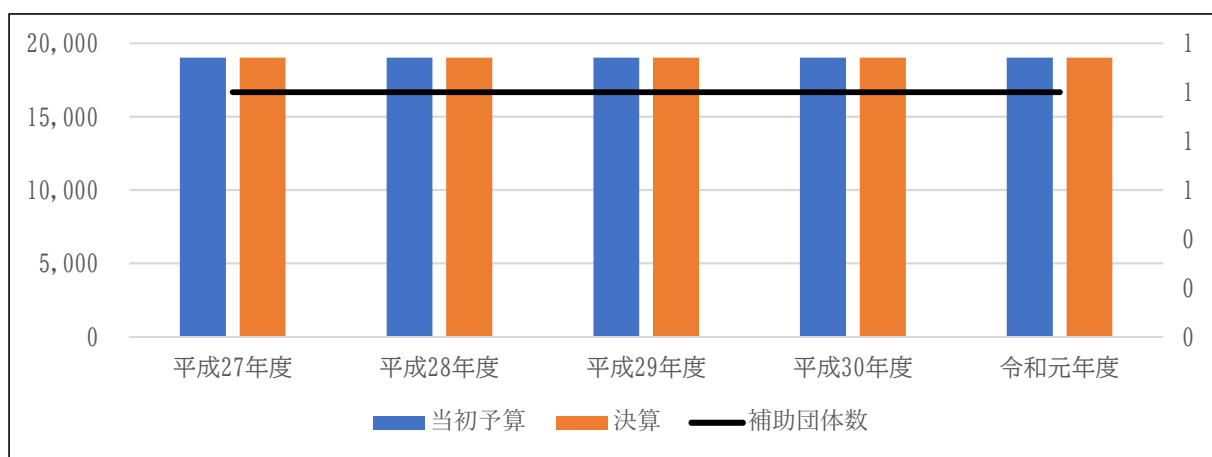
緑を育て金沢を美しくする会

イ 補助条件

緑を育て金沢を美しくする会が実施している普及啓発事業等

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	補助団体数	金額（千円）
平成27年度	19,000	1	19,000
平成28年度	19,000	1	19,000
平成29年度	19,000	1	19,000
平成30年度	19,000	1	19,000
令和元年度	19,000	1	19,000



(2) 監査手続

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証するため、関連資料（概算払精算調書、決裁伺書、補助金確定通知書、補助金実績報告書、補助金交付決定通知書、補助事業変更承認申請書、支出負担行為書、歳出予算差引簿）を閲覧した。

また、補助対象である緑を育て金沢を美しくする会について、関連資料（緑を育て金沢を美しくする会会則、役員名簿、緑化・美化指導員及び推進員推薦書、総会議事録、運営委員会議事録）を閲覧した。

②補助金額の適正性について

補助金額の適正性について確認するため、担当課へ質問を行った。

(3) 監査結果

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②補助金額の適正性について

補助金額の適正性について担当課へ確認したところ、例年の事業実施や事業の振り返り、翌年度予算要求等の手続を通じて確認し、適正と判断しているとのことであった。

緑化美化活動の成果を客観的に測定することは難しいが、花と緑の出前講座数や花苗配布数などは、事業の成果指標の一つとして考えられるだろう。

現在の補助金額が適正か、また、補助事業が効率的に行われているかについて、事業に係る様々な指標を確認しながら、検討を続けていくことが望ましい。

11 樹木害虫防除事業費補助

(1) 概要

①事業の目的

都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ・チャドクガ）の被害から金沢の緑を守る。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理
				環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
地形		特色ある地形の緑の承継	斜面緑地や丘陵地等の緑の承継	松くい虫対策の実施

当該事業の対象緑地は、民間施設緑地である。

③事業の内容

民有地における都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ・チャドクガ）の捕殺又は薬剤散布による安全かつ効率的な防除に対して、経費の最大4分の3を町会等に補助する。

【都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ・チャドクガ） 業務単価】

年度	防除単価 ^(※) （1時間あたり）	作業時間
平成27年度	8,300円	581.0時間
平成28年度	8,400円	510.0時間
平成29年度	8,700円	546.5時間
平成30年度	8,700円	610.5時間
令和元年度	9,000円	480.5時間

※防除単価の設定方法

以下の項目を積算し、1時間当たりの単価を算出している。

ア 労務単価（造園工）

農林水産省及び国土交通省が決定した「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

イ 機械経費

2tトラックの単価1,336円に5.9時間を乗じて算定したものと防除機損料として単価234円に0.88日を乗じたものを合わせたものである。

ウ ガソリン代

レギュラーガソリンの単価123円として、10.5L使用で算定している。

エ 薬剤

トレボン乳剤の単価7,840円の0.33L換算で算定している。

オ 諸経費

上記アからエの合計の30%を計上している。

カ 消費税

8%で、令和元年10月1日以降分は10%として算定している。

④補助対象と補助条件

ア 補助対象

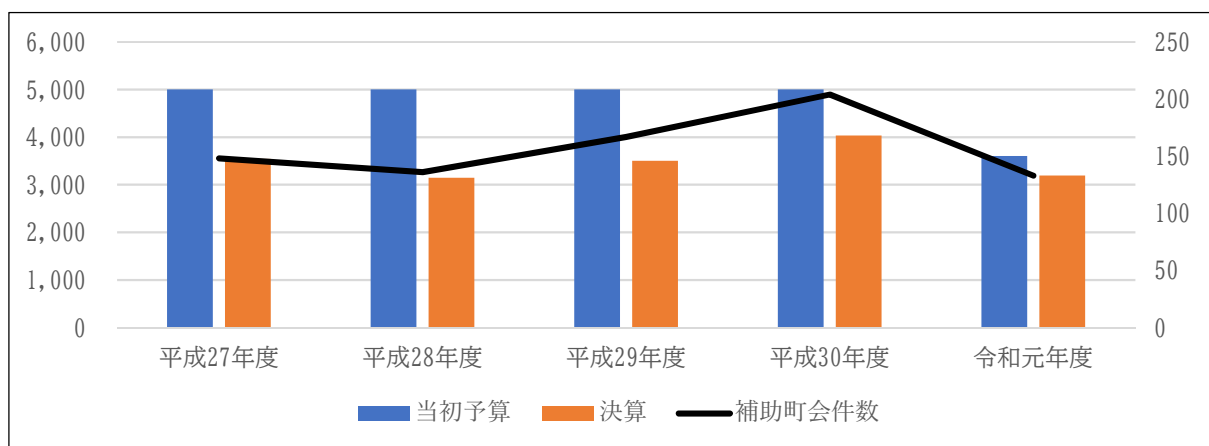
自主委託防除事業を実施する町会、校下又は地域

イ 補助条件

あらかじめ、市長の指定する委託事業者と防除委託契約を締結していること。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	補助町会数	金額（千円）
平成27年度	5,000	148	3,544
平成28年度	5,000	136	3,144
平成29年度	5,000	167	3,500
平成30年度	5,000	204	4,029
令和元年度	3,600	133	3,188



補助町会件数の変動は、害虫の発生状況に影響されるものである。

(2) 監査手続

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、補助金交付申請書及び添付書類）を閲覧した。

②補助事業の必要性及び補助金額の妥当性について

補助事業の必要性の検証が行われているか、また補助金額の妥当性について検証するため、関連資料（決裁伺書の予定価格決定の記載と予定価格決定調書）を閲覧した。

(3) 監査結果

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②補助事業の必要性及び補助金額の妥当性について

金沢市では、町会及び市有施設での防除に係る時間や薬剤散布量を毎年集計しており、その結果等から、金沢市内のアメリカシロヒトリは減少傾向にあるのではないかと考えている。

アメリカシロヒトリの減少が明確に確認された際には、本事業の意義を改めて検討し、自主防除への移行等も含めた検討が必要となってくるであろう。

補助金額については、国の設定単価を参照するなど予定単価の設定手続は適正であり、特記すべき事項はなかった。

【観音堂・上辰巳線（令和2年10月1日撮影）】



12 公共施設等樹木害虫防除事業費

(1) 概要

①事業の目的

都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ・チャドクガ）及び松くい虫の被害から金沢の緑を守る。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理
				環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理

当該事業の対象緑地は、都市公園と公共施設緑地である。

③事業の内容

ア 地区防除相談員の設置

各地区において、町会に対する適正防除の確認や助言等を実施する。

イ 発生予察の実施

フェロモントラップを利用したアメリカシロヒトリの発生予察を実施する。

ウ パトロール業務及び防除業務

- ・パトロールの実施による早期発見、早期防除の推進
- ・捕殺又は薬剤散布による安全かつ効率的な防除の実施

エ 地区防除相談員・防除業者への説明会実施・班回覧チラシの配布

オ 卯辰山公園等松くい虫対策の実施

【都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ・チャドクガ） 業務単価】

年度	パトロール単価（1時間当たり）	防除単価 ^(※) （1時間当たり）
平成27年度	3,000円	8,300円
平成28年度	3,200円	8,400円
平成29年度	3,300円	8,700円
平成30年度	3,400円	8,700円
令和元年度	3,400円	9,000円

※防除単価については、前項「11 樹木害虫防除事業費補助」参照

④対象案件及び選定条件

ア 都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ・チャドクガ）対策

i 自主防除事業

町会等が自主的に行う都市樹木害虫防除事業に対し、防除用器具の貸付けを行う。

ii 自主委託防除事業

町会等が指定業者に委託して行う都市樹木害虫防除事業に対し、要した費用の最大4分の3を補助する。

iii 委託防除事業

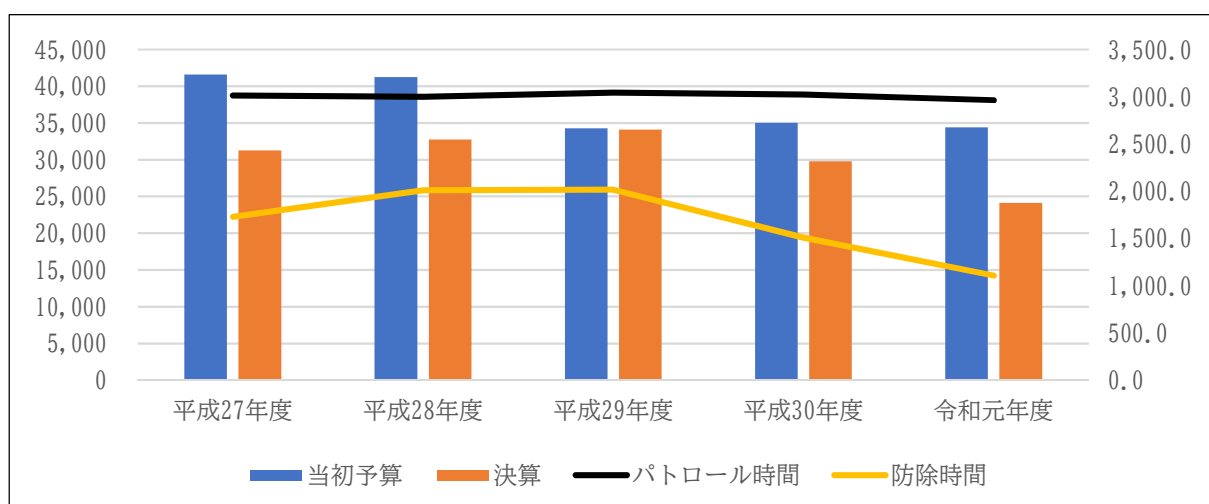
金沢市が指定業者に委託して行う都市樹木害虫防除事業であり、公園、街路樹等の公共施設に対して実施する。

イ 松くい虫対策

金沢市内の公園を対象とし、発生が予見される場所に樹幹注入を実施する。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算		
	金額（千円）	パトロール時間 （時間）	防除時間 （時間）	金額（千円）
平成27年度	41,578	3,011.5	1,727.5	31,226
平成28年度	41,219	3,000.0	2,011.5	32,736
平成29年度	34,250	3,044.5	2,016.5	34,091
平成30年度	34,999	3,022.5	1,510.5	29,755
令和元年度	34,393	2,963.5	1,106.5	24,012



(2) 監査手続

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証するため、関連資料（金沢市都市樹木害虫防除事業実施要綱、支出負担行為何書、補助金交付申請書及び添付書類）を閲覧した。

②補助事業の必要性の検証及び補助金額の妥当性について

補助事業の必要性の検証が行われているか、また、補助金額の妥当性について検証するため、関連資料（決裁何書の予定価格決定の記載と予定価格決定調書）を閲覧した。

(3) 監査結果

①補助金交付手続の適正性について

金沢市都市樹木害虫防除事業実施要綱を確認し、支出負担行為何書、補助金交付申請書及び添付書類を精査したところ、補助金交付手続について適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②補助事業の必要性の検証及び補助金額の妥当性について

補助金額については、旧年度との比較及び国の定める契約単価の適用により合理的に算定されており、特記すべき事項はなかった。

また、請負業者からの防除等実施については、防除集計及び実施内容の報告が行われており、特記すべき事項はなかった。

補助事業の必要性の検証に関しては、前項の「11 樹木害虫防除事業費補助」でも記載したが、アメリカシロヒトリの減少が明確に確認された際には、本事業の意義を改めて検討し、自主防除への移行等も含めた検討が必要となってくるであろう。

金沢市では、町会及び市有施設での防除に係る時間や薬剤散布量を毎年集計しているが、発生状況の年度比較や発生地域の変化等を検証することで、金沢市全体の状況把握に努めるとともに、その動向を注意深く観察し、事業の改善に努めていくことが望ましい。

13 保存樹適正管理事業費

(1) 概要

①事業の目的

所有者要望に基づく樹木診断、樹木長命や管理上必要な緊急的処置等に係る費用の一部補助及び維持管理負担軽減のための奨励金交付等といった助成措置により、金沢市指定保存樹等の適正な保存及び育成を図る。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
歴史 文化	継承	地域のシンボルとなる緑の承継	保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理	保存樹・樹林等の適切な指定
				管理奨励金の補助制度の適切な運用
				保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施
			維持管理の手引きの周知・徹底	
			市民共有の財産としての緑の承継促進（庭園等）	貴重な緑資産としての文化財指定等による継承

当該事業の対象緑地は、民間施設緑地である。

③事業の内容

ア 指定に伴う看板の設置等

新規指定箇所への看板設置及び既存看板の修繕・更新を行う。

イ 樹木保全のための補助制度等

i 樹木診断に対する謝礼金

所有者からの要望等に応じ、外部の樹木医による樹木診断を実施する。

（1回当たり謝礼金 8,000 円）

ii 急処置に関する補助

管理上危険を伴うもの又は隣接地等に悪影響を及ぼしているものへ行う緊急的な枝打ち等処置に係る費用の一部を助成する。（補助率 70%、限度額 500 千円）

iii 長命処置に関する補助

樹木の枯死、倒壊等を防ぐために行う外科治療又は土壌改良若しくは支柱の設置等処置に係る費用の一部を助成する。（補助率 70%、限度額 1,000 千円）

iv マツクイムシ等被害対策に関する補助

- ・マツクイムシ又はカシナガキクイムシの被害で枯死した樹木に対して行う伐採等処置に係る費用の一部を助成する。(補助率 70%、限度額 500 千円)
- ・マツクイムシによる樹木枯死を防ぐために行う薬剤樹幹注入処置に係る費用の一部を助成する。(補助率 70%、限度額 1 本/箇所につき 100 千円)

ウ 所有者への管理奨励金交付

日常的な維持管理に係る所有者の経費負担軽減のため、管理奨励金を交付する。

区分	区分 (本数又は樹幹面積)	奨励金額
保存樹・景観樹	1 本あたり	10,000 円
保存樹林・景観樹林	1,000 m ² 未満	30,000 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	40,000 円
	2,000 m ² 以上	50,000 円

④対象案件及び選定条件

ア 対象案件

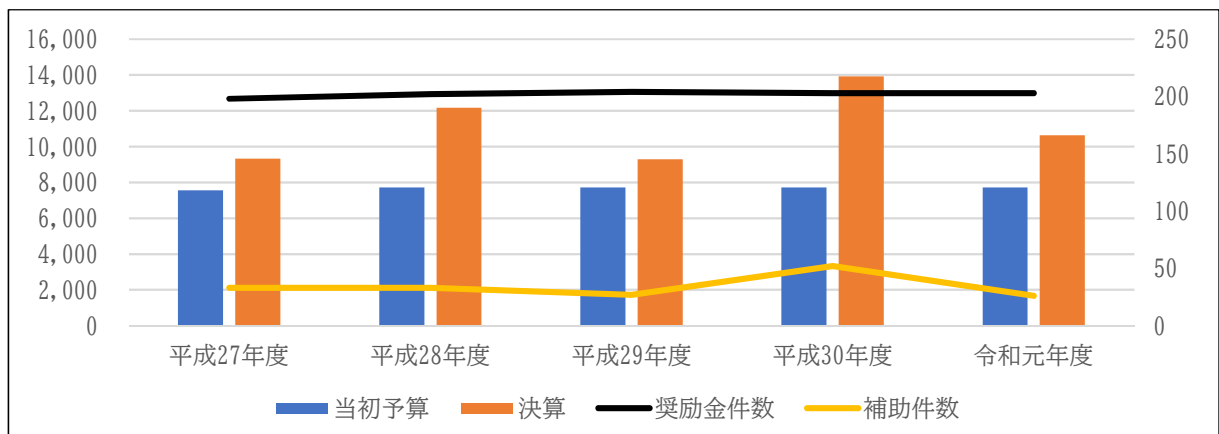
金沢市指定保存樹 132 本、景観樹 13 本、景観樹林 58 箇所

イ 選定条件

金沢市が実施する樹木医診断の結果を受けて、保存樹等に金沢市が定める処置を講ずる所有者に対し、補助金を交付する。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算		
	金額 (千円)	奨励金件数	補助件数	金額 (千円)
平成 27 年度	7,550	198	33	9,327
平成 28 年度	7,710	202	33	12,159
平成 29 年度	7,710	204	27	9,290
平成 30 年度	7,710	203	52	13,920
令和元年度	7,710	203	26	10,621



(2) 監査手続

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証するため、関連資料（金沢市保存樹等の管理奨励金及び長命等に関する補助金交付要綱、支出負担行為何書、補助金交付決定及び額の通知書、検査調書、見積額審査書、保存樹等補助金要望に関する調査報告書、補助金交付申請書、補助事業収支決算書及び添付書類）を閲覧した。

②保存樹等指定手続の適正性について

保存樹等指定手続が適正に行われているか検証するため、金沢市保存樹等の管理奨励金及び長命等に関する補助金交付要綱に定められた手続として、市長の指定書類及び緑のまちづくり審議会の議事録を閲覧した。

③補助事業の必要性の検証及び補助金額の妥当性について

補助事業の必要性の検証及び補助金額の妥当性について検証するため、補助事業の必要性の検証が行われているか、また、補助金額の妥当性の判断根拠について確認した。

(3) 監査結果

①補助金交付手続の適正性について

補助金交付手続が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②保存樹等指定手続の適正性について

保存樹等指定手続が適正に行われているか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

③補助事業の必要性の検証及び補助金額の妥当性について

補助事業の必要性の検証及び補助金額の妥当性について検証した結果、金沢市保存樹等の管理奨励金及び長命等に関する補助金交付要綱に以下の補助金額が規定されており、特記すべき事項はなかった。

- ・管理奨励金（10,000円から50,000円）
- ・長命処置補助金（100万円限度）
- ・緊急処置補助金（50万円限度）
- ・被害拡大防止補助金（50万円限度）
- ・被害防止薬剤注入処置補助金（10万円限度）

【藤棚白山神社（金沢市城南2丁目地内） 内 保存樹立札（令和2年10月18日撮影）】



【本性寺（金沢市寺町4丁目地内） 内 保存樹林立札、外観（令和2年11月12日撮影）】



【M邸（金沢市弥生）内 保存樹林立札 外観（令和2年11月19日撮影）】



14 城北市民運動公園整備事業費

(1) 概要

①事業の目的

大規模な運動施設や開放的な空間の運動公園を整備することにより、市民の多様なスポーツレクリエーションニーズに対応するとともに、都市の防災機能を向上する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	市民のスポーツ文化を支える運動公園の整備
		市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備
	連携	地域特性に応じた緑のマネジメントの推進（公園緑地の魅力発揮にむけた運営・管理）	民間活力等を活かした運営・管理と魅力あるサービスの提供	指定管理者制度の導入検討

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

金沢城北市民運動公園の整備を行う。

当該事業は、国の社会資本整備総合交付金^(※)の対象となっている。

※社会資本整備総合交付金

国が、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とした交付金である。

なお、当該交付金に係る社会資本総合整備計画では、金沢城北市民運動公園における年間利用者人数の最終目標値（令和2年）として、340,000人が掲げられている。

事業の内訳は以下のとおりである。

ア 市民サッカー場再整備関連

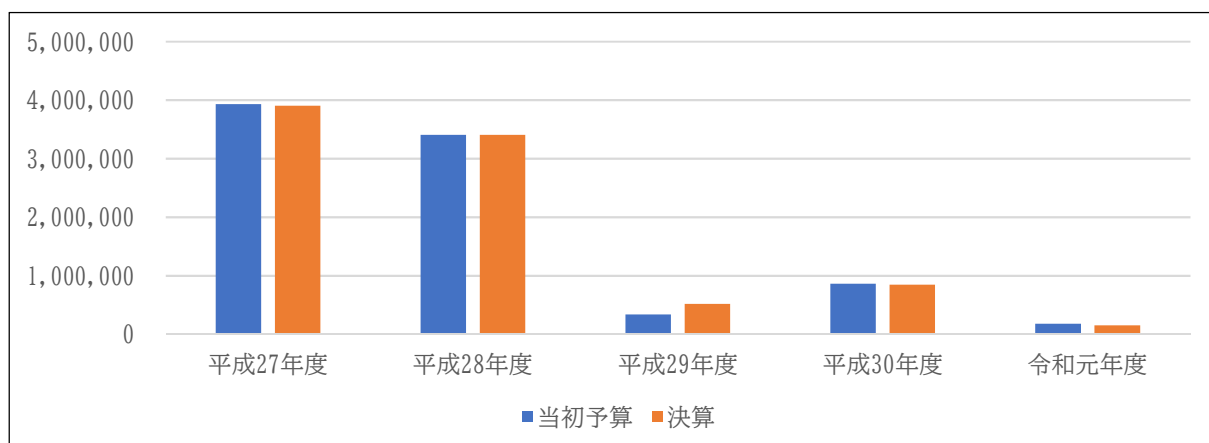
- ・市民サッカー場基本設計業務関連
- ・測量業務委託
- ・プロポーザル委員謝礼など

イ 公園整備関連

- ・北第二駐車場整備
- ・既設構造物取壊し工事

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算
	金額（千円）	金額（千円）
平成27年度	3,929,100	3,903,607
平成28年度	3,408,100	3,403,246
平成29年度	517,000	334,964
平成30年度	845,000	859,627
令和元年度	177,000	147,899



令和元年度は新市民サッカー場の基本設計等の業務が実施された。

新市民サッカー場は、総事業費75億円、令和5年度の供用開始の計画で進められている。

なお、平成27年度及び平成28年度は、北陸最大級の日本水泳連盟国際公認プールである金沢プール新設工事（総事業費74億円）が実施された。

(2) 監査手続

①事業費支出の正確性等について

大規模な工事は競争入札にて受託事業者が選定されるが、小規模な工事については随意契約で選定され、正当な理由なく受託事業者が選定されるリスクがあることから、事業費支出の正確性等について検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書、金沢城北市民運動公園実施計画策定業務委託報告書、社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金）、金沢市スポーツ推進計画（平成27年3月策定））を閲覧した。

②防災機能について

複数年にまたがる事業であるため、特に大規模公園に期待される防災機能の発揮が、各種施設の改修工事に伴い損なわれるリスクがあることから、防災機能が損なわれていないか検証するため、現地視察を行った。

③経済性について

経済性の観点から、関連資料の閲覧及び現地視察を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性等について

事業費支出の正確性等について検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

また、随意契約について、正当な理由なく受託事業者が決定されていないか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②防災機能について

現地視察の結果、防災機能（調整池）は特に問題なく維持されていることが確認でき、特記すべき事項はなかった。

【金沢城北市民運動公園調整池（駐車場）（令和2年12月14日撮影）】



③経済性について

総合公園施設としての金沢城北市民運動公園（野球場、サッカー場、プールといった各スポーツ施設ではなく、総合公園としての）を紹介する金沢市のホームページには、問い合わせ先として電話番号が記載されている。

営業時間外・休日を含め、電話で問い合わせることの繁雑性を考えれば、ホームページの案内を充実させることが効率的であるが、現在掲載されている案内図は、非常におおまかなものであった。

現地視察時に、敷地内には詳細な施設案内図が掲示されていたことから、同様のデータをホームページに掲載することで、新たに案内図を作成せずとも、周知が可能と考える。

【意見】

金沢城北市民運動公園について、より多くの人に公園施設を認知してもらい、利用促進につながるよう、案内図を掲載する等、ホームページの充実を図る必要がある。

【金沢城北市民運動公園内の施設案内図（令和2年10月15日撮影）】



15 卯辰山公園開設 100 年魅力向上事業費

(1) 概要

①事業の目的

「卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画^(※)」に基づき、さらなる魅力向上を図るため、計画的に整備を推進する。

※卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画（平成 26 年 3 月策定）

卯辰山公園には、「自然」と「歴史文化」という普遍的価値を踏まえた多様な交流の場としての役割が求められているが、これからも市民に愛され、市民の誇りとして、より一層利活用されるよう、今後 10 年を見据えた卯辰山公園の魅力向上を図る基本的な考え方とハード・ソフト両面からの施策の方向性を取りまとめることを目的に策定された計画である。

対象は約 100ha の卯辰山公園区域であるが、ひがし茶屋街、卯辰山山麓寺院群、浅野川、奥卯辰山健民公園など、周辺地域との連携も考慮した計画となっている。

基本理念として、「ひと・自然・歴史文化をつなぐ 緑の交流空間・卯辰山 ～金沢の緑の交流拠点としての新たな価値の創造～」を掲げ、人と人、人と自然、人と歴史文化など、多様な交流により創造される新たな価値を育む「緑の交流空間」として魅力向上を図ることとしている。

また、卯辰山から浅野川やひがし茶屋街、卯辰山山麓寺院群等の周辺地域へと人々のつながりの輪を広げ、過去から現在、いまにつながる卯辰山の魅力を未来へとつないでいくこととしている。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市		新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	卯辰山公園の魅力向上
歴史文化	活用	地域の特徴的な緑の魅力の向上	歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	卯辰山公園魅力向上事業に基づく改修・整備
地形		魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	自然が広がる癒しの緑の利活用	丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用

当該事業に対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 園内整備

- ・ 400 年の森整備
- ・ 卯辰山 100 年の森づくり
- ・ 望湖台再整備
- ・ グランドゴルフ場整備

イ 用地取得

- ・軽スポーツ広場拡張用地買戻し

④対象案件と選定条件

ア 対象案件

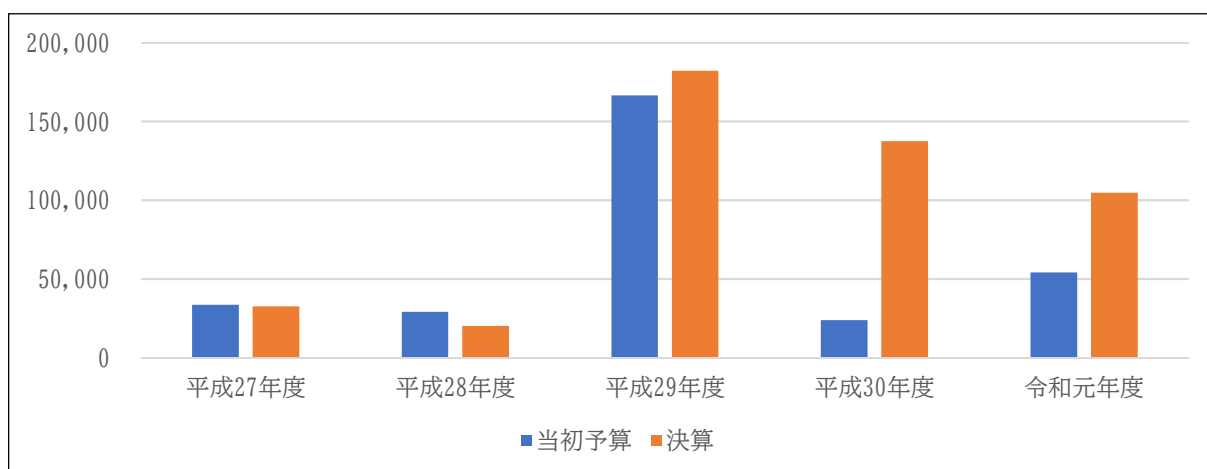
卯辰山公園

イ 選定条件

「卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画」に基づく事業

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算
	金額（千円）	金額（千円）
平成27年度	33,500	32,462
平成28年度	29,000	20,000
平成29年度	166,500	182,331
平成30年度	23,600	137,416
令和元年度	54,000	104,674



(2) 監査手続

①事業費支出の正確性等について

事業費支出の正確性等について検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書、卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画、社会資本総合整備計画書（防災・安全交付金）の閲覧及び現地視察を行った。

②契約手続の適正性について

小規模な工事については随意契約で行われ、正当な理由なく受託事業者が決定されるリスクがあることから、契約手続が適正に行われているか検証した。

③経済性について

経済性の観点から、関連資料の閲覧及び現地視察を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性等について

事業費支出の正確性等について検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②契約手続の適正性について

契約手続について、正当な理由なく受託事業者が決定されていないか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

③経済性について

経済性について検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

しかし、現地視察を行ったところ、卯辰山公園頂上付近（望湖台駐車場）のトイレには、男性用トイレ、女性用トイレ、ともにトイレ内にバリアフリートイレ個室が設置されているが、トイレ外側からバリアフリートイレがあることがわかる表示等はなかったことから、利用者のためにも何らかの表示を設置することが望ましい。

【卯辰山公園頂上付近（望湖台駐車場）のトイレ（令和2年10月15日撮影）】



【卯辰山公園軽スポーツ広場（令和2年10月15日撮影）】



【卯辰山公園眺望の丘（令和2年10月15日撮影）】



16 卯辰山公園夜の彩り創出事業費

(1) 概要

①事業の目的

「卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画」と合わせ、「夜間観光への対応」の視点も加え、市民はもとより、旅行者にとっても魅力のある夜間の見所となる公園に整備する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市		新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	卯辰山公園の魅力向上
歴史文化	活用	地域の特徴的な緑の魅力の向上	歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	卯辰山公園魅力向上事業に基づく改修・整備
地形		魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	自然が広がる癒しの緑の利活用	丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア ライトアップ設備整備事業

- ・花菖蒲園、眺望の丘の施設整備
- ・実施設計業務委託

イ 循環園路整備事業

- ・測量業務委託
- ・実施設計業務委託

④対象案件と選定条件

ア 対象案件

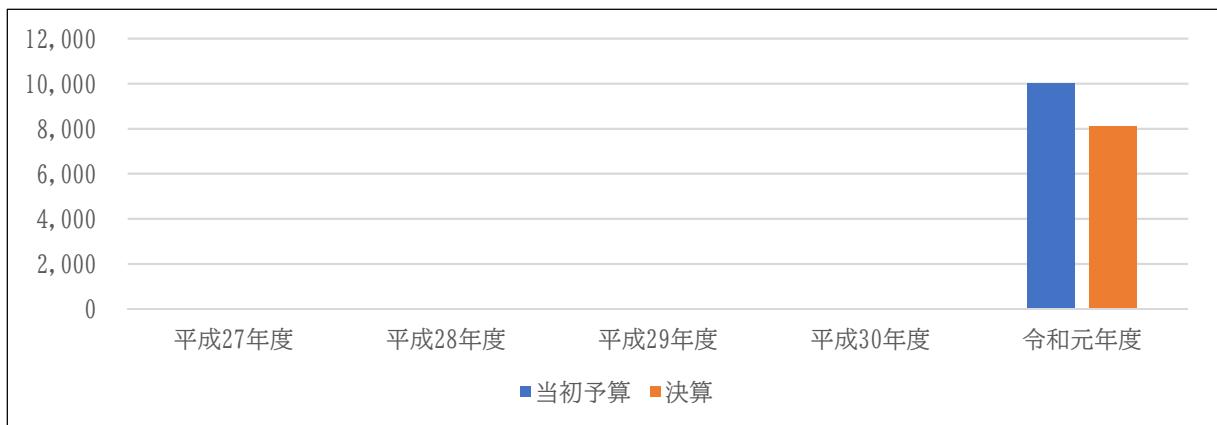
卯辰山公園

イ 選定条件

「卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画」に基づく事業

⑤過去5年間の決算の状況（令和元年度開始事業）

	当初予算	決算
	金額（千円）	金額（千円）
令和元年度	10,000	8,095



(2) 監査手続

①事業費支出の正確性等について

事業費支出が正確でないリスクが想定されることから、事業費支出の正確性等を検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書）の閲覧及び現地視察を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性等について

事業費支出の正確性等について検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

当該事業は令和元年度に開始されたばかりであることから、今後は、例えばアンケート等により、観光部局と連携するなどし、事業効果を検証していくことが望ましい。

【卯辰山公園 花菖蒲園（令和2年12月9日撮影）】



17 卯辰山公園眺望景観創出事業費

(1) 概要

①事業の目的

眺望景観を貴重な財産として後代に残していくため、卯辰山公園において、支障木の伐採及びモミジ等修景樹木の植栽・育成を計画的に行い、まちなかの眺望点からの借景として良好な緑の景観を創出・保全する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	卯辰山公園の魅力向上
		魅力ある水と緑のネットワークの形成	水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	眺望点の修景整備
歴史文化		地域の特徴的な緑の魅力の向上	歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	卯辰山公園魅力向上事業に基づく改修・整備
地形	継承	特色ある地形の緑の継承	斜面緑地や丘陵地等の緑の承継	竹林の拡大防止
			農地・森林の多面的機能の維持	計画的な森林整備の推進
	活用	魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	地形を活かした魅せる緑の創出	眺望景観に配慮した緑の魅力向上
			自然が広がる癒しの緑の利活用	丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 荒廃竹林の伐採・整理

- ・卯辰山公園（竹林地）の管理

卯辰山の市街地側に広がる竹林のうち、5.0haの竹林を滅失し樹木の植栽を行うことを目標としており、令和2年度末には約3.5haの竹林伐採を完了するよう進めている。

イ 支障樹木の伐採

- ・卯辰山公園（末広町地内）支障木撤去等

ウ モミジ等（修景樹木）の植栽

- ・卯辰山公園モミジ植栽工事

④対象案件と選定条件

ア 対象案件

卯辰山公園

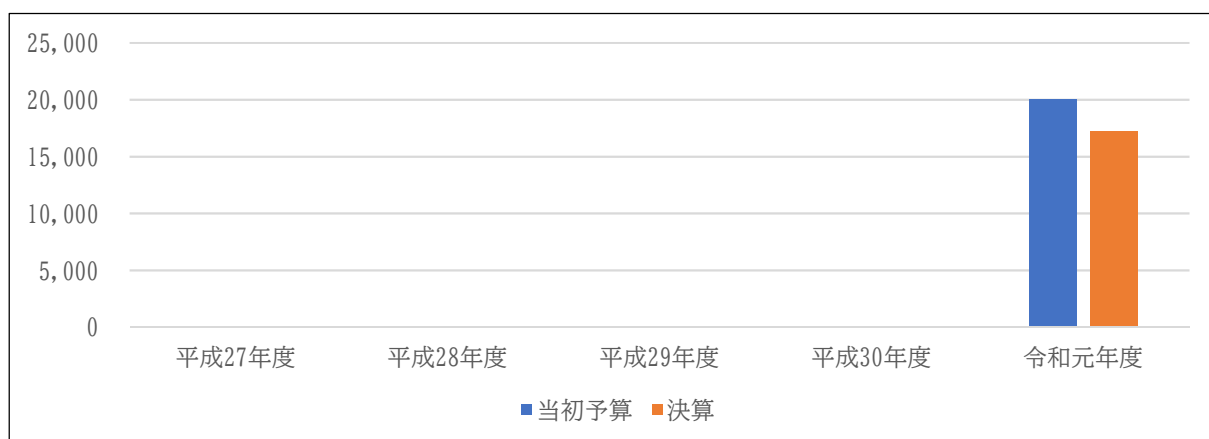
イ 選定条件

「卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画」及び「金沢らしい眺望景観の創出事業」に基づく事業

※景観政策課の「金沢らしい眺望景観の創出事業」と連携

⑤過去5年間の決算の状況（令和元年度開始事業）

	当初予算	決算
	金額（千円）	金額（千円）
令和元年度	20,000	17,248



(2) 監査手続

①事業費支出の正確性について

事業費支出の正確性を検証するため、関連資料の閲覧及び現地視察を行った。

②契約の適正性について

随意契約で実施されている工事につき、正当な理由なく受託事業者が決定されるリスクが想定されることから、その検証を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性について

事業費支出の正確性について検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②契約の適正性について

随意契約について、正当な理由なく受託事業者が決定されていないか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

【卯辰山公園（令和2年10月15日撮影）】



18 西部緑道整備事業費

(1) 概要

①事業の目的

金沢市内を貫流する「犀川」と「浅野川」を結び、「緑の交流軸の創出」という計画テーマのもと、近隣公園機能、避難機能を備えた地域住民の憩いの場となる緑道の整備を推進する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	魅力ある水と緑のネットワークの形成	骨格をなす水と緑のネットワークづくり	西部緑道の延伸整備
				幹線道路沿道の豊かな緑化空間の創出

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 直江地区整備

- ・ 基盤整備工事及び照明灯設置工事
- ・ 既存構造物取壊し工事

イ 直江地区用地買収

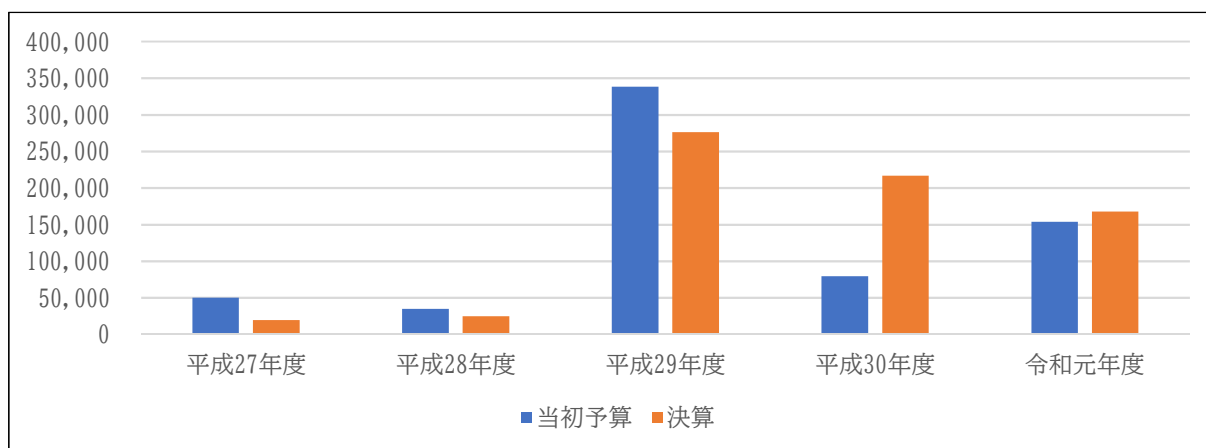
- ・ 西部緑道事業用地 12 筆を公共用地先行取得事業費特別会計から買戻し

なお、当該事業は、複数年にまたがる西部緑道整備事業で、国の社会資本整備総合交付金の要件を満たすことから、国の補助対象事業として行われている。

整備費は国費 2 分の 1、用地費は国費 3 分の 1 である。

④過去 5 年間の決算の状況

	当初予算	決算
	金額 (千円)	金額 (千円)
平成 27 年度	50,000	19,305
平成 28 年度	35,000	24,787
平成 29 年度	338,300	276,247
平成 30 年度	79,400	216,784
令和元年度	153,900	167,716



(2) 監査手続

①事業費支出の正確性について

事業費支出の正確性について検証するため、関連資料(歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書、社会資本総合整備計画書(防災・安全交付金))の閲覧及び現地視察を行った。

②契約の適正性について

随意契約で実施されている工事につき、正当な理由なく受託事業者が決定されるリスクが想定されることから、その検証を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性について

事業費支出の正確性を検証するため、関連資料の閲覧及び現地視察を行った結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

②契約の適正性について

随意契約について、正当な理由なく受託事業者が決定されていないか検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

【西部緑道（直江地区 A-2 区）（令和2年10月15日撮影）】



19 既設公園整備（リニューアル等）事業費

（1）概要

①事業の目的

老朽化が著しいために安全及び防犯上危惧される既設公園を、安全で快適なコミュニティ創出の場とするためのリニューアル工事を実施する。

また、公園の安全・利便性を確保するため、市民の要望に基づき、必要な工事を実施する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	計画的な施設更新	公園施設の計画的かつ適切な更新
	活用	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 公園リニューアル

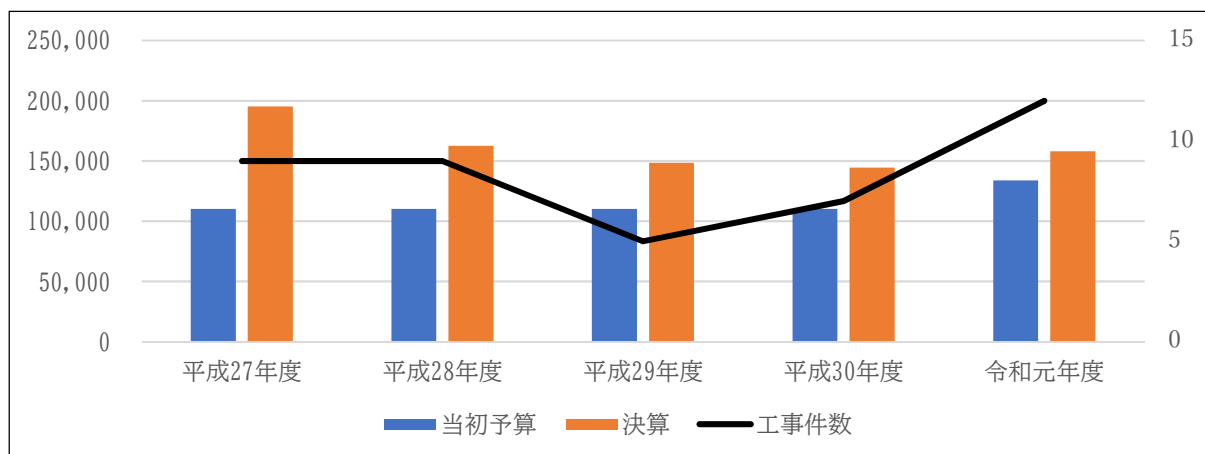
- ・外濠公園（大手掘散策路）改修工事
- ・笠舞第3児童公園広場改良工事
- ・三馬第3児童公園広場改良工事 他6公園

イ 公園施設維持管理

- ・公園施設補修

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	工事件数	金額（千円）
平成27年度	110,000	9	195,273
平成28年度	110,000	9	162,444
平成29年度	110,000	5	148,535
平成30年度	110,000	7	144,467
令和元年度	133,800	12	158,058



公園のパトロール等の結果により、安全性等に問題があり緊急性が認められる場合は、必要な補修工事を実施することから、工事件数が変動する。

(2) 監査手続

①事業費支出の手続の適正性について

大規模な工事は競争入札にて受託事業者が決定されるが、小規模な工事については随意契約で行われ、正当な理由なく受託事業者が決定されるリスクがある。

特に、本事業の公園施設維持管理に係る工事については、全て簡易小額工事であることから、事業費支出の正確性等を検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書）の閲覧及び現地視察を行った。

②事業支出の経済性・効率性・有効性について

関連資料の閲覧及び現地視察の結果から、経済性・効率性・有効性について検証した。

(3) 監査結果

本事業に係る工事契約について、工事区分で分類すると以下のとおりとなる。

契約件数のうち約 95%、契約金額のうち約 65%が簡易小額工事であった。

工事区分	契約件数	契約金額 (千円)	
競争入札	12	44,433	(※1)
小額工事	—	—	
簡易小額工事	280	82,052	(※2)

※1 全て「公園リニューアル」に係る工事である。

※2 全て「公園施設維持管理」に係る工事である。

①事業費支出の手続の適正性について

現在、金沢市では、小額工事については契約書を作成せず、受託事業者から契約内容を記載した書面（請書）を提出させており、簡易小額工事については契約書及び請書を作成せず、書面による契約は行っていない。

金沢市契約規則には、契約書の作成を省略することができる場合についての規定があり、小額工事及び簡易小額工事については、当該規定を根拠に契約書等の作成が省略されている。

金沢市契約規則（抜粋）

第 26 条 市長は、落札者が決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成し、契約を締結するものとする。

第 28 条 第 26 条の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約書の作成を省略することができる。

(1) 随意契約による工事又は製造の請負契約で、契約金額が 130 万円を超えないもの

よって、小額工事及び簡易小額工事について、契約時に契約書の作成を省略することが規則に反しているわけではないが、工事期間や工事内容等を書面に残すことで、後々の契約に係るトラブルを排除できる可能性が高くなることは言うまでもない。

現に、他の自治体では全ての工事を書面により契約している事例もあることから、小額工事及び簡易小額工事についても、書面による契約を検討することが望ましい。

②事業支出の経済性・効率性・有効性について

当事業支出の経済性・効率性・有効性について、簡易小額工事に関する受託事業者の状況を検証した結果、以下の事項が確認された。

以下の表は、過去5年間の受託事業者と請負金額の推移であり、直近3年間では、事業者Aのみが受託している状況であった。

(単位：千円)

受託事業者	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	1,952	3,652	4,264	5,455	7,731
B	-	189	-	-	-
C	-	41	-	-	-
D	886	-	-	-	-
E	258	-	-	-	-
合計	3,097	3,882	4,264	5,455	7,731

金沢市の「財務会計ハンドブック（契約編）」によると、「簡易小額工事の業者選考にあたっては、特定の業者に偏ることの無いように十分配慮すること」と記載されていることからすると、一事業者のみが受託している状況は好ましくない。

この点について担当課に確認したところ、以前に事業者Aが設置したマナー看板の補修等工事が重なったことから、事業者Aへの発注が集中したとの回答であった。

今後、マナー看板の更新や新設を行う際は、特定の事業者に偏ることのないよう発注していくことが望ましい。

20 公園施設整備事業費

(1) 概要

①事業の目的

公園遊具など公園施設の更新、予防修繕及び撤去を行い、子供や高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園を目指す。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	計画的な施設更新	公園施設の計画的かつ適切な更新
	活用	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	公園緑地の防災機能の強化	防災施設の利用環境に配慮した公園改修 雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 公園施設の更新

i 国交付金対象

地域防災計画に位置づけられた都市公園の遊戯施設で、公園面積2ha以上の公園施設が対象であり、交付金の割合は2分の1である。

ii 国起債対象

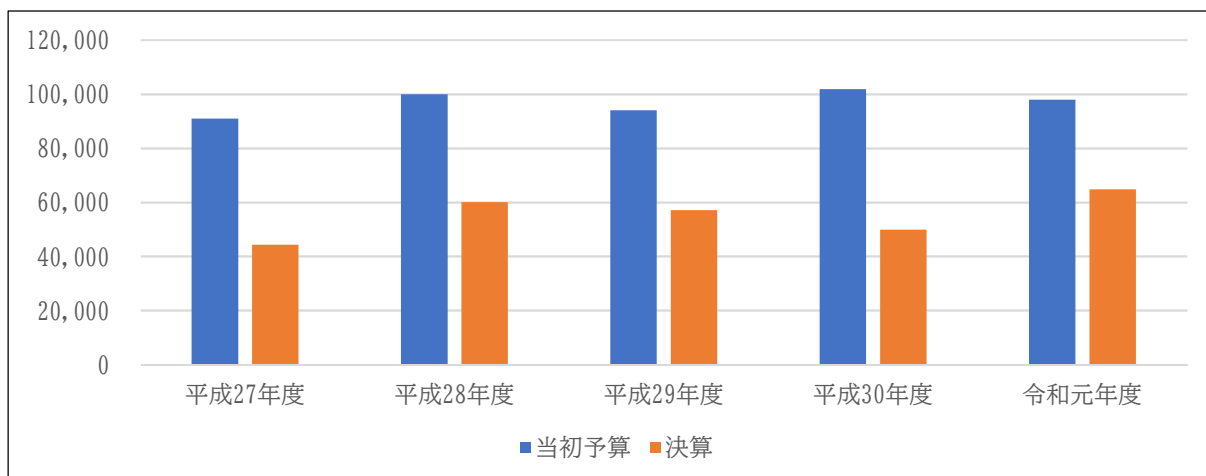
上記、国交付金対象以外の都市公園にある公園施設で、公園バリアフリー化のための整備（園路、トイレ）が対象である。

イ 公園施設の撤去

※公園施設の撤去は国制度の対象とならない。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算
	金額（千円）	金額（千円）
平成27年度	91,000	44,276
平成28年度	100,000	60,059
平成29年度	94,000	57,113
平成30年度	101,900	49,871
令和元年度	98,000	64,769



毎年の予算のうち、28,000千円は遊具の修繕料である。

(2) 監査手続

①事業費支出の正確性等について

大規模な工事は競争入札にて受託事業者が決定されるが、小規模な工事については随意契約で行われることから、正当な理由なく受託事業者が決定されるリスクがある。

事業費支出の正確性等を検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書、土木設計積算システム関連書類（契約書、仕様書、保守仕様書、情報システム概略図）の閲覧及び現地視察を行った。

②事業の経済性・効率性・有効性について

関連資料の閲覧及び現地視察を実施した結果から、経済性・効率性・有効性を検証した。

(3) 監査結果

事業費支出について、契約等形態別に分けると以下の状況となっている。

契約件数のうち約 88%、契約金額のうち約 40%が随意契約となる小額工事又は簡易小額工事であることが確認できる。

契約等の形態	契約件数	契約金額 (千円)
競争入札	10	52,054
小額工事	7	6,251
簡易小額工事	63	28,074
合計	80	86,379

①事業費支出の正確性等について

事業費支出に関して、受託事業者の選定及び審査手続を検証した結果、小額工事の受託事業者選定及び審査手続に関する以下の事項が確認された。

金沢市では、地方自治法施行令に規定されている随意契約について、複数者見積りを要するものと不要とするものとの区分している。

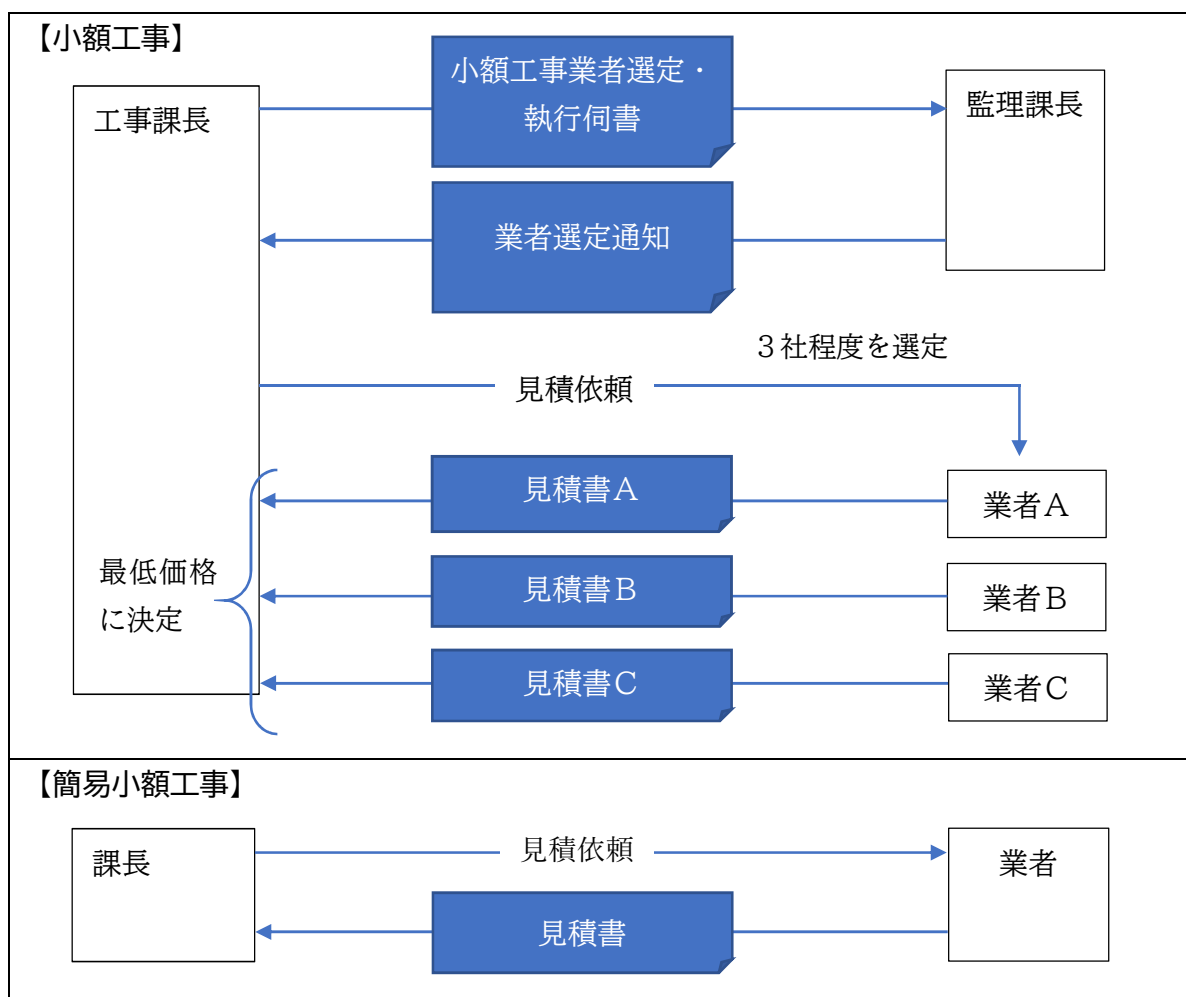
小額工事及び簡易小額工事の区分は以下のとおりである。

契約形態	起案区分	金額基準 ^(※)	業者選定及び見積	書面による契約
随意契約	小額工事	130万円以下 50万円超	複数業者（3社程度）からの見積り（相見積）が必要。 通常、業者選定から、見積書の徴収、業者決定までに2～3週間程度を要する。	請書（業者からの提出のみ）
	簡易小額工事	50万円以下	1業者からの見積を検討するのみ。 3～4日程度で決定する。	なし（書面による契約行為はなし）

※130万円超の工事は入札により行われる。

小額工事及び簡易小額工事の起案区分の判断に関して、実務的には、まず、小額工事か簡易小額工事かを判断するために、1事業者と対象となる現場に赴き、当該1事業者からの見積を受け、当該事業者が50万円以下と見積もれば簡易小額工事として、当該事業者から提出された見積書を再度検討し、問題がなければ、当該事業者との契約を締結している。

なお、契約締結のプロセスは以下のとおりである。



以上の契約締結のプロセスを前提として、当該事業の受託事業者選定の内容を検証した結果、同一の公園に対する遊戯施設の撤去・設置工事に関して、古くなった遊戯施設を撤去する工事と、新しい遊戯施設を設置する工事を、それぞれ 50 万円以下の簡易小額工事として、同一の事業者が発注している事例が散見された。

令和元年度の単純遊戯施設の撤去・設置工事は以下のとおりである。

月	日	発議 番号	内容			契約金額 (円)	受託 事業者
			公園名	製品名	工事		
11	1	52696	鳴和児童公園	遊戯施設	撤去	331,100	A社
11	22	55190	鳴和児童公園	遊戯施設	設置	497,200	A社
11	19	54337	上荒屋第1児童公園	ジャングルジム	撤去	499,400	B社
12	3	58470	上荒屋第1児童公園	ジャングルジム	設置	499,400	B社
11	26	55630	福久馬道児童公園	滑り台	撤去	319,000	B社
12	10	62780	福久馬道児童公園	滑り台	設置	498,300	B社
11	28	56726	三池新町南公園	遊戯施設	撤去	314,600	A社
12	6	65109	三池新町南公園	遊戯施設	設置	497,200	A社
12	5	63381	額新町第1児童公園	遊戯施設	撤去	330,000	C社
12	12	65126	額新町第1児童公園	遊戯施設	設置	495,000	C社
12	13	62799	昌永町児童公園	遊戯施設	撤去	499,400	A社
12	23	67435	昌永町児童公園	遊戯施設	設置	499,400	A社

撤去と設置が一連の工事であり、同一の事業者が発注する必要があるのであれば、撤去と設置を合わせて発注する必要があり、撤去と設置が全く異なる工事ということであれば、別々の事業者でもよいということになる。

また、簡易小額工事については、「財務会計ハンドブック（契約編）」において、業者選考にあたっては、特定の業者に偏ることのないよう十分配慮することとし、登録業者の場合はC・Dランクの業者を選考することとしているが、上記A、B、C社は全てBランクであった。

【財務会計ハンドブック（契約編） 抜粋】

事務処理上の留意点

簡易小額工事の業者選考にあたっては、特定の業者に偏ることの無いように十分配慮すること。
（入札参加資格登録のない、地元専門業者の選択可。登録業者の場合は、C・Dランク業者を選考すること。）

簡易小額工事でBランクの業者を選考していることについて担当課へ確認したところ、遊戯施設の取扱いについては専門的な技術が求められることから、当該専門技術を有するA、B、C社を選考しているとの回答であった。

そうであるならば、撤去と設置を簡易小額工事として分割せず、一連の工事として発注するよう検討する必要がある。

【意見】

遊戯施設について、撤去及び設置が同一の業者で実施可能な場合は、一連の工事として発注するよう検討する必要がある。

②事業の経済性・効率性・有効性について**ア バリアフリートイレについて**

金沢市は、公園トイレのバリアフリー化を進めている。

【公園トイレのバリアフリー化整備事業一覧】

事業年度	工事名	金額（千円）
平成 27 年度	みどり第 2 児童公園トイレ改築	9,131
平成 28 年度	長町緑地トイレ改築	21,033
平成 29 年度	卯辰山公園川岸園トイレ改築	15,001
平成 30 年度	新保本中央公園トイレ改築	23,888
令和元年度	糸田第一児童公園トイレ改築	11,235

このうち、令和元年度にトイレバリアフリー化工事の対象となった糸田第一児童公園のトイレを視察した。トイレ施設は、建築設計標準に適合したものであった。

バリアフリートイレの情報については、金沢市では、バリアフリートイレがある公園のデータをオープンデータ^(※)として公開するとともに、民間アプリ「PARKFUL」にもデータ提供するなど、利用者への周知に努めている。

※オープンデータ

公共データを二次利用可能なかたちで提供し、民間事業者等の様々なサービス等に活用することで、市民の利便性向上や地域の活性化につなげていくもの。

データの公開及び外部提供は利用促進に非常に有効だが、データのままだでは市民にとって閲覧することは難しいことから、障害者等にとって外出することのハードルが下がる一助として、市民にとって身近であるホームページにおいて、バリアフリートイレがある公園を公開する必要がある。

【意見】

バリアフリートイレがある公園について、ホームページで公開する必要がある。

イ 複合遊具の視察

複合遊具の設置状況を視察した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

ウ 公園施設長寿命化計画について

金沢市では、都市公園の公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的とした「金沢市公園施設長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という。）」を平成24年12月に策定した。

計画期間は平成25年度から平成34年度の10年間であり、計画対象公園数は552である。

当該計画に基づき、公園施設の修繕及び改築を行うことにより、公園の10年間のライフサイクルコストを1,116,282千円縮減できる見込みであり、そのための日常的な維持管理に関する基本的方針として、長寿命化計画策定時に作成した施設台帳を活用し、毎年の点検及び対策実施履歴を蓄積し、維持管理計画見直しの効率化を図ることとされている。

しかし、施設台帳を確認したところ、点検や対策の履歴が記録されていないものが散見された。計画された公園のライフサイクルコスト縮減を実現するためには、点検及び対策実施履歴を蓄積した上で、維持管理計画を見直していく必要があることから、施設台帳に毎年の点検及び対策実施履歴を継続的に記録していくべきである。

【指摘事項】

公園施設長寿命化計画に基づく公園のライフサイクルコスト縮減のため、施設台帳に毎年の点検及び対策実施履歴を継続的に記録していくべきである。

エ 既設公園の再編等について

設置年代別の公園緑地の割合は以下のとおりである。

設置年代	割合
1979年以前	27%
1980～1989年	20%
1990～1999年	21%
2000～2009年	20%
2010～2017年	8%
不明	4%

令和元年時点で、設置から30年以上経過している公園緑地の割合は47%に達しており、金属製の公園施設をはじめとした各種施設の老朽化が懸念され、今後も維持管理費の増加が予想される。

一方で、同じ地域に同じような遊具や広場等を有し、十分に活用されていない公園が顕在化するなど、市民ニーズに応じた整備が求められていることから、施設更新に合わせた計画的な公園機能の分担や市民等との協働による管理運営方法を検討することが必要と考える。

この点について、担当課へ検討状況を確認したところ、コミュニティの醸成や子育て支援に重点をおいた公園施設の再整備のあり方について検討しており、令和2年度中に公園再生及び活用に係る計画を策定する予定とのことであった。

当該計画を策定後、市民と連携した施策を展開し、既存公園の再生、活用を図っていくことが望まれる。

【上荒屋もくれん公園（令和2年10月15日撮影）】



21 歩けるまちの休憩空間創出事業費

(1) 概要

①事業の目的

まちなかの公園・緑地等を活かして、観光客がまち歩きの中で立ち寄って休憩・交流できる空間を充実させることで、歩けるまちとしての利便性を向上させる。

②事業の位置づけ

局面	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	魅力ある水と緑のネットワークの形成	水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	観光アクセスルートにおける緑化空間の創出

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

公園緑地環境整備

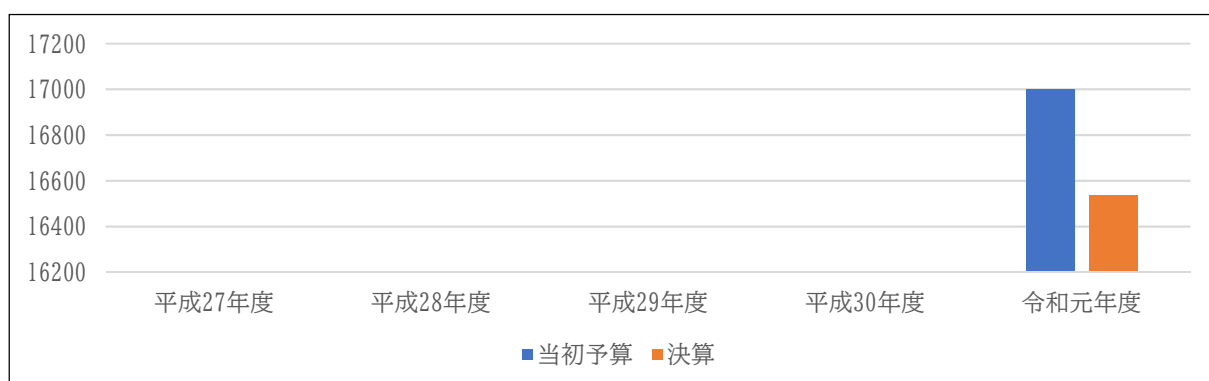
- ・ベンチ設置（一部アートベンチ設置）
- ・舗装改修
- ・樹木更新
- ・植栽帯移設

④対象案件と選定条件

観光客等が徒歩圏内で利用する公園・緑地

⑤過去5年間の決算の状況（令和元年度開始事業）

	当初予算	決算	
	金額（千円）	整備公園数	金額（千円）
令和元年度	17,000	4	16,535



(2) 監査手続

①事業費支出の正確性等について

事業費支出が正確でないリスクがあることから、事業費支出の正確性等を検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書）の閲覧を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性等について

当該事業の工事契約を工事区分で分類すると以下のとおりであった。

工事区分	契約件数	合計金額（千円）
競争入札	1	3,872 千円
小額工事	1	1,210 千円
簡易小額工事	32	11,453 千円

事業費支出の正確性等を検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

【彦三緑地外観（令和2年12月14日撮影）】



22 児童遊園整備補助

(1) 概要

①事業の目的

町会等に、児童遊園^(※)の管理に係る奨励金及び整備に係る補助金を交付し、児童の健全な育成を図る。

※児童遊園

都市公園法に基づき市が設置する街区公園を補完する目的で、民間が設置する児童厚生施設

②事業の位置づけ

局面	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	児童遊園の有効活用

当該事業の対象緑地は、民間施設緑地である。

③事業の内容

ア 管理奨励金

児童遊園を維持管理し、又は用地を借上げている町会等に交付する。

イ 整備費補助金

新たに児童遊園を設置又は既設の児童遊園を整備しようとする町会等に交付する。

④対象案件及び選定条件

ア 対象案件

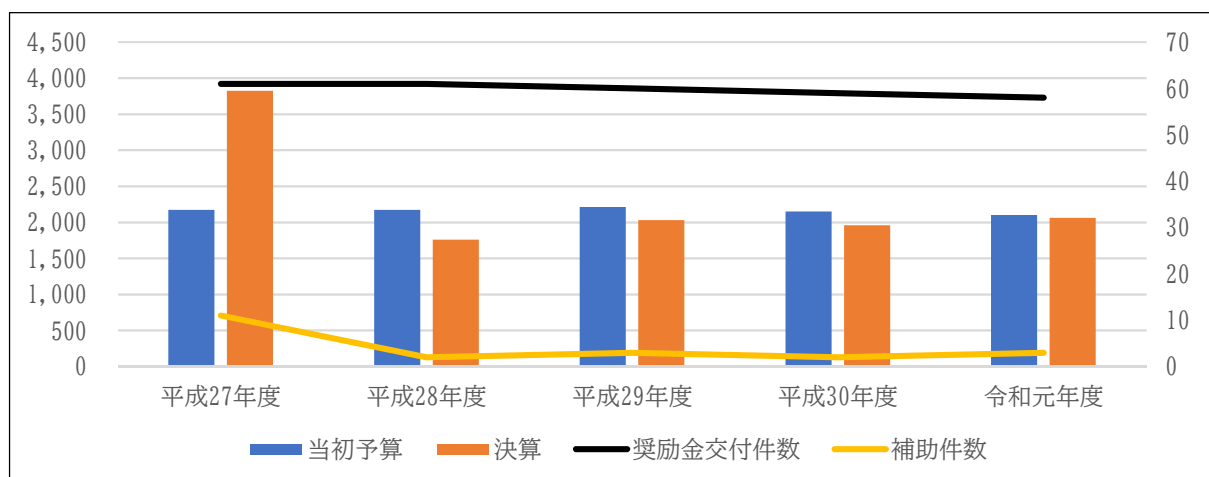
区分		奨励金及び補助金の額
管理奨励金	維持管理事業	維持管理経費相当額 限度額 敷地面積 1,000 m ² 未満：22,000 円 敷地面積 1,000 m ² 以上：27,000 円
	用地借上げ事業	借上経費の 70%相当額 限度額 60,000 円
整備費補助金	新設事業	事業経費の 70%相当額 限度額 500,000 円
	整備事業	事業経費の 70%相当額 限度額 250,000 円

イ 選定条件

区分	選定条件
管理奨励金	児童遊園を維持管理し、又はその用地を借上げている町会等からの申請であること
整備費補助金	児童遊園を新たに設置し、又は既設の児童遊園を整備しようとする町会等からの申請であること

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算		
	金額（千円）	奨励金交付件数	補助件数	金額（千円）
平成27年度	2,170	61	11	3,824
平成28年度	2,170	61	2	1,760
平成29年度	2,210	60	3	2,027
平成30年度	2,150	59	3	1,960
令和元年度	2,100	58	3	2,058



平成27年度は、児童遊園の新設に対して補助金を交付したこと及び児童遊園の施設修繕等の申請が重なったことにより、整備費補助金交付額が増加した。

(2) 監査手続

①財務事務及び奨励金支出の適正性について

当該事業の中でも特に維持管理事業については、除草・清掃・点検等の作業が中心となり、作業実施内容を確認することが難しい。

よって、町会等が適正に維持管理していないにもかかわらず、管理奨励金を交付するリスクが想定されることから、財務事務及び奨励金支出の適正性を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、児童遊園管理奨励金交付申請書、児童遊園の現況調査票、検査調書、土地賃貸契約書、金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱）を閲覧した。

②施策の有効性について

児童遊園が近隣の児童等に有効に活用されているかを検証するため、関連資料（児童遊園の現況調査票、管理奨励金の交付対象となる児童遊園の一覧、児童遊園の設置運営について、金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱）を閲覧し、1日当りの平均利用人数を確認した。

また、児童遊園が街区公園を補完する機能を十分に果たしているかを検証するため、児童遊園の標準的な運営要綱等と現状を確認した。

(3) 監査結果

①財務事務及び奨励金支出の適正性について

財務事務及び奨励金支出の適正性について検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

特に、町会等が適正に維持管理していないにもかかわらず奨励金を交付するリスクについては、管理状況を確認するための写真の提出を毎年義務付けており、通知の際に遊具の安全性を確認させる文書を同封するなどによって対応していることから、リスクの顕在化はないものと判断した。

②施策の有効性について

児童遊園の現況調査票について、過去3年間の1日当りの平均利用人数を確認したところ、以下のとおりおおむね5人未満で推移している公園及び利用人数が急減している公園が確認された。

【管理奨励金の交付対象となる児童遊園一覧及び1日当り平均利用人数】

児童遊園名	面積 (㎡)	奨励金額 (円)	1日当り平均利用人数(人)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度
赤土町	180	22,000	4	3	2
大場町	200	22,000	4	4	3
上辰巳日吉神社	108	22,000	3	3	3
上古道	66	22,000	10	3	3
京町積善会	66	22,000	2~4	2~4	2~3
小二又	120	22,000	3	3	記載なし
自由ヶ丘	450	22,000	2~3	2	2
月影町	206	65,400	3	2	2
東山ひばり	135	22,000	10	10	1
藤江	135	22,000	30	2	2
間明町	45	22,000	2	2	2
薬師町神社	165	22,000	7	7	1

上記の利用人数は、町会等の責任者が児童遊園の現況調査票に記入したものであり、一時的な利用人数の調査のみでは、年間を通じた利用人数の把握は難しい。

また、公園が有効に活用されているかの評価については、防災機能や地元のイベント等での利用など、様々な要素を勘案すべきものであり、利用人数だけで行うものではない。

しかしながら、児童遊園は金沢市の施設ではないが、金沢市が管理費や整備費を助成していることから、児童遊園が有効に活用されているかを把握することは必要であろう。

今後、児童の利用実態調査等、児童遊園が有効に活用されているかを確認する方法について、検討していくことが望ましい。

また、厚生労働省から通知された児童遊園の設置運営の別紙に定められている標準的児童遊園設置運営要綱においては、児童遊園の設備基準として以下の規定がある。

標準的児童遊園設置運営要綱（抜粋） 第三 設備 一 敷地は、 <u>原則として 330 m²以上</u> であること。 二 標準的設備として、次に掲げるものを設ける必要があること。 （一） 遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備) （二） 広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等 （三） 棚、照明設備 三 その他、児童の創意・工夫を生かすことのできる付带的設備を設けることが望ましいこと。 四 地域の児童や環境及び保護者の状況等に対応した多様な形態を工夫するとともに、遊具等の配置、道路との接続等その利用に配慮すること。

金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱においては、児童遊園は以下のとおり規定されている。

金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱（抜粋） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）児童遊園 本市が設置する街区公園を補完する目的で設置される広場であって、次に掲げる要件を備えるものをいう。 ア 敷地面積が、 <u>おおむね 100 平方メートル以上</u> であること。ただし、既設の広場及び市長が特に認める広場は、この限りでない。 イ 今後5年以上継続して児童の利用に供することができるものであること。 ウ 常に良好な管理状態に保つため、管理する者を設けていること。
--

管理奨励金及び整備費補助金の交付対象となっている 60 の児童遊園について、それぞれの敷地面積を確認した結果、以下のとおり敷地面積の狭い児童遊園が多く散見された。

交付対象となる 全児童遊園数	うち敷地面積 330 m ² 未満の 児童遊園数	うち敷地面積 100 m ² 未満の 児童遊園数
60	40	6

児童遊園としての機能は、敷地面積だけではなく、標準的設備や付帯的設備の設置状況、遊具等の配置、道路等の接続などにより、総合的に発揮されるものと考えられる。

しかしながら、敷地面積が極端に狭い児童遊園については、本来の意味での児童遊園という名称にそぐわないものとなっている可能性もある。

標準的児童遊園設置運営要綱において、児童遊園の敷地面積は原則 330 m²以上とされているが、金沢市ではおおむね 100 m²以上と規定しており、実際にはさらに敷地面積の狭い 100 m²未満の児童遊園も設置されている状況である。

そのため、特に敷地面積が狭い児童遊園を中心に、各種設備の配置状況等を総合的に調査することで、現時点で児童遊園が街区公園を補完する機能を十分に果たしているか、再確認していくことが望ましい。

【上古道児童遊園（面積 66 m²） 道路から（令和2年12月14日撮影）】



【上古道児童遊園 園内（令和2年12月14日撮影）】



23 公園愛護費

(1) 概要

①事業の目的

住民の公園への愛着を深めるため、町会等の団体に公園の管理を依頼する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	連携	地域コミュニティとの連携強化	多様な主体との連携による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 公園愛護報奨金

愛護活動に関わる清掃用具の購入等のために各団体に毎年支払う。

イ 公園愛護活動支援事業

プロアの貸出し、落ち葉リサイクルボックス設置、ゴミ袋の支給などを行う。

ウ 公園愛護活動普及事業

公園愛護のつどい開催や優良愛護団体表彰を行う。

エ 公園里親事業^(※)

清掃用具の支給、プロア貸出し、サインボードの設置などを行う。

※公園里親事業

企業・団体を対象に、身近な公園で自主的なボランティアによる除草清掃等の活動を展開していただくことで、公園や地域への愛着と連帯感の醸成を図るもの。

④対象案件及び選定条件

ア 対象案件

- i 公園除草清掃等
基本額+面積割

区分		報奨金の額
基本額		12,000 円
面積割 (公園毎に算定)	自主管理	1,800 円/100 m ² (上限 45,000 円、下限 6,900 円)
	業者併用 (除草あり)	800 円/100 m ² (上限 20,000 円、下限 800 円)
	業者併用 (除草なし)	200 円/100 m ² (上限 5,000 円、下限 200 円)

- ii トイレ清掃
 - 1～4穴 一律42,000円
 - 5穴以上 42,000円 + (5,250円 × (穴数 - 4穴))

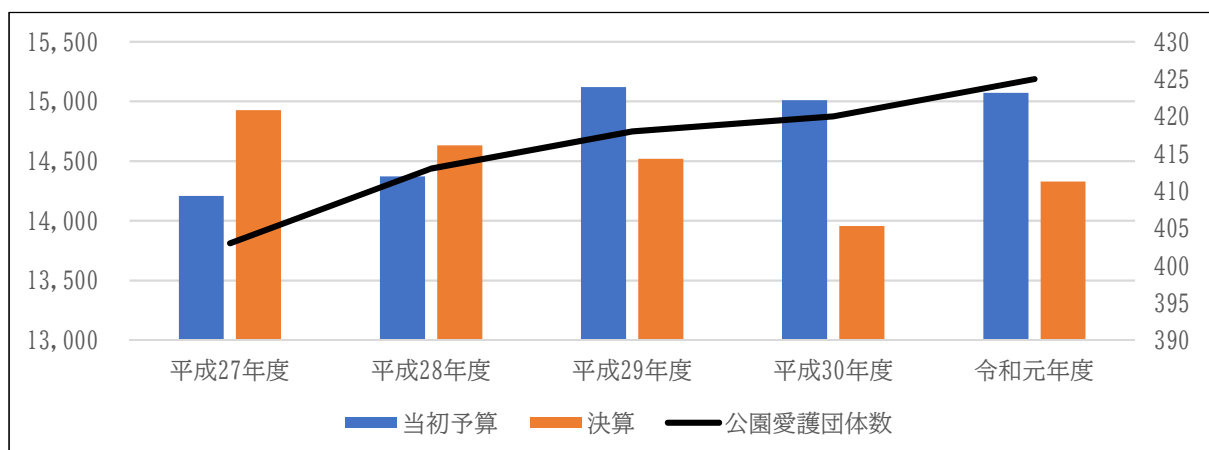
- iii ポット苗管理
 - 4,200円/100㎡ (上限42,000円)

イ 選定条件

公園愛護団体の登録を受けた団体からの申請であること。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額(千円)	公園愛護団体数	金額(千円)
平成27年度	14,207	403	14,925
平成28年度	14,370	413	14,631
平成29年度	15,120	418	14,518
平成30年度	15,010	420	13,955
令和元年度	15,070	425	14,327



以下の施策を実施することにより、公園愛護団体数は緩やかに増加していた。

平成25年度：公園愛護のつどいの開催、公園愛護マニュアルの作成・配布

平成26年度：ブローアの貸し出し開始、樹木管理用具支給

平成27年度：ゴミ袋支給

(2) 監査手続

①公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について

登録公園愛護団体数が非常に多い中で（令和元年度で 425 団体）、前述の対象案件に記載のとおり、報奨金が様々なパターンで計算される。

よって、登録内容と異なる団体へ報奨金を交付するリスク、又は各登録団体への報奨金額を誤って算出するリスクが想定されることから、公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について、財務事務の適正性を検証するため、関連資料（決裁伺、公園愛護団体登録申請書、公園愛護団体登録内容変更申請書、公園愛護団体登録廃止申請書、公園愛護団体登録通知書、登録内容変更承認通知書、公園愛護団体登録廃止通知書、金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱）を閲覧した。

②報奨金交付の適正性について

当該事業は、除草・清掃・点検等の作業が中心となり、作業事実を確認することが難しい。

よって、公園愛護団体が適正に作業を実施していないにもかかわらず、報奨金を交付するリスクが想定されることから、報奨金交付の適正性を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、報奨金額一覧、公園愛護活動報告書、金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱）を閲覧した。

また、金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱に基づき、各公園の報奨金が正確に計算されているかを、抽出した 60 件について、監査人自ら再計算した。

③愛護活動の実績について

報奨金の対象となる公園愛護活動の実績を確認するため、関連資料（公園愛護活動報告書、公園愛護活動調査票、活動写真、公園愛護活動トイレ清掃業務日誌）を閲覧した。

(3) 監査結果

①公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について

公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について、財務事務の適正性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

当該事業においては、公園愛護団体数が成果指標の一つとして考えられることから、さらなる団体数増加に向けた取り組みを進めていくことが望ましい。

②報奨金交付の適正性について

報奨金交付の適正性について検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

また、監査人自ら報奨金について再計算した結果、全て適正に計算されており、特記すべき事項はなかった。

③愛護活動の実績について

報奨金の対象となる公園愛護活動の実績を確認した結果、資料は整備されていた。

一方で、具体的な活動実績を記載している公園愛護活動調査票には、除草・清掃については記載があるものの、公園施設点検作業については活動実績の記載のないものが散見された。

自主管理の公園数 (A)	(A)のうち、公園施設点検作業の活動実績の記載がない公園数	活動実績の記載がない公園数の割合
234	72	約31%

※業者併用管理の公園については、除草・清掃のみで良いとされているため、表には含めていない。

金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱においては、愛護活動を以下のように定めている。

金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱（抜粋） 第2条第2項 この要綱において「愛護活動」とは、次に掲げる活動をいう。 (1) 街区公園等の園内及びその外周の清掃及び除草 (2) 街区公園等の園内に設置された <u>遊戯施設、修景施設その他の公園施設の損傷箇所についての通報</u> (3) 街区公園等の園内の美化及び良好な公園の利用についての啓発 (4) 街区公園等の園内に設置されたトイレの清掃 (5) 街区公園等の園内に敷設されたポット苗芝生の管理

併せて、公園愛護団体が取り組む活動を記載した公園愛護マニュアル（緑と花の課作成）において、愛護活動における基本的な活動について以下のように規定している。

公園愛護マニュアル（抜粋） 1. 愛護活動について (1) 基本的な活動 ①清掃（月1回） ②除草（年3回） ③ <u>遊具・公園施設点検（適宜）</u> ④渇水時の灌水（水やり） ⑤利用・マナーのよびかけ
--

上記より、報奨金の対象となる愛護活動には、遊具・公園施設の点検（損傷箇所についての通報）が含まれており、実施が必要であると考えられる。

この点、担当課へ愛護活動における公園施設点検の要否について確認したところ、以下の回答があった。

- ・業者併用管理の公園においては、除草・清掃のみでも可ただし、その分報奨金の算定を区分している。
- ・公園施設点検については、実施することが望ましいと考えている。ただし、遊具の法定点検・定期点検は市が別途実施している。

遊具の法定点検・定期点検は別途実施しているとしても、安全性をより高める観点からは、点検頻度はできるだけ多いことが望ましい。

また、公園施設点検作業の活動実績の記載がない公園が約3割ある現状を踏まえると、公園愛護活動に公園施設点検の実施が含まれていることについて、公園愛護団体に十分に周知されていない可能性もある。

公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。

【意見】

公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。

【上荒屋にれのき公園トイレ外観（令和2年10月15日撮影）】



【上荒屋にれのき公園トイレ内観（令和2年10月15日撮影）】



24 公園維持管理費

(1) 概要

①事業の目的

光熱水費等公園の維持管理に関する経費のほか、公園施設の日常点検、公園遊具の保守点検を実施し、安全・安心な公園空間を創出する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理 環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
		地形	特色ある地形の緑の承継	海岸や河北潟周辺の緑の承継

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

ア 公園施設日常点検

金沢市内全域の都市公園、小公園等を月1回パトロールし、公園施設等の管理状況の点検を行うとともに、簡易な修繕を実施する。

イ 公園遊具保守点検

専門業者による法定点検を実施する。

④対象案件及び選定条件

ア 公園施設日常点検

- i 対象案件及び選定案件
緑と花の課所管公園等

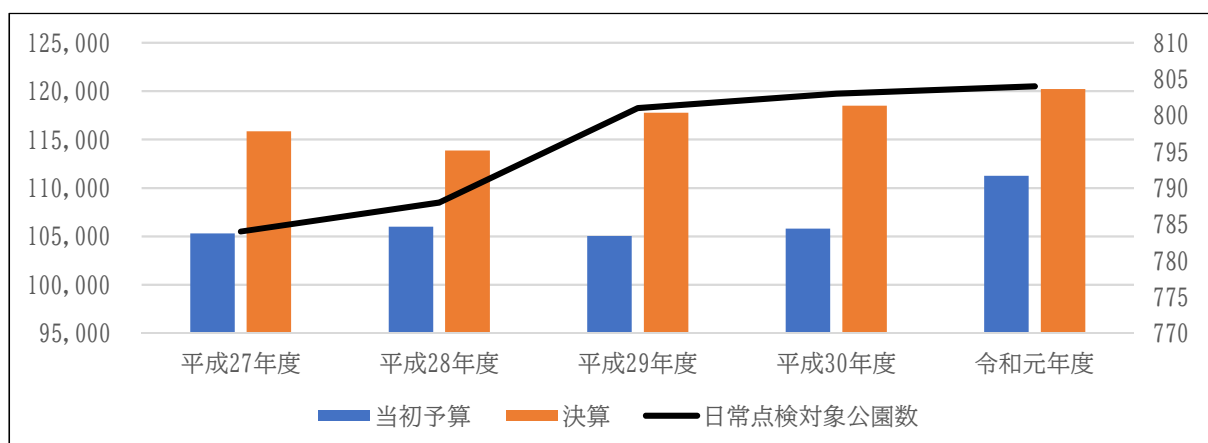
イ 公園遊具保守点検

- i 対象案件
緑と花の課所管遊具
- ii 選定案件
設置後10年を経過している遊具

定期点検の対象を、設置後10年経過している遊具としている理由は、設置後に初期不良等に対応するため、設置業者による初期点検を行っていることや、1か月に1回日常点検を行っていることから、設置後10年は危険度が高い異常が発生する可能性は低いと考えられることによる。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	日常点検対象公園数	金額（千円）
平成27年度	105,308	784	115,837
平成28年度	105,991	788	113,858
平成29年度	105,040	801	117,771
平成30年度	105,795	803	118,495
令和元年度	111,257	804	120,201



平成29年度は、以下の理由により日常点検対象公園数が大きく増加している。

- ・平成28年度までは西部緑道を5つの区域に分けて計上していたが、各区域が広く、異常があった際に場所の特定が困難であったことから、11の区域に分けたこと。
- ・平成28年度中に野田土地区画整理事業及び直江土地区画整理事業により整備した公園が日常点検対象公園となったこと。

(2) 監査手続

①公園施設日常点検業務委託契約の適正性について

委託先の選定及び委託料の算定が適正に行われないリスクが想定されることから、公園施設日常点検業務の委託契約について、委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、随意契約理由書、公園管理委託業務仕様書、公園管理業務の委託に関する契約書、公園管理業務委託の委託料の予算執行計画書、公園施設等管理受託事業の委託料の執行状況について、概算払精算請求書、公園施設点検業務結果報告書、公園遊具管理日報、委託業務結果報告書、公園管理業務の委託料の精算について、卯辰山（外濠）公園清掃除草等作業報告書）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②公園遊具保守点検業務委託契約の適正性について

業務実施の事実及び効果を把握しにくく、業務が適正に行われないリスクが想定されることから、公園遊具保守点検業務の委託契約について、委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、随意契約理由書、委託設計書、単価算出根拠、公園遊具定期点検業務委託仕様書、見積書、委託契約書、委託業務結果報告書）を閲覧した。

③公園維持管理費の適正性について

毎年経常的に発生する費用であり、漫然と支出を継続するリスクが想定されることから、公園維持管理費に係る事務の適正性を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、随意契約理由書、仕様書、委託設計書、入札書、入札結果表、予定価格決定書、委託（請負・賃貸借）契約書、委託業務結果報告書等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

(3) 監査結果

①公園施設日常点検業務委託契約の適正性について

当該業務及び委託契約の概要は、以下のとおりである。

業務名	公園管理委託業務（公園施設点検、修繕及び除草清掃業務等）
業務場所	金沢市内全域の公園（除草清掃は卯辰山公園及び外濠公園）
業務内容	・公園施設点検業務 遊具等公園施設（804箇所）の日常点検 ・公園施設修繕設計、施工、監理業務 ・公園除草、清掃業務 卯辰山公園、外濠公園の除草清掃
委託料	37,940千円
委託期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
委託先	まちづくり財団
契約方法	随意契約
随意契約理由	公園施設点検、修繕及び除草清掃業務委託並びに公園施設の維持管理業務について、公園施設等の精通度及び昨年度までの実績を考慮。
決算額	平成29年度 35,837千円 平成30年度 36,766千円 令和元年度 37,629千円

ア 委託先の選定について

委託先との契約方法は随意契約となっており、その理由は上記のとおり、公園施設等の精通度及び昨年度までの実績を考慮した結果としている。

公園施設等の精通度の具体的内容について担当課に確認したところ、以下の回答があった。

- ・当該業務については、対象が公園施設全般（遊戯施設、集計施設、休養施設、便益施設、管理施設及び園路広場等）の多岐にわたるとともに、業務内容が点検や修繕、造園関係業務など幅広く、一括して受注可能な業種がない。
- ・委託費についても、公益財団法人であることから、人件費等の最小限の積み上げで積算しており、民間企業への委託では逆に委託費が増加すると考えている。

しかしながら、点検や修繕、造園関係業務など、業務ごとに発注する選択肢も考えられるほか、競争入札の適正性は周知のことであることから、現状の委託費についても入札方式の導入効果は否定できない。

以上のことから、当該業務において、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。

【意見】

公園施設日常点検業務について、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。

イ 委託料の算定について

委託料の算定及び予算要求方法について担当課に確認したところ、以下の回答があった。

- ・まちづくり財団において当該業務に係る積算を作成する。
- ・当該積算を基に、緑と花の課で予算要求を行い、財政当局による査定を受ける。

委託料の算定は、まちづくり財団が提示する積算がベースとなっていた。

また、予算額に対する決算額の過去5年間の推移は以下のとおりであり、ほぼ予算額に近い決算額となっていた。

(単位：千円)

	予算額 (A)	決算額 (B)	B/A
平成 27 年度	36,063	35,936	99.6%
平成 28 年度	35,881	35,794	99.8%
平成 29 年度	36,583	35,837	98.0%
平成 30 年度	36,848	36,766	99.8%
令和元年度	37,940	37,629	99.2%

さらに、令和元年度の支出に係る予算額と決算額は以下のとおりである。

(収支決算書の支出の部より科目を一部抜粋)

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差額	備考
給料手当	11,955	11,750	204	嘱託職員4名
臨時雇賃金	9,672	6,267	3,404	臨時職員6名
福利厚生費	3,596	2,362	1,233	社会保険料等
修繕費	8,100	11,875	△3,775	公園遊具修繕等
賃借料	1,366	1,445	△79	リース料・駐車場代
租税公課	2,701	2,179	521	印紙税・消費税
委託費	—	714	△714	清掃業務委託
以下省略				
合計	37,940	37,629	310	

予算額と決算額の比較において、臨時雇賃金が3,404千円と大きく残額が発生したが、逆に修繕費が3,775千円と大きく不足額が発生している。それ以外にも各科目で差額が発生しているが、全体としてはほぼ決算額が予算額に収まる状況となっている。

この状況が若干不自然に感じたことから、担当課に確認したところ、以下の回答があった。

- ・臨時雇賃金の残額については、昨今の人手不足のため、必要な職員が雇用できなかったためである。
- ・修繕費の不足については、上記のとおり必要な職員が雇用できなかったことから、やむなく修繕を外部に発注したため、不足が発生した。

職員が雇用できなかったことは社会情勢の影響もあることからやむを得ず、そのために本来雇用した職員が実施すべき修繕を外部へ発注することについても、予算額の範囲で行っていることから、特段問題ないと判断した。

ウ 委託業務の実施状況について

委託業務の実施状況について検証した結果、適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②公園遊具保守点検業務委託契約の適正性について

委託先は随意契約により一般社団法人日本公園施設業協会が選定され、委託金額は8,154千円である。

随意契約としては金額が大きいだが、当該保守点検業務は専門技術者が行う法定点検業務であり、専門技術者を多数有する唯一の委託先という理由で選定されていることから、特段問題ないと判断した。

また、委託料の算定及び委託業務の実施状況についても適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

③公園維持管理費の適正性について

公園維持管理費に係る事務の適正性を検証した結果、当該業務の中で、金沢城北市民運動公園の用地の一部を賃借している以下の契約が締結されていた。

【金沢城北市民運動公園の用地の一部に係る賃貸借契約の概要】

所在地	金沢市磯部町地内
地目	田
地積	1,028 m ²
賃借期間	平成31年4月1日から1年間（協議の上、再契約できる）
賃借料	2,099 千円
貸付人	市民

賃借期間は1年間であるものの、協議の上再契約できることとされており、担当課へ確認したところ、同一の貸付人から用地の賃借を開始したのは平成元年で、今年で契約継続32年目になるとのことであった。

また、賃貸借契約開始初期の賃借料は、年間1,548千円とのことであった。

民有地の賃借算定基準は、以下のとおり市が規定している。

民有地借上算定基準（抜粋） 継続借上料 = 従前の借上料（税を除く）×スライド率 ^(※) + 税 ※スライド率 = (消費者物価指数 + 地価変動率) / 2
--

これにより、令和元年度の賃借料は以下のように算定されている。

$$\begin{aligned} & \text{前回改定時基準借上料 (1,894,191 円)} \times \text{スライド率 (1.0225)} \\ & + \text{税 (固定資産税 (162,903 円) + 都市計画税 (0 円))} = 2,099,713 \text{ 円} \end{aligned}$$

ここで、当該所在地は路線価がない地域であり、財産評価基準書による路線価図、評価倍率表による当該所在地の情報は以下のとおりである。

町名	適用地域名	固定資産評価額に乗ずる倍率等
		田
磯部町	国道8号、県道向粟ヶ崎・安江町線及び足田・御経塚線沿い以外の地域	26

固定資産税評価額が約163千円であり、一般的に路線価による相続税評価額が公示価格の80%であることから、これらより算出された地価は約5,298千円(=163千円×26倍÷80%)となる。

以上から地価を予測すると、以下のとおりとなる。

現在の年間賃借料	地価（売買金額の目安）
2,099 千円	5,298 千円

上記の地価はあくまで概算により算定を行ったものであり、実際に当該金額で売買されるわけではない。

しかしながら、現在まで賃貸借契約が 32 年間継続されていることを考慮すると、地価と比較して高い賃借料を支出しているものと考えられる。

当該土地の賃貸借契約について、貸付人との協議により、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。

【意見】

金沢城北市民運動公園の用地の一部に係る賃貸借契約について、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。

【こなん水辺公園事務所外観（令和2年12月14日撮影）】



【こなん水辺公園事務所内の公園案内板（令和2年12月14日撮影）】



25 公園保守管理費

(1) 概要

①事業の目的

専門業者による委託管理を実施し、都市における緑のオアシスとしての公園を維持する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理
				環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
地形	連携	自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進	自然や緑を体験・学習する機会づくり	自然や緑を体験する機会の創出

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

当該事業は、樹木の剪定や除草、便所清掃のほか、カラス・ハチの巣の撤去など公園の維持管理に係る経費で構成されている。

金沢市内の公園をブロック分けし、除草等の維持管理を専門業者に委託し、金沢市内対象 856 箇所中 617 箇所事業を実施している。

令和元年度の委託契約件数は 84 件であるが、そのうち、複数の公園をまとめてブロックとして契約している件数は 27、その他ブロック以外の個別の委託契約件数は 57 となっている。

当初予算額は以下の式に基づいて積算している。

$$\text{設計額} \times \text{請負率（見込）} \times \text{労務単価伸び率（見込）} \times \text{税}$$

上記の設計額については、工事の工種、種別、細別に分解した項目毎に数量に単価を乗じた金額を集計して算定している。この中で、数量については、除草清掃の対象となる全体の面積、雑草の繁茂率に基づく密度、清掃回数、機械作業・刈払機作業・人力作業の面積の割合等の数値を基に算定し、単価については、実際の作業時間を計測して算定している。

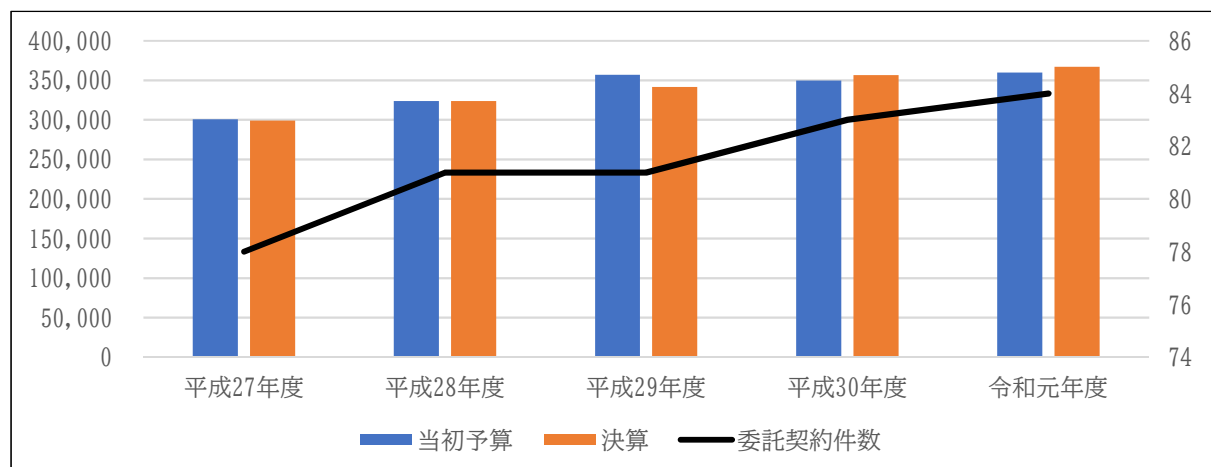
また、上記の積算については、新年度の予算積算のために係数を乗じているもので、設計額は当年度の基準で計算し、それに過年度の入札結果を基に見込んだ請負率（設計額に対する落札額の率）と、過年度の実績を基に見込んだ労務単価の伸び率、消費税を乗じ、算定している。

④対象案件及び選定条件

金沢市内公園等のうち地元管理以外の公園等

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算	決算	
	金額（千円）	委託契約件数	金額（千円）
平成27年度	300,447	78	299,057
平成28年度	323,606	81	323,534
平成29年度	356,816	81	341,393
平成30年度	349,620	83	356,496
令和元年度	359,640	84	367,071



委託契約件数が年々増加傾向にあるが、その理由は管理している公園数及び区域数が増加しているためである。例えば、平成30年度は西部緑道のうち直江地区、金沢市民運動公園のうち金沢プール周辺、令和元年度は卯辰山公園眺望の丘が増加している。

(2) 監査手続

①委託金額が大きい契約が多い全27ブロックの委託契約について

委託金額が特に大きい事業であることから、委託先の選定及び委託料の算定が不適切な場合の影響はより大きくなる。

また、除草清掃等業務及び公園保守管理費業務については、業務実施の状況を把握しにくいことから、業務が適正に行われないリスクが想定されるとともに、毎年経常的に発生する費用であることから、漫然と支出を継続するリスクが想定される。

以上のことから、委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、委託設計書、入札書、入札結果表、予定価格決定書、委託契約書、委託業務結果報告書、業務実施工程表、月間業務工程表（実績）、委託業務写真帳等）の閲覧及び担当課への質問を行った。

②ブロック以外の個別の委託契約について

委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料（支出負担行為伺書、仕様書、委託設計書、入札書、入札結果表、予定価格決定書、随意契約理由書、委託契約書、委託業務結果報告書、業務実施工程表、月間業務工程表（実績）、委託業務写真帳等）を閲覧した。

(3) 監査結果

①委託金額が大きい契約が多い全 27 ブロックの委託契約について

全 27 ブロックの委託契約については、全て入札により、委託先の選定及び委託料の決定が適正になされており、特記すべき事項はなかった。

委託業務の実施状況について、全 27 ブロックで過去 5 年間のうちに同じ委託先が何年間連続で選定されているかについて確認したところ、以下のとおりであった。

同じ委託先が選定された年数	ブロック数
5 年間	15
4 年間	6
3 年間	4
1 年間	2
計	27

各ブロックにおいて、同じ委託先が複数年連続して選定されている事例がほとんどであり、5 年間連続して選定されている事例が最も多く、15 ブロックであった。

ただし、全 27 ブロックについて全て一般競争入札で契約しており、業務を請け負う中で業務及び費用を厳密に積算することが可能になる場合もあると思われることから、複数年同一業者が落札することは、一概に否定されるものではない。

しかし、受託事業者に求める要件や選定手続等が、特定の業者に限定してしまっていないかということについては、より慎重に確認することが望ましい。

②ブロック以外の個別の委託契約について

委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証した結果、随意契約となっている業務のうち、一部以下の事項が確認された。

ア 公園内草ごみ等収集運搬処分業務について

当該業務の概要は、以下のとおりである。

業務名	公園内草ごみ等収集運搬処分業務
業務場所	金沢市内全域の公園
業務内容	金沢市内の公園における草ごみ等の収集運搬処分業務。 発注者の定める作業計画に基づき、草ごみ等を収集、運搬並びに処分するものとする。 作業時間が30分以上の場合には切り上げて1時間とし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。
委託料	(収集作業料) 1時間あたり10,200円(税抜)×収集作業時間 (搬入料金) 2t超 : 1,200円/100kg 500kg超2t以下 : 1,100円/100kg 500kg以下 : 1,500円/1台
委託期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
委託先	金沢市清掃協会
契約方法	随意契約
随意契約理由	草ごみ等は一般廃棄物であり、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理依頼するのが適当である。当該協会は一般廃棄物収集運搬許可業者6社で組織された協会であり、一般廃棄物の収集運搬業務を適切に遂行できる体制を整えている。
決算額	平成29年度 : 6,401千円 平成30年度 : 6,364千円 令和元年度 : 6,567千円

当該契約の委託料については、収集作業料が単価契約となっており、作業時間が30分以上の場合には切り上げて1時間とし、30分未満の場合は切り捨てるものとされている。

ここで、作業時間の実績等を確認するために、委託業務結果報告書の添付資料を閲覧したところ、作業時間の終了時刻と埋立場搬入届出書の受領及び承認印の時間に大きく乖離のある作業日が散見された。

【公園草ごみ等運搬作業票及び戸室新保埋立場搬入届出書より乖離が大きい作業日を抜粋】

作業日	作業時間計	作業時間	埋立場搬入届出書の受領及び承認印の時間
令和元年5月10日	4	7:30～11:30	10:30
令和元年6月24日	4	12:45～16:45	15:13
令和元年8月2日	3	8:00～11:00	10:02
令和元年8月16日	3	8:00～11:00	9:43
令和元年9月13日	3	8:00～11:00	9:12
令和元年9月27日	4	8:00～12:00	11:02
令和元年10月24日	8	13:00～16:30	15:22
令和元年10月24日		12:30～16:30	15:35
令和元年10月25日	3	8:00～11:00	9:56
令和元年12月3日	4	8:00～11:30	10:29
令和元年12月17日	4	8:00～12:00	11:04
令和2年3月12日	2	13:00～15:00	13:53
令和2年3月23日	2	14:00～16:00	14:37

埋立場搬入届出書の受領及び承認印の時間から、作業終了時間の間にもどのような業務があるか担当課に確認したところ、受付後、埋立場内に廃棄物を搬入し、廃棄する業務があるほか、廃棄後に後日搬入する草ごみ等を収集し、車載のまま、その日の業務を終えることもあるとの回答であった

しかし、業務仕様書には「発注者の定める作業計画に基づき、草ごみ等を収集、運搬並びに処分するものとする。」としか記載されておらず、作業時間に含まれる業務の範囲が明確ではなかった。

当該業務は1時間当たりの単価契約であり、作業時間は委託費に直結することから、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。

【意見】

公園内草ごみ等収集運搬処分業務について、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。

イ 観光地周辺公園内便所巡回点検業務について

当該業務の概要は、以下のとおりである。

業務名	観光地周辺公園内便所巡回点検業務
業務場所	東山1丁目小公園、東山河岸緑地、主計町緑水苑
業務内容	東山1丁目小公園、東山河岸緑地及び主計町緑水苑内の便所において、適宜巡回点検を行うことにより、公園内の便所の良好な維持管理を行う（巡回時間：午後1時～午後5時）。 <ul style="list-style-type: none"> ・汚れを発見したときは、汚れの状況に応じ、適宜清掃する。 ・便所周辺にゴミ、落葉等を確認した場合には、随時回収、清掃等を行う。 ・巡回点検の際に、施設の破損等異常があれば、多少にかかわらず、緑と花の課まで連絡する。
委託料	1,329,914円（税込） （設計額） 4月～9月分：委託単価1,825円/時×4時間×76日×1.08 = 599,184円 10月～3月分：委託単価1,825円/時×4時間×91日×1.10 = 730,730円
委託期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
委託先	A社
契約方法	随意契約
随意契約理由	当該業務は、東山1丁目小公園、東山河岸緑地及び主計町緑水苑の便所の巡回点検業務である。当該便所は、「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の契約において、1日2回若しくは1回清掃を行っているが、観光客による利用頻度が高く、特に休日等の午後は汚れ方がひどい状況であり、清掃回数の増加では良好な維持管理が難しく、汚れた都度清掃を行う必要がある。 同じ便所清掃に複数業者が入ると清掃用具の管理も複雑になり、清掃の管理責任もわかりづらくなるが、上記業者は、当該公園を含む「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の受託事業者であり、便所内の清掃用具庫内に清掃に必要な用具や消耗品を準備・保管しており、かつ、通常の清掃業務において、公園内便所の使用状況等を把握しており、適切に維持管理ができる唯一の業者であるため、当該業者と随意契約するものである。
決算額	令和元年度：1,329千円

当該業務が随意契約である理由は、受託事業者が「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の受託事業者と同一であることが大きな理由となっている。

「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の概要は、以下のとおりである。

業務名	公園内便所清掃業務（観光地周辺）
業務場所	東山1丁目小公園、東山河岸緑地、主計町緑水苑 外濠公園（大手町広場）、外濠公園（兼六園下）
業務内容	外濠公園（大手町広場）他4箇所の便所の清掃を行う。 清掃頻度は、公園のタイプにより、日毎に1日1回若しくは2回の指定がある。 (タイプ毎の年間清掃回数合計) Hタイプ：外濠公園（大手町広場）、主計町緑水苑 3,381回 Iタイプ：外濠公園（兼六園下） 3,048回 Jタイプ：東山河岸緑地 1,704回 Kタイプ：東山1丁目公園 4,380回 合計 12,513回
委託料	月額 375,000 円（税抜）
委託期間	平成 29 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日（長期継続契約）
委託先	A社
契約方法	指名競争入札（最低制限価格適用）
決算額	令和元年度 : 4,905 千円

これらによれば、後者の「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」と前者の「観光地周辺公園内便所巡回点検業務」では、業務場所及び業務内容における関連性が強く、また、部分的に重複しているものと考えられる。

そのため、両業務を一つの業務として契約することで、委託費の総額を削減できる可能性がある。

【意見】

観光地周辺公園内便所巡回点検業務について、公園内便所清掃業務（観光地周辺）と一体で契約することを検討する必要がある。

【東山河岸緑地 トイレ外観（令和2年12月14日撮影）】



【東山河岸緑地 トイレ内（令和2年12月14日撮影）】



【巻末資料1 金沢市指定避難場所（公園）一覧】

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
野町										
弥生	泉が丘おあしす広場						○	○	○	○
	弥生さくら公園		○		○		○	○	○	○
中村町	神泉児童公園		○				○	○	○	○
	神田町児童公園		○				○	○	○	○
	中村町児童公園		○				○	○	○	○
	白菊町緑地		○				○	○	○	○
十一屋	つつしが丘児童公園						○	○	○	-
	犀川緑地（左岸）						○	○	-	○
	西大桑町児童公園		○				○	○	○	○
	平和町公園			○			○	○	○	○
泉野	泉野出町第1公園						○	○	○	○
	泉野出町第2児童公園		○				○	○	○	○
長坂台	泉野出町第3児童公園						○	○	○	○
	大乘寺丘陵総合公園						○	○	○	○
	長坂みはらし公園		○				○	○	○	○
	長坂台児童公園		○				○	○	○	○
	平和町第1児童公園		○				○	○	○	○
	野田西公園						○	○	○	○
	野田東公園						○	○	○	○
	野田南広場						○	○	○	○
	野田中央公園						○	○	○	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
新豎町	犀川緑地（右岸）						○	○	－	○
	いしかわ四高記念公園						○	○	○	○
	本多の森公園						○	○	○	○
	本多公園						○	○	○	○
菊川	犀川緑地（右岸）					○	○	－	○	
材木	卯辰山公園				○		○	○	○	○
	郡家山公園						○	○	○	－
	常盤町緑地						○	○	○	－
	睦が丘公園						○	○	○	○
	鈴見しょうぶ公園						○	○	○	－
	鈴見児童公園		○				○	○	○	○
	鈴見台第2児童公園		○				○	○	○	○
味噌蔵町	金沢城公園						○	○	○	○
	天神町緑地		○				○	○	○	○
	田井町第1児童公園		○				○	○	○	○
	天神しらうめ公園						○	○	○	○
長町	長町緑地					○	○	－	○	
松ヶ枝	金沢城公園						○	○	○	○
	松ヶ枝緑地		○				○	○	○	○
長土堀	穴水町児童公園		○				○	○	－	○
	犀川緑地（右岸）						○	○	－	○
	神保緑地						○	○	○	○
	大和町防災拠点広場	○					○	○	○	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
芳斎	玉川公園						○	○	○	○
	穴水町児童公園		○				○	○	—	○
	神保緑地						○	○	○	○
此花	此花町緑地						○	○	○	○
	堀川新町公園		○				○	○	○	○
瓢箪										
馬場	卯辰山公園				○		○	○	○	○
	子来町さくら公園						○	○	○	○
	子来町緑地						○	○	○	○
浅野町	元町第3児童公園						○	○	—	○
	浅野本町第2児童公園						○	○	—	○
	浅野本町第3児童公園						○	○	—	○
森山	卯辰山公園				○		○	○	○	○
	小金町公園		○				○	○	○	○
	鳴和憩いの広場						○	○	○	—
	鳴和台桜丘公園		○				○	○	○	—
	鳴和台市民公園		○				○	○	○	—

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
小坂	三池はすのみ公園						○	○	－	○
	三池はすの里公園						○	○	－	○
	小坂白蓮公園						○	○	－	○
	城北中央公園		○				○	○	－	○
	神宮寺運動公園						○	○	－	○
	神宮寺桜児童公園						○	○	－	○
	神谷内児童公園		○				○	○	○	－
	東金沢駅前かがやき公園						○	○	－	○
	東金沢スポーツ広場						○	○	－	○
千坂	横枕はすの里公園		○				○	○	－	○
	金市やすらぎ公園						○	○	○	○
	荒屋八幡公園						○	○	－	○
	千木日吉の森公園						○	○	○	○
	東インター公園		○				○	○	－	○
	疋田中央公園		○				○	○	－	○
	福久かねと公園						○	○	－	○
	福久わんぱく公園						○	○	－	○
	福久中央公園						○	○	－	○
	福久南ほたる公園		○				○	○	○	○
	法光寺ふれあい公園						○	○	○	○
法光寺運動広場						○	○	○	○	

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
夕日寺	奥卯辰山健民公園						○	○	○	○
	御所かつら公園						○	○	○	○
	御所さくら公園						○	○	○	○
	御所にし公園						○	○	○	○
	御所ひがし公園						○	○	○	○
	山王町第2児童公園						○	○	○	○
	山王町第4児童公園						○	○	○	○
諸江	駅西第2児童公園		○				○	○	—	○
	割出町公園		○				○	○	—	○
	諸江児童公園						○	○	—	○
	諸江町下丁ふれあい公園		○				○	○	—	○
	諸江町上丁ゆうあい公園		○				○	○	—	○
	北安江2丁目公園		○				○	○	—	○
	問屋児童公園						○	○	—	○
	問屋町緑地						○	○	—	○
浅野川	弓取町児童公園						○	○	—	○
	三口町第1児童公園		○				○	○	—	○
	北間町公園						○	○	—	○
	北間町西公園						○	○	—	○
	湊2丁目釣公園						○	○	—	○
	湊運動公園						○	○	—	○
	大河端西鷹狩り公園						○	○	—	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
鞍月	鞍月セントラルパーク						○	○	○	○
	鞍月磯のひろば公園						○	○	○	○
	鞍月広場						○	○	－	○
	鞍月中央公園				○		○	○	－	○
	戸水公園						○	○	－	○
	戸水船のひろば公園						○	○	－	○
	大友なぎさ公園						○	○	○	○
	直江北公園		○				○	○	－	○
	湊3丁目公園						○	○	－	○
粟崎	粟崎第1公園		○				○	○	○	○
	粟崎中央公園		○	○			○	○	○	○
	粟崎町4丁目児童公園						○	○	○	○
	木谷公園						○	×	○	○
川北	松寺中央公園						○	○	－	○
	城北市民テニスコート						○	○	－	○
	金沢城北市民運動公園				○		○	○	－	○
大浦	こなん水辺公園			○			○	○	－	○
	みなと新婚の森						○	○	－	○
	瑞樹西公園						○	○	－	○
	瑞樹中央公園						○	○	○	○
	湊1丁目公園						○	○	－	○
	湊2丁目水鳥公園						○	○	－	○
	木越運動公園			○			○	○	○	○
	木越中央公園						○	○	－	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
米丸	あすなろの森		○				○	○	－	○
	玉鉾公園		○	○			○	○	－	○
	高畠第2児童公園		○				○	○	－	○
	黒田児童公園		○	○			○	○	－	○
	伏見川スポーツ公園						○	○	－	○
	米丸中央公園		○	○			○	○	－	○
	保古東公園		○				○	○	－	○
	米丸交流広場						○	○	－	○
新神田	糸田第2児童公園						○	○	－	○
	神田交通公園						○	○	○	○
	入江第1児童公園						○	○	○	○
押野	押野松の木公園		○				○	○	○	○
	八日市アメリカフウ児童公園		○				○	○	○	○
	八日市ケヤキ児童公園		○				○	○	○	○
	八日市住吉中央公園		○				○	○	○	○
西南部	チカモリ遺跡公園						○	○	○	○
	古府町第1児童公園						○	○	○	○
	新保本町ふれあい公園						○	○	○	○
	新保本町中央公園						○	○	○	○
	西金児童公園						○	○	○	○
	西部中央公園		○				○	○	－	○
	八日市出町ふるみや公園		○				○	○	○	○
	西金沢テニスコート						○	○	○	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
三和	いなほふれあい公園						○	○	○	○
	上荒屋1丁目くすのき公園		○				○	○	○	○
	上荒屋つばき公園		○				○	○	○	○
	上荒屋にれの木公園		○				○	○	○	○
	上荒屋もくれん公園		○				○	○	○	○
	神野東公園						○	○	—	○
	矢木第1児童公園		○				○	○	○	○
三馬	横川児童公園		○				○	○	—	○
	清泉公園		○		○		○	○	○	○
	有松たつあがり公園		○				○	○	○	○
	有松児童遊園		○				○	○	○	○
米泉										
富樫	寺地いなほ公園		○				○	○	○	○
	寺地なかよし公園						○	○	○	○
	寺地みんなの広場						○	○	○	○
	大乘寺丘陵総合公園				○		○	○	○	○
	金沢南総合運動公園	○					○	○	○	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
伏見台	円光寺第2公園		○				○	○	—	○
	横川日吉児童公園		○				○	○	○	○
	久安殿屋敷公園						○	○	—	○
	久安伏見公園		○				○	○	—	○
	窪錦丘公園		○				○	○	—	○
	窪伏見台公園		○				○	○	○	○
	高尾中央公園		○	○			○	○	○	○
	三馬第1児童公園		○				○	○	○	○
	三馬第2児童公園						○	○	○	○
	三馬第3児童公園		○				○	○	○	○
	三馬第4児童公園						○	○	○	○
	的場公園		○				○	○	○	○
額	額せせらぎ公園		○				○	○	○	○
	額乙丸児童公園						○	○	—	○
	額新保中央公園		○				○	○	○	○
	額谷ふれあい公園			○	○		○	○	○	○
	額谷運動広場						○	○	○	○
	額谷第1児童公園		○				○	○	○	○
	光が丘3丁目児童公園		○				○	○	○	○
	光が丘中央公園		○				○	○	○	○
	大額1丁目公園						○	○	○	○
	大額2丁目公園		○				○	○	○	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
四十万	三十苅児童公園		○				○	○	—	○
	三十苅中央公園		○				○	○	—	○
	四十万あいぞめ公園		○				○	○	○	○
	四十万きずな広場				○		○	○	○	○
	四十万中央公園		○	○			○	○	○	○
	中四十万児童公園		○				○	○	○	—
扇台	あすなろ公園		○				○	○	○	○
	額新町1丁目緑地		○				○	○	○	○
	額新町2丁目緑地		○				○	○	○	○
	額新町第2公園						○	○	○	○
	額新町第3児童公園						○	○	○	○
	光が丘1丁目児童公園		○				○	○	○	○
	高尾第3児童公園		○				○	○	○	—
	高尾南ゆうあい公園		○				○	○	○	○
	城谷公園		○				○	○	○	○
	馬替児童公園		○				○	○	○	○
長田町	駅西第1児童公園		○				○	○	○	○
	駅西第3児童公園		○				○	○	○	○
	駅西中央公園		○				○	○	○	○
	長田2丁目ひまわり公園						○	○	—	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
戸板	駅西第4児童公園		○				○	○	○	○
	戸板東公園						○	○	○	○
	桜田中央公園						○	○	—	○
	桜田南児童公園						○	○	—	○
	示野中青島公園						○	○	—	○
	示野中中央公園						○	○	—	○
	示野町児童公園						○	○	—	○
	若宮中央公園						○	○	○	○
	出雲中央公園						○	○	—	○
	西都ゆめみどり公園						○	○	○	○
	大豆田公園						○	○	○	○
	北町児童公園						○	○	○	○
	戸板公園						○	○	—	○
	示野公園						○	○	—	○
西	姉妹都市公園						○	○	○	○
	南新保第2児童公園		○				○	○	—	○
	西念町児童公園						○	○	○	○
	西念町第2公園		○				○	○	—	○

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震 適否	キ 津波 適否	ク 洪水 適否	ケ 土砂 適否
二塚	加賀友禅染色団地公園						○	○	－	○
	健民海浜公園						○	○	○	○
	古府中央公園						○	○	－	○
	古府徳代公園		○				○	○	－	○
	松島町西公園						○	○	－	○
	松島町中央公園						○	○	－	○
	神野東公園						○	○	－	○
	西部緑地公園						○	○	－	○
	専光寺五本松公園						○	○	○	○
	専光寺ソフトボール場						○	○	○	○
安原	みどり第2児童公園						○	○	○	○
	みどり中央公園						○	○	○	○
	みどり庭園公園						○	○	○	○
	安原中央公園						○	○	－	○
	産王の杜公園						○	○	－	○
	上安原中央公園						○	○	○	○
	打木町くろまつ公園						○	○	－	○
	打木町東児童公園						○	○	－	○
	八洲原公園						○	○	－	○
	福増あじさい公園						○	○	－	○
	福増ゆめ公園						○	○	○	○
安原スポーツ広場	○					○	○	○	○	

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
大徳	きびきの中央公園						○	○	－	○
	松村あおぞら公園						○	○	－	○
	松村第2公園		○				○	○	－	○
	畝田町児童公園						○	○	－	○
	藤江北やすらぎ公園						○	○	○	○
	藤江北中央公園		○				○	○	○	○
	無量寺うみかぜ公園						○	○	－	○
	無量寺ベイパーク						○	○	－	○
	無量寺公園						○	○	－	○
金石町	金石銭五公園						○	○	○	○
	大野湊緑地公園						○	○	－	○
大野町										
小立野	笠舞第2児童公園						○	○	○	○
	笠舞第3児童公園						○	○	○	○
崎浦	三口新町第1児童公園		○				○	○	○	○
	三口新町第2児童公園		○				○	○	○	○
	三口新町第3児童公園		○				○	○	○	○
	小立野児童公園						○	○	○	○
	大桑かやのした公園						○	○	○	○
	土清水たかみ公園						○	○	○	○
	土清水なかの公園		○				○	○	○	○
	土清水みすぎ公園		○				○	○	○	○
	涌波堤公園						○	○	○	○
内川	内川スポーツ広場					○	○	○	－	
犀川	犀清台児童公園					○	○	○	○	
湯涌										

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
田上	旭町なかよし公園						○	○	○	○
	旭町河畔公園						○	○	—	○
	旭町中央公園		○				○	○	○	○
	医王の杜公園						○	○	○	○
	奥卯辰山健民公園						○	○	○	○
	若松せせらぎ公園						○	○	○	○
	若松町第2児童公園		○				○	○	○	—
	若松八幡さん公園						○	○	○	○
	浅野川すずかけ公園						○	○	○	○
	太陽が丘ゆうひみ公園						○	○	○	○
	太陽が丘詩の木公園						○	○	○	○
	中瀬栃の木公園						○	○	○	○
	田上さくらぶち公園						○	○	○	○
	田上郷公園						○	○	○	○
	田上桜の道公園						○	○	○	○
	田上児童公園						○	○	○	—
	田上中央公園		○				○	○	○	○
	田上本町高嶋公園						○	○	○	○
	田上本町朝霧公園						○	○	○	○
	田上本町馬場公園						○	○	○	○
太陽が丘しいの木公園		○				○	○	○	○	
田上郷公園						○	○	○	○	
田上桜の道公園						○	○	○	○	
東浅川										
俵	戸室スポーツ広場						○	○	○	○
医王山										

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
森本	吉原児童公園						○	○	○	○
	森本こどもグラウンド						○	○	○	○
	森本しちょうが丘公園						○	○	—	○
花園										
湖南	湖陽児童公園						○	○	—	○
	湖陽緑道公園						○	○	—	○
	北部公園						○	○	—	○
	柳瀬川つつみ公園						○	○	—	○
薬師谷	河原市町みずほ中央公園						○	○	○	○
三谷										

指摘事項・意見一覧

1 指摘事項 2件

【総論】

番号	頁	内 容
1	28	・ 緑のまちづくり計画における年度評価の公表について 緑のまちづくり計画における令和元年度の取組や活動について、進捗状況や目標達成状況、検証結果等を早急に公表すべきである。

【各論】

番号	頁	内 容
2	102	・ 公園施設長寿命化計画について 公園施設長寿命化計画に基づく公園のライフサイクルコスト縮減のため、施設台帳に毎年の点検及び対策実施履歴を継続的に記録していくべきである。

2 意見 15件

【各論】

番号	頁	内 容
1	42	・ 街路樹の数量の報告について 街路樹維持管理業務委託における街路樹の数量について、設計数量と現場の数量に差異がある場合の報告を受託事業者徹底させる必要がある。
2	42	・ 街路樹の定期点検について 全街路樹を対象とした点検は、街路樹マスタープランで示されている3～5年に一度を目安に実施する必要がある。
3	48	・ 制度の利用件数について 緑のまちづくり市民協働推進費及び屋上等緑化事業費補助について、利用が極めて少ないことから、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。
4	49	・ 特別緑地保全地区の適正な管理について 特別緑地保全地区における除草や剪定等の適正な管理について、適宜実施するよう管理者へ働きかける必要がある。
5	57	・ 緑の少年団について 緑の少年団について、登録団体数の増加及び活動の活性化に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。
6	60	・ かなざわ緑と花の会について かなざわ緑と花の会について、活動員数の増加及び活動の活性化に向けて、活動内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。
7	63	・ 金沢市緑のまちづくり審議会について 緑のまちづくり計画の進捗状況について、緑のまちづくり審議会へ報告を行い、結果に対する助言や提言を受ける必要がある。

番号	頁	内 容
8	81	・金沢城北市民運動公園の周知について 金沢城北市民運動公園について、より多くの人に公園施設を認知してもらい、利用促進につながるよう、案内図を掲載する等、ホームページの充実を図る必要がある。
9	101	・遊戯施設の撤去・設置工事について 遊戯施設について、撤去及び設置が同一の業者で実施可能な場合は、一連の工事として発注するよう検討する必要がある。
10	101	・バリアフリースイレについて バリアフリースイレがある公園について、ホームページで公開する必要がある。
11	116	・公園愛護活動について 公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。
12	121	・公園施設日常点検業務について 公園施設日常点検業務について、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。
13	124	・金沢城北市民運動公園の用地について 金沢城北市民運動公園の用地の一部に係る賃貸借契約について、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。
14	130	・公園内草ごみ等収集運搬処分業務の業務内容について 公園内草ごみ等収集運搬処分業務について、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。
15	132	・同種の業務の一括契約について 観光地周辺公園内便所巡回点検業務について、公園内便所清掃業務（観光地周辺）と一体で契約することを検討する必要がある。